

2026

データにみる市川市の都市基盤



市川市動植物園 おさるーむ



目次

1－1．位 置	3
1－2．沿 革	4
1－3．市域の変遷	8
1－4．人 口	9
●人口と世帯数	9
●人口の推移	9
●DID	10
●産業別就業人口	11
●夜間人口及び昼間人口	11
1－5．産 業	12
●農 業	12
●水 産 業	12
●工 業	12
●商 業	12
1－6．予 算	13
1－7．職 員 数	15
2－1．市川市のまちづくり	16
●都市課題の要因	16
●まちづくりの方向	18
3－1．都市計画	20
●都市計画マスタープラン	21
●景観基本計画	22
●景観計画	22
●景観協定	22
●届出・申請・許可等件数	24
3－2．道 路	25
都市計画道路	26

道路の整備.....	28
道路の管理.....	29
地籍調査	30
東京外かく環状道路（外環）	32
3－3．交 通	34
交通施設の整備（鉄道・バス・駐車場）	34
放置自転車対策.....	38
3－4．市街地の整備	40
土地区画整理事業.....	40
市街地再開発事業.....	42
行徳臨海部のまちづくり	46
3－5．水と緑・公園	51
水辺の環境整備	51
公園・緑地.....	54
動植物園	63
大町レクリエーションゾーン構想と概要	66
3－6．治 水	67
3－7．下 水 道	71
3－8．住 宅	75
3－9．宅地・建築	77
宅 地.....	77
建築の指導.....	80
公共建築物の耐震対策.....	84
3－10．環 境.....	85
環境の現況.....	85
地球温暖化問題への取り組み	92
生物多様性いちかわ戦略	96
循環型社会の構築	98
参考．2 基本計画.....	104

1-1. 位 置

市川市は千葉県北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と東京湾に面し、また江戸川を隔てて東京都江戸川区・葛飾区と相對している。

都心から 20 キロメートル圏内にあり、文教・住宅都市として発展している。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通が集中しており、JR総武線・京葉線・武蔵野線、京成線、東京メトロ東西線、都営新宿線、北総線といった鉄道網が発達し、京葉道路・湾岸道路・国道 14 号などの幹線道路が東西方向に通っている。

地形は、北部に標高 20 メートル前後の台地があるほかは、おおむね平坦である。北部は、大野・大町の台地を中心に梨栽培などの農業が盛んで、屋敷林や斜面林などの緑も多い。中央部は、古くからの住宅地が多く、京成線に沿った菅野、八幡の一带には市の木であるクロマツが点在し、市の代表的景観を形成している。南部は、埋め立てによってできた部分が多く、高度成長期以降東西線開業を機にマンションなどの高層住宅が発達した。東京湾に面した臨海部には、湾岸道路を中心に物流の拠点や工業地帯が広がっている。

■市川市の位置



位置(市役所)——東経139度55分
北緯 35度43分

東西延長————— 8.2km

南北延長—————13.4km

面 積—————56.39km²

人 口—————500,204 人

(令和 8 年 3 月 31 日現在 ※千葉県毎月常住人口調査より)

1-2. 沿革

市川市の北部丘陵地帯には、堀之内、曾谷及び姥山貝塚をはじめとする数多くの遺跡があり、古代より人間が住みつき生活の場として栄えてきたことを物語っている。7 世紀に、現在の国府台周辺に下総の国府が置かれ、8 世紀には、現在の国分に国分寺が建立される等、常に地方文化の中心として発展を極めてきた。

江戸時代には、幕府直轄の所領や寺社等に属したが、明治 6 年に千葉県 of 所管となり、明治 22 年の町村制の実施を経て、昭和 9 年 11 月 3 日市川町、八幡町、中山町及び国分村が合併し、千葉県では、千葉市、銚子市について 3 番目、全国で 122 番目の市制施行になった。更に、昭和 24 年 11 月 3 日に大柏村、30 年 3 月 31 日に行徳町、31 年 10 月 1 日には南行徳町を合併し市域を拡大した。昭和 50 年代からは、急激な人口の増加に伴い、郊外住宅都市として都市化が進んできた。また、京葉臨海工業地帯の開発計画の一環として昭和 32 年より順次、埋立事業を実施し、昭和 61 年 3 月までに高谷新町、二俣新町をはじめとする約 439ha に及ぶ土地が造成され、市域に編入された。

首都東京と隣接した本市は主要な交通軸上に位置し、また、臨海部への企業進出等により人口が急増したこともあり、首都圏及び千葉県の中核的な都市として発展を続けている。

◆まちづくり年表

年	事	項
1889	明治 22 年	市川町・八幡町・中山村・国分村設置
1894	27 年	総武鉄道市川～佐倉間単線開通 市川駅開設
1914	大正 3 年	京成電気軌道押上～市川真間間開通 国府台駅・真間駅開設
1915	4 年	京成電気軌道市川真間～中山間開通
1918	7 年	市内に電気供給開始
1919	8 年	江戸川放水路完成
1923	12 年	関東大震災発生
1926	昭和元年	市内にガス供給開始
1930	5 年	市内に電話業務開始
1934	9 年	市川町・八幡町・中山町・国分村合併市制施行(人口約 41,000 人)
1935	10 年	国鉄 本八幡駅開設、京成 鬼越駅開設 市役所庁舎完成
1936	11 年	都市計画区域指定(32,99km ²)
1937	12 年	市内に水道敷設
1938	13 年	都市計画法に基づく用途地域及び風致地区の指定(国府台、八幡、法華経寺)
1940	15 年	都市計画法に基づく都市計画道路の決定
1942	17 年	都市計画法に基づく公園の決定
1943	18 年	都市計画法に基づく空地地区の指定

年		事 項
1949	24 年	東葛飾郡大柏村を合併 大柏出張所開設
1955	昭和 30 年	東葛飾郡行徳町を合併
1956	31 年	東葛飾郡南行徳町を合併、ローリングダム式行徳橋完成
1959	34 年	市単独による公有水面埋立事業に着手、国鉄市川駅南口開設
1960	35 年	都市計画法に基づく墓園の決定、東京～千葉有料道路(京葉道路)完成
1961	36 年	公共下水道事業に着手
1966	41 年	衛生処理場完成、東浜地先埋立に着手
1968	43 年	県事業市川松戸有料道路開通
1969	44 年	地下鉄5号線(東西線)開通、行徳駅開設、京葉港市川地区土地造成事業に着手、 東京外郭環状道路(延長 11.02km・幅員 40m)の都市計画決定、市川市都市計画審議会設置、 新都市計画法施行、騒音規制法による事務委任
1970	45 年	市街化区域及び市街化調整区域決定
1971	46 年	大気汚染防止法に基づく事務委任(工場以外)
1972	47 年	下水道終末処理場完成、市川市地方卸売市場開設、新行徳有料道路開通、 国鉄総武線都市計画鉄道連続立体高架複々線完成、「市川市公害防止条例」を制定
1973	48 年	新都市計画法に基づく風致地区の指定(大町、梨風苑)、変更(国府台、八幡、法華経寺)
1974	49 年	西浜清掃工場完成、人口30万人到達、水質汚濁防止法の政令市に指定
1975	50 年	財団法人市川市清掃公社、市川市土地開発公社設立、悪臭防止法の地域指定
1977	52 年	市民憲章制定
1978	53 年	一般国道357号(湾岸道路)開通、国鉄武蔵野線開通 市川大野駅開設、 振動規制法による地域規制及び規制基準を施行
1979	54 年	市川市総合計画(基本構想・基本計画)を策定、同第一次実施計画をスタート、 真間川を総合治水対策特定河川に指定
1980	55 年	市川市斎場完成、都営地下鉄10号線都市計画決定
1981	56 年	東西線南行徳駅開設、江戸川流域下水道供用開始、 台風24号で真間川水系が氾濫 浸水7500戸、 真間川水系河川激甚災害対策特別緊急事業に着手、緑地保全地区決定
1982	57 年	市川市総合計画第二次実施計画をスタート
1985	60 年	人口40万人到達 雨水排水基本計画策定
1986	61 年	無電柱化事業(5ヶ年計画)の実施、市川市総合計画(基本構想・総合5ヵ年計画)を策定、 第一次総合5ヵ年計画をスタート、地区計画の都市計画決定(塩浜地区)、 財団法人市川市緑の基金設立
1987	62 年	動植物園開園
1988	63 年	都市基本計画を策定、市川駅北口市街地整備としてアイアイロード完成、 JR京葉線開通 市川塩浜駅・二俣新町駅開設

年		事 項
1989	平成元年	都営地下鉄10号線開通 本八幡駅開設、地区計画の都市計画決定(南行徳駅周辺地区)
1990	平成2年	市街地整備基本計画を策定、地区計画の都市計画決定(本八幡駅北口地区)、 第一種市街地再開発事業を決定(本八幡C-1、D-1、D-2地区)、 高度利用地区(本八幡駅北口地区)の都市計画決定
1991	3年	駐車場整備地区を都市計画決定、地区計画の都市計画決定(鬼高商業・文化拠点地区)、 第二次総合5ヵ年計画スタート、北総開発鉄道京成高砂～新鎌ヶ谷間開通 大町駅・北国分駅開設
1992	4年	地区計画の都市計画決定(大町地区)、生産緑地地区の都市計画決定
1993	5年	市川駅南口第一種市街地再開発事業の決定、 地区計画の都市計画決定(市川駅南口地区、柏井地区)、 市川二期地区土地造成基本計画の決定(470ha)、 「自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」を施行(平成5年6月)、 東京外郭環状道路建設計画を受け入れ(幅員60m)、観賞植物園を開園、 「市川市生活排水対策推進計画」を策定、「いちかわ環境プラン」を策定
1994	6年	建設局を設置、地区計画の都市計画決定(堀之内地区・妙典地区)、クリーングリーン都市を宣言、 市川市クリーンセンター完成、生涯学習センター(メディアパーク市川)開館
1996	8年	第三次総合5ヵ年計画スタート、東京外郭環状道路(千葉県区間)の都市計画決定(変更)
1998	10年	保健医療福祉センター(リハビリパーク)開設、「市川市環境基本条例」を制定、 市川市公害防止条例を全部改正し「市川市環境保全条例」を制定
2000	12年	市川二期埋立計画縮小案提示(90ha)、市川市総合計画「I&Iプラン21」(基本構想)策定、 東西線 妙典駅開設、新衛生処理場完成、 「市川市環境基本計画」を策定、クリーンセンターがISO14001を認証取得
2001	13年	市川市総合計画「I&Iプラン21」(基本計画)策定、第一次総合5ヵ年計画スタート、 市川二期埋立計画中止、人口45万人到達、屋上緑化補助制度開始、保存樹木協定制度開始、 地区計画の都市計画決定(真間4丁目地区)
2002	14年	市川市情報プラザ完成(電子市役所開設)、 「市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手続及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例」を施行、 本庁舎・分庁舎・消防局でISO14001を認証取得、「いちかわじゅんかんプラン21」を策定、 行徳臨海部基本構想策定
2003	15年	交通バリアフリー基本構想策定、円卓会議にて三番瀬再生計画案とりまとめ
2004	16年	「市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手続等の特例に関する条例」を施行、都市計画マスタープラン策定、総合交通計画策定、景観基本計画策定、 大洲防災公園開園、みどりの基本計画策定、市民マナー条例施行、 七中・行徳公会堂等複合施設完成(市川市初のPFI事業)、 WHO憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言、地区計画の都市計画決定(原木西浜地区)
2005	17年	市民(納税者)が選ぶ「市民活動団体支援制度」を開始、 市民あま水条例(市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例)の施行
2006	18年	第二次総合3ヵ年計画スタート、市川市景観計画策定、市川市景観条例の施行、 市街地再開発事業・地区計画の都市計画決定(本八幡A地区)
2007	19年	クリーンセンター余熱利用施設開設

年		事 項
2008	20 年	第3回健康都市連合総会・大会主催市として開催、第三次総合3ヶ年計画スタート 市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施設建築物(B 街区)工事完了(行政サービスセンター、地域包括支援センターあんしん市川駅前、高齢者職業相談室、ヤング・ジョブ・サポートいちかわ)
2009	21 年	市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施設建築物(A 街区)工事完了(図書館、保育園、45 階展望フロアー)、地区計画の都市計画決定(東京ベイ医療センター地区、菅野 3 丁目地区)、「市川市地球温暖化対策地域推進計画」策定
2010	22 年	広尾防災公園開園、地区計画の都市計画決定(加藤新田地区)
2011	23 年	東日本大震災により市内液状化、「市川市自転車の安全利用に関する条例」を施行、市川市景観計画の変更、「市川市景観条例」を改正、市川市総合計画「I&Iプラン21」(第二次基本計画:10 年間)策定及び第一次実施計画(3 年間)スタート、ISO14001の認証登録を返上し、市独自の環境マネジメントシステムの運用を開始
2012	24 年	「市川市空き家等の適正な管理に関する条例」を施行、東京ベイ・浦安市川医療センターがオープン、「第二次市川市環境基本計画」策定
2013	25 年	本八幡 A 地区第一種市街地再開発事業Ⅰ期工事(住宅棟・業務棟)工事完了、クリーンセンター延命化工事完了、「第三次市川市生活排水対策推進計画」策定、「第二次市川市地球温暖化対策実行計画<事務事業編(暫定版)>」策定
2014	26 年	第二次実施計画(3 年間)スタート、「生物多様性いちかわ戦略」策定
2015	27 年	臨港地区の都市計画決定、本八幡A地区第一種市街地再開発事業Ⅱ期工事(商業棟)工事完了
2016	28 年	地区計画の都市計画決定(二俣地区)、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定、「公共施設等総合管理計画」策定、「市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定、無料駐輪場の有料化、都市計画道路3・4・18号が全線開通(未開通区間であった約 1.6km が開通)
2017	29 年	第三次実施計画(3 年間)スタート、地区計画の都市計画決定(市川塩浜第 1 期地区・北方町地区)、大和田ポンプ場の供用開始
2018	30 年	道の駅いちかわ開業、外かく環状道路の供用開始、妙典橋の供用開始
2020	令和 2 年	県道 市川浦安線 行徳橋の開通、市川市景観計画の変更、中山参道景観重点地区の指定、市川漁港の第Ⅰ期工事完了
2021	令和 3 年	都市計画道路3・4・12号が全線開通、 都市計画道路1・3・3号(北千葉道路1号線)・都市計画道路1・3・4号(北千葉道路2号線)の都市計画決定及び一部事業化、 都市計画道路3・1・4号(稲越国府台線)・都市計画道路3・1・5号(大町線)の都市計画変更及び一部事業化、 都市計画道路3・3・9号(柏井大町線)の都市計画変更、 (仮称)押切・湊橋(都市計画道路3・4・25号湊海岸線)の都市計画変更、決定
2022	令和 4 年	(仮称)押切・湊橋(都市計画道路3・4・25号湊海岸線)の事業認可、「ぴあばーく妙典」の一部開設
2023	令和 5 年	市川都市計画火葬場の都市計画変更
2024	令和 6 年	地区計画の都市計画決定(本八幡駅北口駅前地区)、 市街地再開発事業の都市計画決定(本八幡駅北口駅前地区)
2025	令和 7 年	「八幡市民交流館 ニコット」「ぴあばーく妙典 COCO(ココ)」の開館
2026	令和 8 年	市川市総合計画 2050 策定、実施計画スタート、都市計画マスタープラン改定

1-3. 市域の変遷

町村合併、公有水面埋立などにより市域面積は 56.39km²になっている。

	面積[km ²]	摘 要
昭和 9 年 11 月 3 日	22.95	市制施行(市川町、八幡町、中山町、国分村が合併)
昭和 24 年 11 月 3 日	32.99	大柏村合併
昭和 30 年 3 月 31 日	45.80	行徳町合併
昭和 31 年 10 月 1 日	51.42	南行徳町合併
昭和 37 年 11 月 1 日	52.34	公有水面の埋立により高谷新町誕生
昭和 38 年 10 月 1 日	53.02	公有水面の埋立により二俣新町誕生
昭和 41 年 12 月 27 日	53.35	公有水面の埋立により千鳥町誕生
昭和 41 年 12 月 27 日	53.42	公有水面の埋立地を本行徳字東浜に編入
昭和 43 年 7 月 30 日	53.60	公有水面の埋立により高浜町誕生
昭和 43 年 7 月 30 日	53.64	公有水面の埋立地を加藤新田字沖場に編入
昭和 44 年 10 月 1 日	53.76	建設省国土地理院による境界未定地の査定に伴う誤謬訂正
昭和 45 年 11 月 6 日	53.76	公有水面の埋立地を二俣新町に編入
昭和 46 年 4 月 30 日	53.76	公有水面の埋立地を高谷新町・高浜町に編入
昭和 46 年 11 月 5 日	53.77	公有水面の埋立地を二俣新町・下新宿に編入
昭和 48 年 1 月 19 日	54.30	公有水面の埋立により塩浜1丁目誕生
昭和 48 年 12 月 14 日	55.26	公有水面の埋立により塩浜2・3・4丁目誕生
昭和 49 年 11 月 5 日	55.72	公有水面の埋立地を千鳥町・塩浜1・3・4丁目に編入
昭和 51 年 1 月 23 日	55.94	公有水面の埋立により東浜1丁目誕生
昭和 55 年 8 月 22 日	56.31	周辺の公有水面の埋立により新浜3丁目誕生
昭和 59 年 10 月 30 日	56.39	公有水面の埋立地を塩浜3丁目に編入

1-4. 人 口

●人口と世帯数

市川市の人口は、令和 8 年 3 月 31 日現在 500,204 人で、人口密度は 8,870人／km²、世帯数は 266,888 世帯である。

●人口の推移

以下の表の各数値は、平成22年までは国勢調査結果(各年 10 月 1 日現在)を示しており、平成27年以降は住民基本台帳における各年9月30日現在の数値を示している。

	世 帯	人 口			人口密度 (1km ² 当り)	世帯人員 (1世帯当り)	性 比 (女=100)	備考
		総 数	男	女				
大正 9 年	3,217	17,921	9,717	8,204	781	5.57	118.4	国勢調査
14 年	6,003	29,528	15,351	14,177	1,287	4.92	108.3	国勢調査
昭和 5 年	7,467	37,789	19,067	18,722	1,647	5.06	101.8	国勢調査
10 年	8,895	46,711	22,637	24,074	2,035	5.25	94.0	国勢調査
15 年	11,706	58,060	28,324	29,736	2,530	4.96	95.3	国勢調査
20 年	16,876	74,522	35,828	38,694	3,247	4.42	92.6	人口調査
25 年	22,199	102,506	49,675	52,831	3,107	4.62	94.0	国勢調査
30 年	27,559	129,700	63,598	66,102	2,832	4.71	96.2	国勢調査
35 年	37,647	157,301	78,220	79,081	3,059	4.18	98.9	国勢調査
40 年	56,549	207,988	105,731	102,257	3,923	3.68	103.4	国勢調査
45 年	77,618	261,055	132,787	128,268	4,856	3.36	103.5	国勢調査
50 年	102,678	319,291	163,179	156,112	5,730	3.11	104.5	国勢調査
55 年	127,775	364,244	184,969	179,275	6,469	2.85	103.2	国勢調査
60 年	141,437	397,822	202,454	195,368	7,055	2.81	103.6	国勢調査
平成 2 年	169,836	436,596	225,177	211,419	7,742	2.57	106.5	国勢調査
7 年	181,213	440,555	227,873	212,682	7,813	2.43	107.1	国勢調査
12 年	193,582	448,642	232,473	216,169	7,956	2.32	107.5	国勢調査
17 年	208,168	466,608	239,659	226,949	8,275	2.24	105.6	国勢調査
22 年	220,582	473,919	239,222	234,697	8,404	2.15	101.9	国勢調査
27 年	231,425	476,285	242,251	234,034	8,446	2.06	103.5	
令和 2 年	249,440	492,118	249,182	242,936	8,727	1.97	102.6	
3 年	250,949	491,411	248,531	242,880	8,715	1.96	102.3	
4 年	253,302	492,275	248,853	243,422	8,730	1.94	102.2	
5 年	255,930	492,835	249,048	243,787	8,740	1.93	102.2	
6 年	259,818	494,824	249,829	244,995	8,775	1.90	102.0	
7 年	264,223	497,995	251,303	246,692	8,831	1.88	101.9	

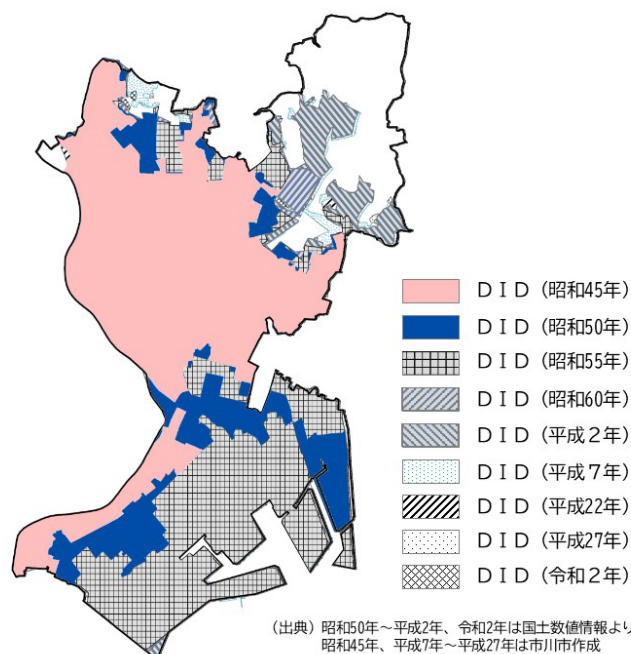
※大正 9 年から昭和 5 年までの国勢調査人口は、昭和 9 年 11 月 3 日市制施行時の市域(市川町、八幡町、中山町、国分村)をもって合算したものを示したものである。

※平成27年以降のデータは、平成 24 年 7 月 9 日に施行された住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳を用いた集計に変更したものである。

●DID

DID(人口集中地区)の推移をみると、昭和45年には市域面積に対する割合が40.7%、市域人口に対する割合が87.7%だったものが、令和2年には、それぞれの割合が83.2%、97.9%を占め、面積、人口とも増加している。

(注)DIDとは、国勢調査区を基礎単位として、人口密度40人/ha以上の調査区が隣接して、5,000人以上を有する地域のこと。



◆DID地区の推移

国勢調査より(各年10月1日現在)

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口(人)	228,898	288,560	342,174	375,667	426,185	430,355	437,735	455,300	463,083	471,013	486,306
面積(km ²)	21.9	29.4	44.1	44.4	46.8	47.5	47.6	47.4	47.4	47.5	46.9
人口密度(人/km ²)	10,452	9,815	7,759	8,461	9,107	9,066	9,196	9,608	9,778	9,927	10,365
市域人口に対する割合(%)	87.7	90.4	93.9	94.4	97.6	97.7	97.6	97.6	97.7	97.8	97.9
市域面積に対する割合(%)	40.7	52.8	78.3	78.7	83.0	84.2	84.4	84.0	84.0	84.1	83.2

●産業別就業人口

産業別就業人口の推移をみると、第 1 次産業、第 2 次産業において就業比率は減少傾向にあり、令和 2 年には第 1 次産業就業比率は 0.5%、第 2 次産業就業比率は 15.6%、第 3 次産業就業比率は 79.8%となっている。

◆産業別就業人口の推移

国勢調査より（各年 10 月 1 日現在）

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年		千葉県（参考）	
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)
第一次産業	1,646	0.7	1,550	0.7	1,243	0.6	1,259	0.6	1,242	0.5	69,472	2.4
第二次産業	51,566	21.5	44,943	19.2	35,824	16.0	36,404	16.8	37,222	15.6	527,288	18.4
第三次産業	179,773	75.1	179,830	76.7	166,583	74.6	165,420	76.2	190,838	79.8	2,166,702	75.7
分類不詳	6,337	2.7	8,074	3.4	19,561	8.8	14,110	6.4	9,769	4.1	98,673	3.5
合 計	239,322	100.0	234,397	100.0	223,211	100.0	217,193	100.0	239,071	100.0	2,862,135	100.0

●夜間人口及び昼間人口

夜間人口及び昼間人口を令和 2 年でみると、他市町村への通勤通学者の流出入口が、165,291 人（東京都 118,720 人、県内他市町村 39,607 人、東京都を除く県外 6,964 人）で夜間人口（常住人口）496,676 人の 33.3%を占めている。一方、他市町村からの流入人口は 69,828 人で流出入口の方が 95,463 人多く、この結果、昼間人口は 401,213 人となっている。

※流出入口の内訳については、15 才未満の通学者を含まない。

※平成 22 年以降の流出入口は他市区町村への通勤・通学者で従業地・通学地不詳の者を含まない。

※「2018 年版データに見る市川市の都市基盤」にて、平成 7 年～17 年の夜間人口及び昼間人口を年齢が確定している人口分として差し替えた。

◆夜間人口及び昼間人口の推移

国勢調査より（各年 10 月 1 日現在）

	A夜間人口	B昼間人口	B/A%	C流入人口	D流出人口	C-D流入超過数
平成 12 年	448,488	349,086	77.8	73,057	172,459	△ 99,402
平成 17 年	459,626	358,614	78.0	68,846	169,858	△ 101,012
平成 22 年	473,919	387,101	81.7	67,685	154,503	△ 86,818
平成 27 年	481,732	395,940	82.2	69,785	155,577	△ 85,792
令和 2 年	496,676	401,213	80.8	69,828	165,291	△ 95,463

1-5. 産 業

●農 業

都市化の影響により、農家戸数や経営耕地面積は減少傾向にあり、特に稲作は農業環境の悪化等により衰退が顕著にあらわれている。

◆経営耕地面積の推移

農林業センサスより 単位:a

年	総面積	田	樹園地	畑
平成 12 年	50,849	2,277	30,295	18,277
平成 17 年	41,595	1,260	28,297	12,038
平成 22 年	40,706	1,476	28,388	10,842
平成 27 年	35,257	748	24,341	10,168
令和 2 年	30,228	568	21,872	7,788

●水 産 業

海苔、ホンビノス貝等の貝類を中心とした浅海漁業を主とし、他に東京湾内でのカレイ、スズキ等を漁獲する小型機船底びき網及び、固定式さし網漁業が営まれている。一方、内水面漁業として江戸川ではフナやウナギ等の稚魚放流を行っている。

◆陸揚量

港勢調査より

区分 年	陸 揚 量		
	魚類(t)	貝類・その他(t)	海苔(t)
令和 2 年	82	865	181
3 年	125	745	168
4 年	71	474	194
5 年	64	296	214
6 年	53	293	216

●工 業

立地形態から内陸部では生活関連型の企業が展開し、臨海部では金属・鉄鋼等の素材型企業が重厚長大型工業を展開し、近年は流通業務関連の立地が進む。

◆市川市の工業の動向(従業員数 4 人以上の事業所)

		令和元年	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
製 造 業	事業所数(所)	200	203	232	229	230
	従業員数(人)	6,809	6,853	6,615	6,328	6450
	総出荷額(万円)	36,707,309	37,523,547	43,501,541	47,811,655	48,138,055

※令和2年まで「工業統計調査」、令和4年は「経済構造実態調査」より。

●商 業

令和 3 年における小売業 1 店舗あたりの販売額は 237 万円で、県下平均を上回っている。

◆市川市の商業

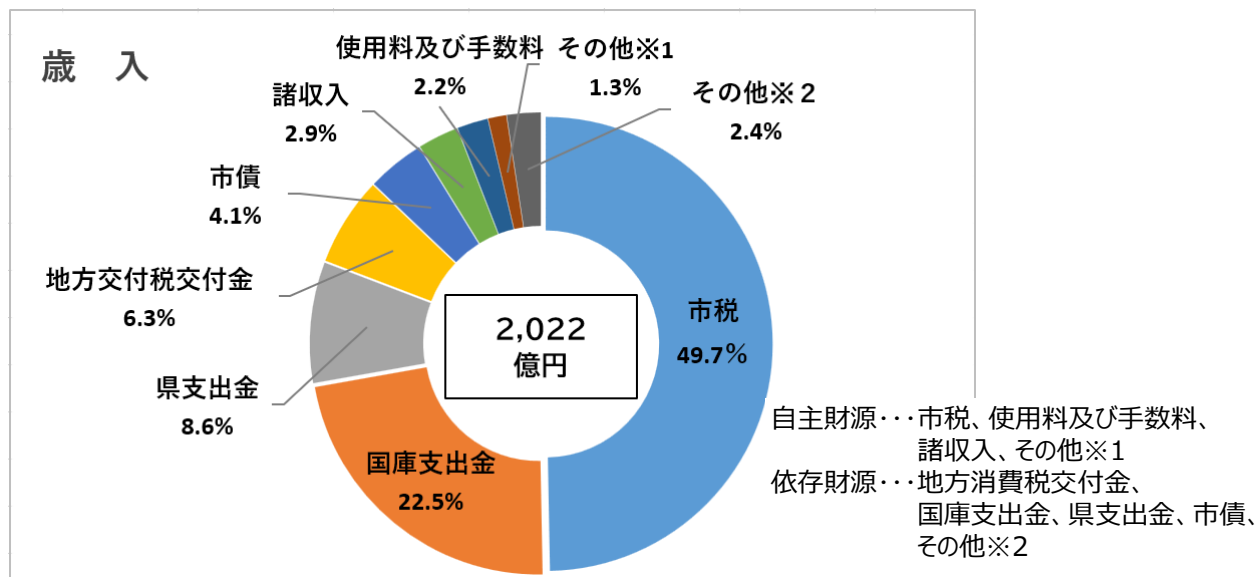
経済センサスより

	平成24年	平成28年	令和 3 年
事業所数(事業所)	1,708	1,698	1,505
販売額(万円)	271,159	332,541	357,304
従業員数(人)	15,083	15,967	17,010
(市)1 店舗あたりの販売額(万円)	158.7	195	237
(県)1 店舗あたりの販売額(万円)	166	197	212

1-6. 予 算

●令和8年度当初予算

◆令和8年度一般会計

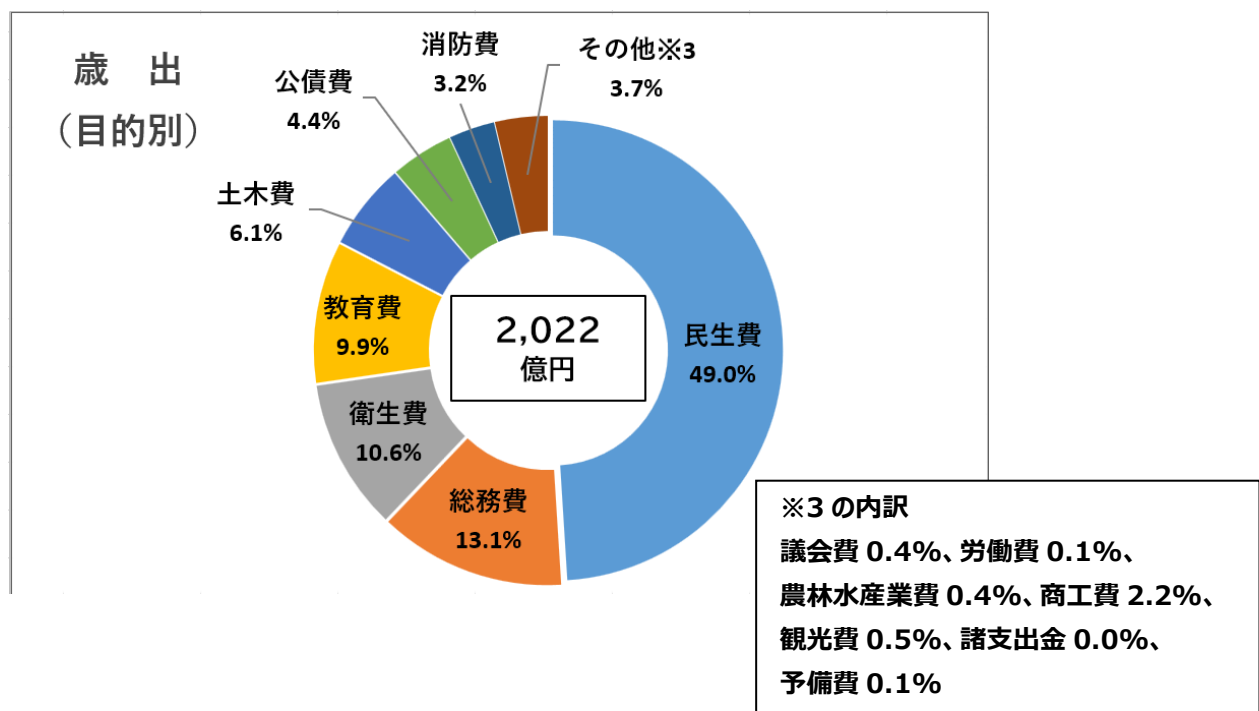


※1 の内訳

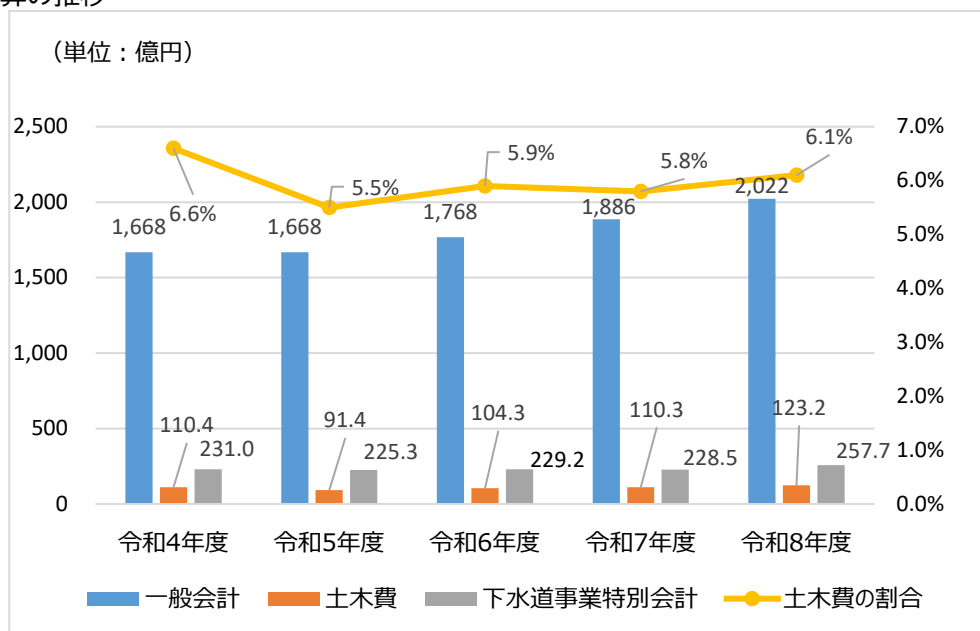
分担金及び負担金 0.5%、財産収入 0.4%、
 寄附金 0.1%、繰入金 0.1%、繰越金 0.2%

※2 の内訳

地方譲与税 0.4%、利子割交付金 0.2%、
 配当割交付金 0.6%、株式等譲渡所得割交付金 0.5%、
 法人事業税交付金 0.4%、地方特例交付金 0.3%、
 地方交付税 0.0%、交通安全対策特別交付金 0.0%



◆当初予算の推移



◆土木費の内訳

(単位：千円)

項	令和8年度	令和7年度	比 較	増 減 率
1. 土木管理費	1,884,711	1,808,060	76,651	4.2%
2. 道路橋りょう費	2,930,748	2,443,517	487,231	19.9%
3. 河川費	1,147,668	971,560	176,108	18.1%
4. 都市計画費	6,356,873	5,803,863	553,010	9.5%
計	12,320,000	11,027,000	1,293,000	11.7%

◆下水道事業会計

(単位：千円)

令和8年度	令和7年度	比 較	増 減 率
25,773,000	22,854,000	2,919,000	12.8%

1-7. 職 員 数

●職 員 数 の 推 移

令和6年4月1日現在

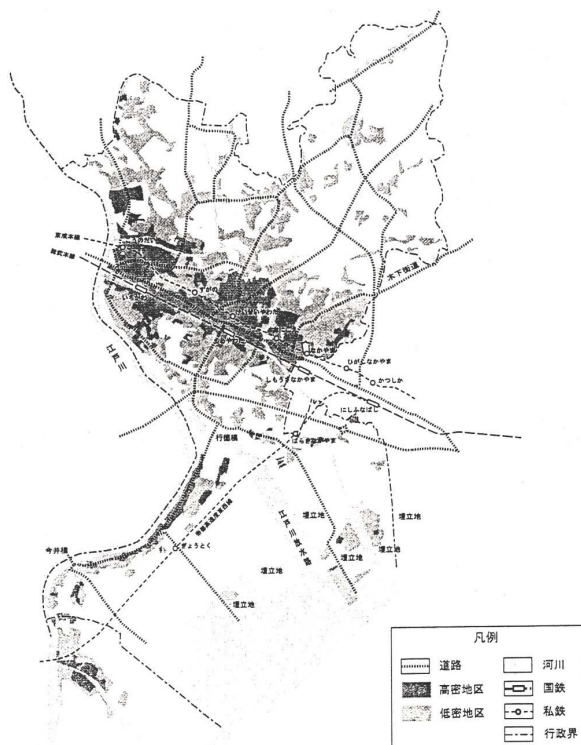
(単位:人)

	街づくり部	道路交通部	下水道部	環境部	水と緑の部	合 計
令和4年度	107	112	—	154	148	521
令和5年度	111	111	87	153	—	462
令和6年度	115	113	90	157	—	475
令和7年度	111	110	86	147	—	484
令和8年度	114	102	86	148	—	450

※市川市定数条例上の職員数

※ 令和5年度は、組織改正に伴い、水と緑の部が廃止し、下水道部が新設された。下水道部に、下水道経営課、河川・下水道管理課が再編され、河川・下水道建設課の名称を下水道建設課に改め、設置した。街づくり部に、公園緑地課が移設され、空家対策課が新設された。環境部では、循環型社会推進課、生活環境整備課、環境エネルギー施設整備課が、総合環境課、自然環境課、クリーンセンター建設課に名称が変更された。また、設計監理課は街づくり部から、管財部へ移設となった。

③高度成長期 都市としての急成長

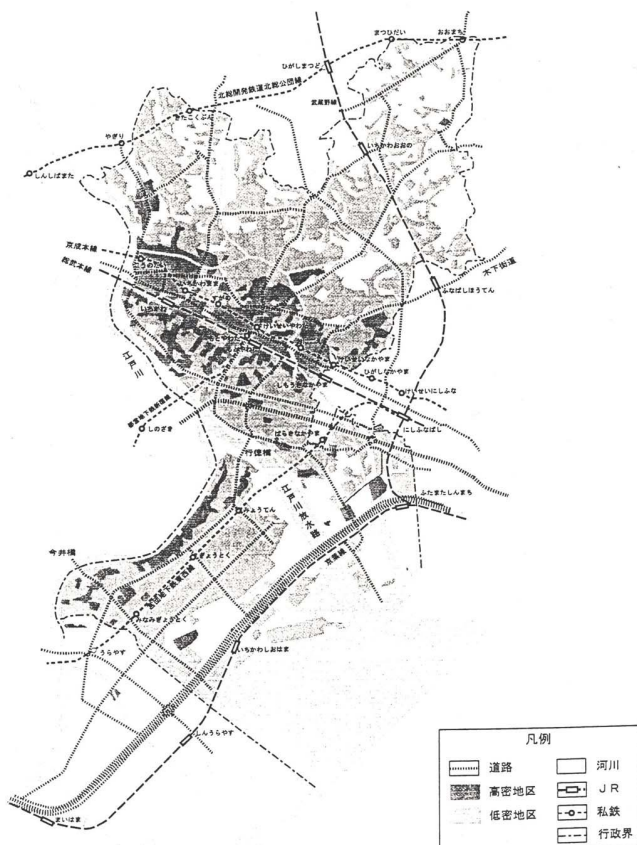


昭和43年 旧版地形図（国土地理院）
を基に作成

高度経済成長期(昭和 30～48 年頃)における東京都を中心とした市街地の急激な外延化にともない、近郊住宅都市として人口が急増し、都市基盤整備がおいつかないまま急激なスプロール化により市街地が拡大した。総武本線の北側、京成本線を超えて密度の高い市街地が形成され、また、その周辺の大正時代からの耕地整理事業により水路等の整理が行われた低地部は、道路としての整備が行われずに市街地が拡大した。

土地区画整理事業が行われた行徳地域などでは道路幅員が確保されたが、その他の地域は急速に市街地が広がりだしたことから、集落を結ぶ幅の狭い道による道路網が構成される結果となった。

④現代 臨海部の開発と市街地の拡大



平成11・12年 地形図（国土地理院）
を基に作成

市街化はさらに進展し、北部の台地部や谷津の細長い低地部、南部の原木や高谷まで広がっている。特に行徳地区の土地区画整理事業による宅地化が著しい。また、塩浜、新浜の埋立が完了し、現在の海岸線が形成されている。

武蔵野線・京葉線・都営新宿線・北総線の 4 路線が整備され、JR総武本線・京成本線・東西線と併せて、市街地は飛躍的に拡大した。しかし、市街地に必要な道路、公園などの都市基盤整備は十分に追いつかない状況となっている。

○地勢特性

- ・東京(江戸)の外縁都市として強い影響を受けながらまちが形成されてきた。
- ・狭い道路に沿って屋敷町が形成されてきたが、近年相続のため分割開発され屋敷林も減少している。
- ・都心から近距離にあることから地価が高く公共用地の取得が容易でない。
- ・鉄道は、主に市の東西方向に設置されたため南北交通体系が弱い都市構造となっている。
- ・通過交通が多いため市内幹線道路は渋滞が慢性化し、生活道路まで車両が進入している。

○人口流入の社会現象

- ・市の政策に関わらず今まで 3 回の急激な人口流入があり、都市基盤の整備が間に合わないままに市街化が進んでしまい、狭隘道路の密集市街地が形成された地区もある。

関東大震災(大正 12 年 避難者約 2 万人 3,500 人が定住)

第二次世界大戦の疎開(昭和 20 年 約 4,800 人増加)

首都一極集中(昭和 40 年から 60 年まで 20 年間で約 19 万人増加、人口 40 万人となる)

○東京外かく環状道路建設受け入れまでの都市基盤整備の遅れ

- ・外環道路が昭和 44 年 5 月に都市計画決定されたが、計画が高架構造であったことなどから、市としては環境問題を懸念し、反対運動を展開しながら国に対し再検討を求めてきた。昭和 62 年に国から再検討案が示され、市川市は直ちに検討に入り、平成 5 年に受け入れを決定した。
- ・この間約 25 年間、まちづくりの骨格となる外環道路計画が明確に決まらなかったため将来都市構造も明らかにすることができず、社会状況の変化に対応した幹線道路整備や再開発等の計画的なまちづくり事業に多大な影響を及ぼした。

●まちづくりの方向

○市川市総合計画 2050

①基本構想(令和 8 年 3 月策定(議決))

計 画 期 間 令和 8 年度～令和 32 年度

将来都市像

「いのちを尊び 知性と希望を育み 環境と共生して 和がつながるまち いちかわ
～住み続けたいまちを次世代へ～」

基 本 目 標

- 1)誰もが自分らしく豊かに暮らせるまちづくり
- 2)いのちと暮らしを守る強くしなやかなまちづくり
- 3)変化に対応した快適な暮らしを支えるまちづくり
- 4)環境に優しい自然と共生したまちづくり
- 5)多彩な文化と活気が織りなす魅力あふれるまちづくり

②基本計画(令和 8 年 3 月(議決))

計 画 期 間 令和 8 年度～令和 16 年度

重 点 項 目

- 1)持続可能な人口構成の維持
- 2)すべてのこどもたちの可能性を広げる環境の整備
- 3)健康寿命の延伸
- 4)暮らしの安全・安心の確保
- 5)都市機能の強化と付加価値の創出
- 6)カーボンニュートラルの実現
- 7)まちの一体感の醸成
- 8)地域内経済循環の構築

○市川市都市計画マスタープラン(令和 8 年 3 月改定)

・市川市総合計画 2050 に掲げる将来都市像を実現させていくための、「まちづくりにかかる部門別の諸計画」に対する総合的な指針となるもの。

(都市づくりの目標)

- ☐ 都市と自然が共存し、便利で快適に暮らせる都市
- ☐ 誰もが安全で快適に移動・交流できる活気あふれる都市
- ☐ 水・緑・文化が織りなす魅力あふれる安らぎの都市
- ☐ 災害に強く、安心して住み続けられる強靱な都市
- ☐ 都市と自然がともに発展する持続可能な都市

○その他の関連計画

・市民の多様なニーズと都市課題に対応するためのまちづくりの整備計画を策定している。

- ☐ 市川市生活排水対策推進計画(平成 5 年 3 月策定)
- ☐ 市川市環境基本計画(平成 12 年 2 月策定)
- ☐ 行徳臨海部基本構想(平成 14 年 12 月策定)
- ☐ 市川市交通バリアフリー基本構想(平成 15 年 10 月策定)
- ☐ 総合交通計画(平成 16 年 3 月策定)
- ☐ 防災まちづくり計画(平成 16 年 3 月策定。市川市地域防災計画に位置付け)
- ☐ みどりの基本計画(平成 16 年 3 月策定)
- ☐ 景観基本計画(平成 16 年 5 月策定)
- ☐ 塩浜地区まちづくり基本計画(平成 17 年 8 月策定)
- ☐ 第二次市川市地球温暖化対策実行計画<事務事業編(暫定版)>(平成 25 年 3 月策定)
- ☐ 生物多様性いちかわ戦略(平成 26 年 3 月策定)
- ☐ 市川市住生活基本計画(平成 27 年 3 月策定)
- ☐ 市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成 27 年 5 月策定)
- ☐ まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成 28 年 3 月策定)
- ☐ 公共施設等総合管理計画(平成 28 年 3 月策定)
- ☐ 市川市地球温暖化対策実行計画<区域施策編>(平成 28 年 3 月策定)
- ☐ 第一次市川市空家等対策実施計画(平成 31 年 3 月策定)
- ☐ 第三次市川市環境基本計画(令和 3 年 3 月策定)
- ☐ 第二次市川市地球温暖化対策実行計画<区域施策編>(令和 3 年 3 月策定)
- ☐ 第三次市川市地球温暖化対策実行計画<事務事業編>(令和 4 年 2 月策定)
- ☐ 第二次市川市空家等対策実施計画(令和 4 年 4 月策定)
- ☐ 第二次住生活基本計画(令和 6 年 3 月策定)

3-1. 都市計画

市川市では昭和 9 年 11 月に市制が施行され、昭和 11 年 3 月には都市計画区域として指定された。昭和 13 年 10 月には用途地域、風致地区が指定され、その後、防火地域、高度地区、高度利用地区、地区計画、生産緑地地区等の指定がなされた。都市施設としては、道路、公園、墓園、下水道、市場、ごみ焼却場、火葬場、駐車場、都市高速鉄道等が都市計画決定されている。

なお、昭和 45 年 7 月には市街化区域、市街化調整区域の最初の区域区分(線引き)がなされ、その後、平成 28 年 3 月の変更まで 6 回の定期見直し(別途必要に応じて随時見直し)が行われている。

◆主な都市計画決定一覧表

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		[H16.3.16]/[H28.3.4 千葉県告示第 135 号]
都市再開発の方針		[H19.2.23]/[H28.3.4 千葉県告示第 174 号]
区域区分	5,639ha	[S45.7.31]/[H28.3.4 千葉県告示第 157 号]
市街化区域	3,984ha	(70.7%)
市街化調整区域	1,655ha	(29.3%)
用途地域	3,984ha	[S48.12.25]/[H29.7.11 市川市告示第 177 号]
第1種低層住居専用地域	1,408ha	(35.3%)
第2種低層住居専用地域	28ha	(0.7%)
第1種中高層住居専用地域	503ha	(12.6%)
第2種中高層住居専用地域	206ha	(5.2%)
第1種住居地域	889ha	(22.3%)
第2種住居地域	28ha	(0.7%)
準住居地域	0ha	(0.0%)
田園住居地域	0ha	(0.0%)
近隣商業地域	121ha	(3.0%)
商業地域	75ha	(1.9%)
準工業地域	125ha	(3.1%)
工業地域	216ha	(5.4%)
工業専用地域	385ha	(9.7%)
高度地区	1,820ha	[S48.12.25]/[H24.3.30 市川市告示第 84 号]
第1種高度地区	1,034ha	(26.0%)
第2種高度地区	786ha	(19.7%)
高度利用地区	6.5ha	[H2.3.27]/[R6.3.29 市川市告示第 56 号]
本八幡駅北口地区	1.4ha	
本八幡駅北口駅前地区	1.1ha	
本八幡A地区	1.4ha	
市川駅南口A地区	1.3ha	
市川駅南口B地区	1.3ha	
防火・準防火地域	201ha	[S48.12.25]/[H29.7.11 市川市告示第 179 号]
防火地域	64ha	(1.6%)
準防火地域	137ha	(3.7%)

◆都市計画決定一覧表(その2)

地区計画 (19 地区)	196.4 h a	
塩浜地区	3.2 h a	[S61. 9.19]/ (H11.8.27) 市川市告示第 129 号
南行徳駅周辺地区	9.2 h a	[H1. 8.18]/ (H27.12.11) 市川市告示第 247 号
本八幡駅北口地区	1.4 h a	[H2. 3.27]/ (H8.10.1) 市川市告示第 162 号
鬼高商業・文化拠点地区	13.3 h a	[H3. 3.26]/ (H11.8.27) 市川市告示第 130 号
大町地区	2.6 h a	[H4. 5.22]/ (H8.10.1) 市川市告示第 159 号
市川駅南口地区	2.6 h a	[H5. 3. 9]/ (H8.10.1) 市川市告示第 158 号
柏井地区	19.6 h a	[H5.11.26]/ (H8.10.1) 市川市告示第 157 号
堀之内地区	25.1 h a	[H6. 4.15]/ (H11.8.27) 市川市告示第 131 号
妙典地区	50.8 h a	[H6.12. 2]/ (H11.8.27) 市川市告示第 132 号
真間4丁目地区 住宅地高度利用	1.8 h a	[H13.7.6] 市川市告示第 104 号
原木西浜地区	14.7 h a	[H16. 3. 9]/ (H17.12.9) 市川市告示第 258 号
本八幡A地区	1.4 h a	[H18.5.2] 市川市告示第 144 号
東京ベイ医療センター地区	0.2 h a	[H21.8.14] 市川市告示第 252 号
菅野3丁目地区	4.3 h a	[H21.10.23] 市川市告示第 315 号
加藤新田地区	10.6 h a	[H22.11.30]/ (H30.4.1) 市川市告示第 89 号
二俣地区	12.2 h a	[H28. 3. 4]/ (H30.4.1) 市川市告示第 88 号
市川塩浜第1期地区	11.3 h a	[H29.7.11] 市川市告示第 181 号
北方町地区	11.0 h a	[H29.12.5] 市川市告示第 263 号
本八幡駅北口駅前地区	1.1 h a	[R6.3.29] 市川市告示第 57 号
市街地再開発 (6 地区)	6.2 h a	
本八幡駅北口地区 C-1 地区	0.4 h a	[H2.3.27] 千葉県告示第 268 号
本八幡駅北口地区 D-1 地区	0.3 h a	[H2.3.27]/ (H8.3.8) 市川市告示第 33 号
本八幡駅北口地区 D-2 地区	0.4 h a	[H2.3.27]/ (H11.3.12) 市川市告示第 39 号
市川駅南口地区	2.6 h a	[H5.3.9]/ (H15.2.28) 市川市告示第 27 号
本八幡A地区	1.4 h a	[H18.3.17] 市川市告示第 57 号
本八幡駅北口駅前地区	1.1 h a	[R6.3.29] 市川市告示第 55 号

●都市計画マスタープラン

「市川市都市計画マスタープラン」は、「市川市総合計画 2050」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した、概ね25年後(目標年次令和 32 年)の都市づくりビジョンである。

市民との協働により策定する総合的なまちづくりの方針となるもので、本市全域を対象とした「全体構想」、生活に密着した「地域別構想」、そしてこれらの構想を実現していくための考え方を示した「まちづくりの推進方策」で構成している。

平成 16 年 3 月に当初のマスタープランを策定して以降、同プランに即したまちづくりを進めていく間に、外環道路、都市計画道路 3・4・18 号の開通や市街地開発事業の実施などにより、都市構造は大きな変化を遂げた。また、少子高齢化の進展、災害の頻発化・激甚化、インフラの老朽化といった都市を取り巻く社会環境にも変化が見られた。

このような状況のなか、新たな「市川市総合計画 2050」と整合性を図り、時代の変化に対応した住み良いまちづくりを着実に進めていくため、令和 8 年 3 月に改定した。

●景観基本計画

「市川市景観基本計画」は、自然や歴史など本市の特性を生かした快適な都市づくりの実現を目指し、長期的な視点から市民・事業者・市が協働で進める都市景観を重視したまちづくりの指針となるものである。本市は、策定委員会を中心に多数の市民参加により平成 16 年 5 月「市川市景観基本計画」を策定し、積極的に景観まちづくりを推進するため、景観法に基づき平成 17 年 1 月に景観行政団体となった。

なお、本計画は、本市景観形成に関するマスタープランに位置付けられている。

●景観計画

「景観計画」は、景観法(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、景観行政団体が定める良好な景観形成に関する計画で、平成 18 年 7 月より施行した。

「市川市景観基本計画」に定める基本目標の実現を目的としており、景観計画区域として市全域を定めている。共通方針と地域の特徴的な景観要素を生かしたゾーン別方針を示すとともに、行為の制限に関する事項として景観形成基準を定めている。また、まち並みの景観に影響を与える可能性のある中・大規模な建築行為等を対象に届出を義務付けている。

令和 2 年 12 月には、中山参道地区の景観を守り、またより良いものとしていくことを目的に「中山参道景観重点地区」を指定し、景観計画別冊を追加した。

●景観協定

景観協定とは、景観法に基づき、一団の土地において、土地所有者等の全員の合意により、建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、用途などの基準や緑化に関する事項、屋外広告物の基準など、良好な景観の形成に関して締結する協定のことである。

◆市内の景観協定

令和 6 年 4 月 1 日現在

名 称	協定区域	制限の概要	有効期間
市川市中国分三丁目 景観協定	市川市 中国分三丁目 282 番 2 ほか	○区域をAゾーン及びBゾーンに区分する ○用途はAゾーンにおいては一戸建て専用住宅等とし、Bゾーンにおいては店舗とする ○容積率は 120%以下とする ○建ぺい率は 60%以下とする ○外壁及び屋根の色彩については色彩誘導基準を設定する ○その他	認可日 (H22.11.16) 公告日 (H22.11.17) 公告日から廃止されるまで
若宮二丁目 景観協定	市川市 若宮二丁目 417 番 18 ほか	○用途は一戸建ての住宅等とする ○外観及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設置しない ○敷地内の空地及び沿道については緑化及び花植えに努める ○駐車場の形態については景観及び環境に配慮する ○その他	認可日 (H26.4.25) 公告日 (H26.4.28) 効力が生じた日から 廃止されるまで
モダンカーサ 市川市大和田四丁目 景観協定	市川市 大和田四丁目 1426 番 11 ほか	○用途は一戸建ての住宅等とする ○外観及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設置しない ○敷地内の空地及び沿道については緑化(シンボルツリー)及び花植えに努める ○夜間照明(常夜灯)の設置 ○その他	認可日 (H28.11.30) 公告日 (H28.12.6) 効力が生じた日から 廃止されるまで
シャイニングアリーナ 市川市大野町四丁目 景観協定	市川市 大野町四丁目 2859 番 1 ほか	○用途は一戸建ての住宅等とする ○外観及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設置しない ○敷地内の空地及び沿道については緑化(シンボルツリー)及び花植えに努める ○夜間照明(常夜灯)の設置 ○敷地内の道路についてはこれを維持管理し、景観に配慮する ○その他	認可日 (H29.5.25) 公告日 (H29.5.29) 効力が生じた日から 廃止されるまで

市川市 プラウドシーズン 本八幡 景観協定	市川市 東菅野二丁目 1426 番 14 ほか	○区域をⅠ区及びⅡ区に区分する ○用途は一戸建ての住宅等とする ○外観及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設置しない ○敷地及び沿道については緑化及び花植えに努める ○夜間照明の設置 ○その他	認可日 (H29.12.8) 公告日 (H29.12.12) 効力が生じた日から 廃止されるまで
リーズン 市川・本八幡 プライムステージ 景観協定	市川市 大和田二丁目 57 番 1 ほか	○用途は一戸建て住宅等とする ○外観及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○原則塀は設置しない ○緑化(シンボルツリー・植栽等)及び花植えに努める ○屋根先は道路境界線より0.5m以上後退、最高高さ3m以下、街並みに調和した素材・デザインとする ○夜間照明(常夜灯)の設置 ○その他	認可日 (R1.7.19) 公告日 (R1.7.22) 効力が生じた日から 廃止されるまで
ミライネス市川 市川市中国分四丁目 景観協定	市川市 中国分四丁目 2301 番 6 ほか	○用途は一戸建て住宅等とする ○階数 2 階以下 ○外壁及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設置しない ○敷地及び沿道については緑化及び花植えに努める ○夜間照明の設置	認可日 (R2.7.21) 公告日 (R2.7.22) 効力が生じた日から 廃止されるまで
佇美(たび)の家 市川市菅野三丁目 景観協定	市川市 菅野三丁目 1886 番 6 ほか	○用途は一戸建て住宅等とする ○階数 2 階以下 ○外壁及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設置しない ○敷地及び沿道については緑化及び花植えに努める ○夜間照明の設置	認可日 (R3.2.1) 公告日 (R3.2.9) 効力が生じた日から 廃止されるまで
ミライネス市川 2 北国分 4 丁目 景観協定	市川市 北国分四丁目 2719 番 1 ほか	○用途は一戸建て住宅(学習塾、華道教室などの教室)等とする ○階数 2 階以下(地階を除く) ○外壁及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設置しない ○敷地及び沿道については緑化及び花植えに努める ○夜間照明の設置	認可日 (R5.1.19) 公告日 (R5.1.20) 効力が生じた日から 廃止されるまで
アバナイズ市川 菅野五丁目景観協定	市川市菅野五 丁目 1596 番4ほか	○用途は一戸建て住宅(学習塾、華道教室などの教室)等とする ○階数 2 階以下(地階を除く) ○外壁及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設置しない ○敷地及び沿道については緑化及び花植えに努める ○夜間照明の設置	認可日 (R5.11.15) 公告日 (R5.11.15) 効力が生じた日から 廃止されるまで
プロセニアム 稲荷木一丁目 景観協定	市川市稲荷木 一丁目 400 番3ほか	○用途は一戸建て住宅(学習塾、華道教室などの教室)等とする ○階数 2 階以下(地階を除く) ○外壁及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設置しない ○敷地及び沿道については緑化及び花植えに努める ○夜間照明の設置	認可日 (R5.11.27) 公告日 (R5.11.27) 効力が生じた日から 廃止されるまで

●届出・申請・許可等件数

◆地区計画行為届出等件数

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
行為届出件数	22	8	18	9	19
変更届出件数	11	5	6	6	2
許可申請件数	0	0	0	0	0

◆都市計画法 53 条申請・許可件数

年 度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数			51	36	52	37	56
件 数 内 訳	許 可	都市計画道路	39	33	50	35	56
		都市高速鉄道	12	3	1	1	0
		市街地開発事業	0	0	0	0	0
		その他	0	0	1	1	0
		計	51	36	52	37	56
	不許可	都市計画道路	0	0	0	0	0
		都市高速鉄道	0	0	0	0	0
		市街地開発事業	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
取り下げ		0	0	0	1	0	

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
○53 条許可申請に係るその他届出					
取り止め	2	0	1	0	0
○都市計画法第 53 条第 2 項に基づく協議					
同 意	0	0	0	0	0
○53 条に関する証明書の交付					
証 明	0	0	0	0	0

◆都市計画施設計画確認書届出件数

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数	15	15	34	25	24

◆景観に関する事前協議件数及び景観法届出等件数

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
届 出 件 数	242	228	301	264	310
通 知 件 数	9	6	7	5	3

※届出件数及び通知件数は、変更分も含む。

3-2. 道 路

市川市の道路は、国道 4 路線、県道 11 路線、市道 3,028 路線の合計 3,043 路線で、総距離(実延長)約 786km となっている。

◆国・県・市道路線別調書

令和8年4月1日

区 分			実 延 長 (m)	路線数または 幅員	面積(道路敷) (㎡)	舗 装 率 (%)	
市 道	1 級 幹 線 道 路		97,615	67 路線	1,136,114	100	
	2 級 幹 線 道 路		59,503	59 路線	479,841	100	
	一 般		572,556	2,902 路線	3,129,812	99.5	
	小 計		729,674	3,028 路線	4,745,767	99.6	
国 道	14号	千 葉 街 道	4,738	11.8～38.0m	92,165	100	
		京 葉 道 路	4,100	21.0m	86,100	100	
	357号(高速湾岸線含む)		5,970	100.0m	597,000	100	
	4 6 4 号		2,361	7.6～13.3m	26,405	100	
	小 計		17,169	4 路線	801,670	100	
県 道	主 要	1	市 川 松 戸 線	2,594	9.9～28.9m	48,091	100
		6	市 川 浦 安 線	11,663	6.0～30.7m	222,260	100
		9	船 橋 松 戸 線	4,325	3.9～18.6m	42,947	100
		50	東 京 市 川 線	715	20.5～38.5m	26,322	100
		51	市 川 柏 線	3,000	6.4～15.2m	31,646	100
		59	市 川 印 西 線	2,259	6.0～12.4m	26,275	100
	一 般	179	船 橋 行 徳 線	2,844	5.7～20.0m	26,716	100
		180	松 戸 原 木 線	3,121	7.8～26.0m	43,714	100
		202	本八幡停車場線	124	18.0m	2,455	100
		264	高塚新田市川線	3,629	5.6～23.3m	30,065	100
		283	若宮西船市川線	4,933	10.8～20.0m	83,691	100
		市松有料(松戸原木線に含まれる)		3,050	7.8～26.0m	42,198	100
	小 計		39,207	11 路線	584,182	100	
合 計			786,050	3,043 路線	6,131,619	…	

注:国・県道の数値は平成 8 年 3 月 31 日現在

道路敷面積は法面を含む面積である。

市松有料とは、旧市川松戸有料道路のこと。現在は無料となっている。

都市計画道路

都市計画道路は、都市構造の骨格を形成するとともに、日常生活や産業活動のための交通機能、都市の発展を誘導する市街地形成機能、公共公益施設の収容及び良好な住環境を形成する等の空間機能などを有している。都市計画道路網は、幹線道路として機能している国道及び主要地方道をベースに有機的に連絡するように道路が配置され、全体として格子状の道路パターンを形成している。また、広域通過交通と地域内交通との分割を図り、効率よい交通ネットワークの実現に向け、事業の推進を図っている。

現在、市川市の都市計画道路は 42 路線、延長 120.24 km が都市計画決定されており、整備率は約 60%(約 72km)である。

都市計画道路一覧表

令和8年3月31日現在

番号	路線名 (主):主要地方道 (県):県道	位置		幅員(m)	整備状況				整備率 %	備考
		起点	終点		総延長 約(m)	整備済 約(m)	概成済 約(m)	未整備 約(m)		
1・2・1	高速湾岸線	塩浜3丁目	高谷	30.0	4400	4400			100.0	
1・2・2	高速外かく環状線	北国分1丁目	高谷	35.1	9690	9690			100.0	
1・3・3	北千葉道路1号線	稲越3丁目	堀之内1丁目	27~41	1210			1210	0.0	事業中(国)
1・3・4	北千葉道路2号線	大町	大町	23~52	2040			2040	0.0	一部事業中(国)
3・5・1	南八幡八幡線 (主)市川浦安線(一部)	南八幡5丁目	八幡3丁目	14.0	830	330	500		39.8	
3・1・2	東京湾岸道路市川線 国道357号	塩浜3丁目	二俣	100.0	5970	5670	300		95.0	
3・1・3	外かく環状線 国道298号	北国分1丁目	田尻	60.0	10110	10110			100.0	
3・1・4	稲越国府台線	稲越3丁目	国府台5丁目	40~72	2800			2800	0.0	一部事業中(国)
3・1・5	大町線	大町	大町	51~67	2040			2040	0.0	一部事業中(国)
3・1・6	京葉港線	二俣	二俣新町	40.0	1860	1860			100.0	
3・2・7	高谷新町海岸線	田尻	高谷新町	30.0	1700		1220	480	0.0	
3・2・8	南行徳海岸線 (主)東京市川線(一部)	相之川1丁目	塩浜4丁目	30.0	3310	3310			100.0	
3・3・9	柏井大町線 (主)船橋松戸線	柏井町1丁目	大町	22.0	4400			4400	0.0	一部事業中(県・市)
3・4・10	国府台須和田線	国府台1丁目	須和田1丁目	21.0	1580			1580	0.0	
3・4・11	市川駅前線	市川1丁目	真間5丁目	20.0	1500	60	200	1240	4.0	
3・4・12	北国分線	堀之内2丁目	堀之内3丁目	20.0	930	850	80		91.4	
3・4・13	二俣高谷線 (県)船橋行徳線	二俣1丁目	高谷	20.0	1660	300		1360	18.1	
3・4・14	大洲平田線	大洲2丁目	平田4丁目	20.0	900			900	0.0	
3・4・15	本八幡駅前線 (主)市川柏線(一部),(県)本八幡停車場線	八幡2丁目	大野町3丁目	18.0	5300	230	100	4970	4.3	一部事業中(県)
3・4・16	船橋松戸線 (県)松戸原木線(一部)	若宮3丁目	大野町1丁目	18.0	2800		1300	1500	0.0	
3・4・17	富浜塩焼線	富浜2丁目	塩焼2丁目	18.0	810	810			100.0	
3・4・18	浦安鎌ヶ谷線 (主)市川浦安線(一部)	新井2丁目	大野町4丁目	18.0	11780	11500	280		97.6	
3・4・19	市川二俣線 (県)若宮西船市川線	市川2丁目	二俣1丁目	16.0	6080	5630	450		92.6	
3・4・20	市川松戸線 (主)市川松戸線	市川2丁目	国府台5丁目	16.0	3050	820	850	1380	26.9	
3・4・21	市川船橋線 国道14号	市川2丁目	高石神	16.0	4100	850	3250		20.7	
3・4・22	二俣線	二俣	二俣	16.0	990	990		0	100.0	
3・4・23	田尻二俣線	田尻5丁目	二俣	16.0	3140	1460		1680	46.5	
3・4・24	塩焼南行徳線	下妙典	南行徳3丁目	16.0	3700	3700			100.0	
3・4・25	湊海岸線 (主)市川浦安線(一部)	湊	塩浜1丁目	16.0	2730	1750	560	420	64.1	一部事業中(県)
3・5・26	鬼高若宮線 (主)市川印西線(一部)	鬼高3丁目	若宮3丁目	15.0	3180			3180	0.0	一部事業中(県)
3・5・27	本八幡駅南口線	南八幡4丁目	南八幡4丁目	15.0	490		490		0.0	
3・5・28	国分下貝塚線 (県)高塚新田市川線	国分5丁目	下貝塚1丁目	12.0	1690		730	960	0.0	一部事業中(県)
3・6・29	市川大洲線	市川1丁目	市川南2丁目	11.0	900	500	400		55.6	
3・6・30	市川菅野線	市川3丁目	東菅野2丁目	11.0	2680	2680		0	100.0	
3・6・31	菅野若宮線	菅野3丁目	若宮2丁目	11.0	3700	2670		1030	72.2	
3・6・32	市川鬼高線	市川南3丁目	鬼高3丁目	11.0	3900		360	3540	0.0	一部事業中(市)
3・5・33	市川駅南口線	市川南1丁目	市川南1丁目	14.0	200	140	60		70.0	
3・4・34	新行徳駅前線	塩浜3丁目	塩浜2丁目	20.0	260	260			100.0	
3・4・35	塩浜線	塩浜2丁目	塩浜2丁目	16.0	600	600			100.0	
3・3・36	堀之内駅前線	北国分町	北国分町	22.0	100	100			100.0	
3・4・37	堀之内線	北国分町	北国分町	16.0	470	470			100.0	
3・4・38	妙典駅前線	下妙典	下妙典	17.0	660	660			100.0	
合 計					120240	72400	11130	36710	60.2	

道路の整備

◆市施工事業

事業名	事業年度	事業費	整備延長	買収対象面積	買収面積	買収率
都市計画道路 3・6・32 号整備事業	H27～ R10	百万円 約 4,600	m 約 650	m ² 3,120.44	m ² 3,120.44	% 100
派川大柏川両岸道路 整備事業	H12～ 15 H28～	百万円 約 580	m 約 1,500	m ² 1,610.78	m ² 907.9	% 56.4

◆県施工事業

事業名	事業年度	事業費	整備延長	買収対象面積	買収面積	買収率
都市計画道路 3・5・26 号整備事業 (県施工による道路整備事業)	H11～ R14	百万円 約 7,970	m 約 465	m ² 約 8,704	m ² 8,558	% 約 98.3
都市計画道路 3・3・9 号整備事業 (県施工による道路整備事業)	H13～ R7	百万円 約 3,550	m 約 520	m ² 約 12,947	m ² 約 9,855	% 約 76.1
都市計画道路 3・5・28 号整備事業 (県施工による道路整備事業)	H26～ R6	百万円 約 839	m 約 319	m ² 約 1,242	m ² 約 934	% 約 75.2
防災・安全交付金事業交差点改良 (主)市川柏線(県からの受託事業)	H9～ R10	百万円 約 2,800	m 約 350	m ² 約 2,674	m ² 約 2,159	% 約 81.0

「道路舗装」「道路新設改良」「交通安全施設」「道路照明維持管理」等における実績

(単位:千円)

	概 略 説 明	種 別	令和 5 年度	令和6年度	令和 7 年度
道路舗装	市内の道路を常に良好な状態に 維持し、その機能を保持するための舗装	決 算 額	207,260	205,230	197,800
		延 長 m	2,450	3,611	2,331
		箇 所 数	16	18	11
道路新設改良	道路の安全性、快適性を確保するため、 段差の解消といった歩道整備等を行う	決 算 額	310,028	141,664	153,534
		延 長 m	1,038	506	472.6
		箇 所 数	8	3	5
道路側溝整備	市民生活環境の改善を図るため 排水不良地区の新設改良を行う	決 算 額	142,082	148,011	137,551
		延 長 m	1,527	1,724	1,444
		箇 所 数	4	3	3
私道整備	市民生活環境の改善を図るため私道の 整備を行う。 (私道整備事業助成金交付要綱)	決 算 額	4,759	6,661	3,799
		延 長 m	95	158	116
		箇 所 数	4	3	3
交通安全施設 (カーブミラー新設)	交通事故を未然に防止するため 交差点等に設置する	決 算 額	3,983	1,740	2,211
		設置件数	39	16	24
交通安全施設 (カーブミラー補修)	カーブミラーの破損、脱落等の補 修をする	決 算 額	3,192	4,511	4,500
		補修箇所	34	50	45
交通安全施設 (カーブミラー面調)	接触等によりずれたカーブミラー の角度調整をする	決 算 額	426	397	355
		調整箇所	45	42	34
道路照明灯 維持管理	夜間における歩行者、自転車、車両等の 安全を確保する	決 算 額	10,007	7,767	10,350
		補修箇所	32	26	41

道路の管理

◆事業実績

関 連 事 業 名	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度
道路施設修繕事業	240 件	241 件	247 件	226 件
道路通行障害物撤去事業	4 本	6 本	1本	3本
無電柱化推進事業	0m	0m	0m	0m
放置車両撤去事業	6 台	6 台	3台	9台
不法看板等撤去事業	109 日	104 日	101日	95日
道路台帳整備(補正)事業	0 km	0km	0km	0km
道路区域線(境界)確定事業	0.45 km	0km	0km	0km
道路境界確定(一般申請)事業	5.31 km	6.23km	4.38km	5.32 km
法定外公共物の譲与申請事業	0 件	0 件	2件	1件
市川市道路工事連絡協議会	6 回	6 回	6回	6回
道路工事施行承認申請の処分	241 件	239 件	276件	244件
道路占用許可申請の処分	2,496 件	2,511 件	2,972件	2,679件
屋外広告物の設置許可申請の処分	209 件	168 件	261件	253件
市道路線の認定及び廃止手続き	0 km	0km	0km	0km

◆道路施設に係る市民要望に対する処理状況

(単位:件)

要望の内容	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	要 望	処 理	率	要 望	処 理	率	要 望	処 理	率
道路舗装 補修関係	617	569	98.1	678	643	94.8	631	650	103.0
側 溝 等 補修関係	107	108	110.7	75	70	93.3	97	95	97.9
側溝等蓋 補修関係	584	532	99.4	478	475	99.3	481	472	98.1
安 全 柵 補修関係	169	153	108.8	164	155	94.5	154	164	106.5
そ の 他 (施設関係)	725	704	95.8	941	883	93.8	877	891	101.6
側 溝 等 清掃関係	431	440	101.0	355	358	100.8	386	381	98.7
合 計	2,633	2,506	99.2	2691	2584	96.0	2,626	2,653	101.0

※処理件数が、要望件数を上回っているのは、当該年度以前の要望に対する処理件数も含まれているため。

地籍調査

○地籍調査事業とは

市道のうち、官民境界が確認されているのは約3割に止まっている。このため、用地買収に時間がかかったり、近隣で住民に紛争が生じたりすることがある。また、大災害が起こると土地の境界復元が困難となると予想される。そのため、土地の境界を確認し、測量して記録を残す必要がある。

地籍調査事業は、一筆毎の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する事業である(国土調査法第2条第5項)。

官官・官民境界のみの調査・測量を優先する市街地緊急地籍調査事業を中心に市川市では行うこととしている。国が1/2を、県が1/4を、市が1/4を負担する。

○地籍調査の工程

- A工程 地籍調査事業計画・事務手続
- B工程 地籍調査事業準備(実施組織の確立、補助金申請、趣旨の普及など)
- C工程 地籍図根三角測量(平成 15 年度に市内全域で実施済み)
- D工程 地籍図根多角測量
- E工程 一筆地調査(調査図素図等の作成、現地調査、立会、境界杭の設置など)
- F工程 地籍細部測量
- G工程 地積測定
- H工程 地籍図及び地籍簿の作成

○地籍調査の進捗

年度	事業名	調査区域	実面積 (km ²)	換算面積 (km ²)*	累計 (km ²)
平成 15	地籍図根三角測量	河川等を除く市全域	41.00	2.05	2.05
平成 16	市街地緊急地籍(官民)	田尻1(D, E1 工程)	0.17	0.02	2.07
平成 17	都市再生地籍(官民)* 都市再生地籍(包括)*	田尻1(E2~H 工程) 田尻1(E2~H 工程)	0.17 0.04	0.07 0.01	2.14 2.15
平成 18	都市再生地籍(官民)* 都市再生地籍(包括)*	田尻2(D~E1 工程) 真間1(D~H 工程)	0.11 0.01	0.01 0.01	2.16 2.17
平成 19	都市再生地籍(官民)* 都市再生地籍(官民)*	田尻 2・3(D~H 工程) 原木1(D~E1 工程)	0.17 0.17	0.08 0.02	2.25 2.27
平成 20	都市再生地籍(官民)* 都市再生地籍(官民)*	原木(E2~H 工程) 宮久保(D~E1 工程)	0.17 0.12	0.08 0.01	2.35 2.36
平成 21	都市再生地籍(官民)* 都市再生地籍(官民)*	宮久保 1・2(D~H1 工程) 堀之内1(D~E1 工程)	0.14 0.15	0.07 0.02	2.43 2.45
平成 22	都市再生地籍(官民)* 都市再生地籍(官民)*	堀之内 1(E2~H 工程) 大和田1(D~E1 工程)	0.15 0.11	0.07 0.01	2.52 2.53
平成 23	都市再生地籍(座標変換)	宮久保3外	41.00	2.05	2.53

平成 24	都市再生地籍(座標変換)	堀之内2丁目外	41.00	2.05	2.53
令和6	地籍調査業務委託 (大町地区その1)	大町地区1(C(D)~F 工程) 大町地区2(C(D), E 工程) 大町地区3(C(D)工程)	1.20	0.22 0.06 0.08	2.53
令和7	地籍調査業務委託 (大町地区その2)	大町地区1(E~H 工程) 大町地区2(F 工程) 大町地区3(E 工程)	1.20	0.28 0.06 0.01	2.53

* 換算面積とは、C工程を完了するとその区域の5%の作業が完了したものと、実面積に5%を乗じた面積をいう。
他の工程にも同様に換算面積率が設定されている。

* 事業名で「官民」とは官民境界のみを先行して調査する事業をいい、「包括」とは民境界までの調査測量を包括的に民間に委託する事業をいう。

* 平成 23 年度は、宮久保地区の座標変換事業のため、累計面積には加算しない。

○市川市測量標の管理及び保全に関する要綱

公共測量や分筆の際の地積測量図の作成は世界測地系で行わなければならないことになった(測量法第 11 条、不動産登記規則第 77 条)。これに伴い、平成 16 年度に国が設置した街区三角点と街区多角点が平成 19 年に移管された。要綱を定め、道路工事等で基準点を一時撤去して復元する場合等で、原因者負担を明確にした。

○市内の世界測地系の基準点数

(単位:点)

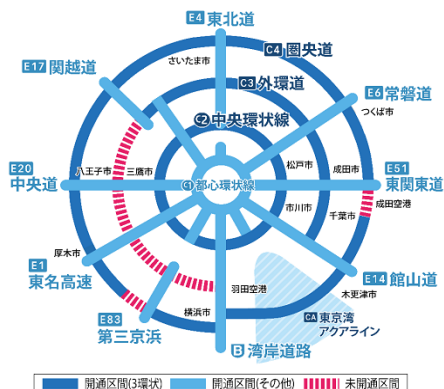
区分	1 級基準点	地籍図根三角点	街区三角点	街区多角点	街区多角点 補助点	図根多角点	区画整理内 3 級基準点
地上	15	15	28	2,505	1978	372	16
屋上	11	108	6	0	0	1	0
計	26	123	34	2,505	1978	373	16

東京外かく環状道路(外環)



出典:国土交通省 関東地方整備局ホームページを編集して作成 (<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/index00000039.html>)

混雑を極める首都圏の交通事情。その解消のための中核となるのが「3環状9放射」ネットワーク構想である。これを構成する1つの道路「東京外かく環状道路(外環)」は、都心から約15kmの地域を環状に連絡する延長約85kmの道路である。この道路は、放射方向の幹線道路を相互に連結して、都心方向に集中する交通を円滑に分散導入するとともに、都心に起終点を持たない交通をバイパスさせる等の役割を果たすものである。

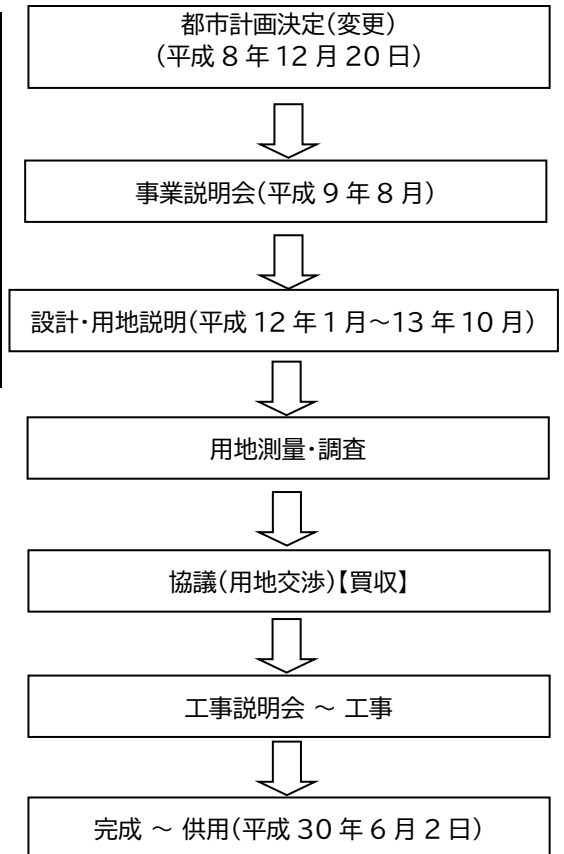


出典:国土交通省 関東地方整備局ホームページ
(https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/road_shihon00000131.html)

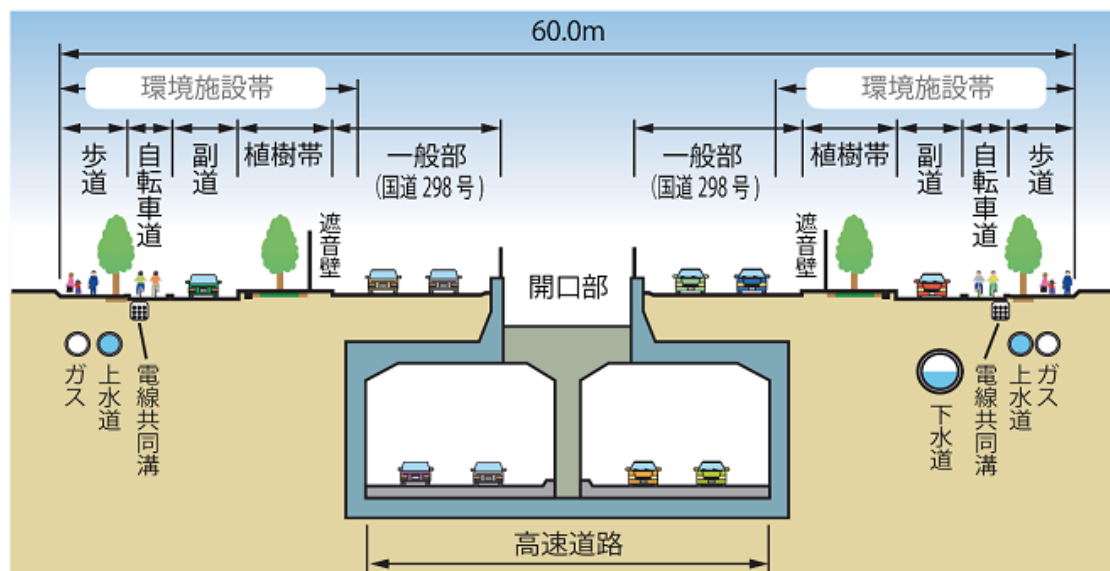
◆都市計画の概要

種 別		一 般 部	専 用 部
		幹 線 街 路	自 動 車 専 用 道 路
名称	番 号	3. 1. 3	1. 2. 2
	路線名	外かく環状線	高速外かく環状線
位置	起 点	北国分1丁目	北国分1丁目
	終 点	田 尻	高 谷
	主な経過地	大和田3丁目	大和田3丁目
区域	延 長	約10, 110m	約9, 690m
構造	構造形式	地表式、嵩上式	堀割式、地表式、嵩上式
	標準幅員	60m	35.1m

◆完成までの経過



◆千葉県区間の標準断面図



出典:国土交通省 関東地方整備局ホームページ
https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/road_shihon00000133.html

3-3. 交 通

交通施設の整備(鉄道・バス・駐車場)

○鉄道

市川市内における鉄道は、中心部にJR総武本線、京成本線、都営地下鉄新宿線、行徳地区に東京メトロ東西線、南部にJR京葉線、大野・柏井地区にJR武蔵野線、大町・北国分地区に北総線の7路線約30.3km16駅が整備されている。

鉄 道 路 線 名	開 通 年 月 日	市 内 延 長	駅 名	開 業 年 月 日	所 在 地	乗 降 客 数 (人) (一日平均)		
						4 年度	5 年度	6 年度
東日本旅客鉄道㈱ 総武本線	M27. 7. 20	約 4.3Km	市川駅	M27. 7. 20	市川1-1-1	104,824	109,782	112,842
			本八幡駅	S10. 9. 1	八幡2-17-1	103,610	107,904	110,278
東日本旅客鉄道㈱ 武蔵野線	S53. 10. 2	約 3.2Km	市川大野駅	S53. 10. 2	大野町3-1423	20,918	21,888	22,360
東日本旅客鉄道㈱ 京葉線	S63. 12. 1	約 8.5Km	市川塩浜駅	S63. 12. 1	塩浜2-2	14,684	15,440	15,764
			二俣新町駅		二俣新町3-4	10,116	10,190	10,104
京成電鉄㈱ 京成本線	T 3. 8. 30	約 4.6km	国府台駅	T 3. 8. 30	市川3-30-1	11,075	11,738	11,912
			市川真間駅		真間1-11-1	6,561	6,726	6,821
	T 4. 11. 3		菅野駅	T 5. 2. 9	菅野2-7-1	4,494	4,809	5,021
			京成八幡駅	S10. 5. 1	八幡3-2-1	32,061	33,920	35,135
			鬼越駅	S10. 8. 3	鬼越1-4-5	5,380	5,576	5,833
東京地下鉄㈱ 東西線	S44. 3. 29	約 5.7Km	南行徳駅	S56. 3. 27	相之川4-17-1	46,441	49,381	50,950
			行徳駅	S44. 3. 29	行徳駅前2-4-1	49,562	52,701	54,606
			妙典駅	H12. 1. 22	富浜1-2-10	45,243	48,489	50,244
東京都交通局 新宿線	H元. 3. 19	約 2.0Km	本八幡駅	H元. 3. 19	八幡2-16-13	66,008	69,549	72,322
北総鉄道㈱ 北総線	H 3. 3. 31	約 2.0Km	北国分駅	H 3. 3. 31	堀之内3-21-1	7,207	7,901	8,385
			大町駅		大町175	1,598	1,693	1,838

※出典：各鉄道事業者資料

◆京成沿線整備

京成本線は、市域を東西方向に平面で通っており、踏切での交通渋滞の緩和や安全性の向上を目指し、京成本線の立体化について検討してきた。

平成19年度は、京成本線沿線のまちづくり構想案や5つの立体化案等について市民アンケート調査を実施し、平成20年度には、市民意見交換会やシンポジウムを開催している。また、学識経験者で構成する「京成本線の立体化及び沿線整備に関する有識者委員会」を設置し、専門的見地から整備手法等の検討が行われ、市に提言書が提出されたが、関係機関との合意形成、費用便益比(B/C)など、課題が多く生じている。このようなことから、平成21年度から「京成本線沿線整備基本計画」を策定し、踏切による交通渋滞の改善および安全性の向上に関して、立体化の手法以外にも京成沿線の街づくりの視点に立った検討を行った。

現在、供用開始された外環道路及び都市計画道路3・4・18号により、南北交通の不足が補完され、既設の踏切における渋滞等に対し一定の効果が見受けられる。今後はアンダーパス化される都市計画道路3・5・26号(木下街道)の交通状況を検証し、改めて京成本線の立体化の方向性を見極めていく。

○路線バス

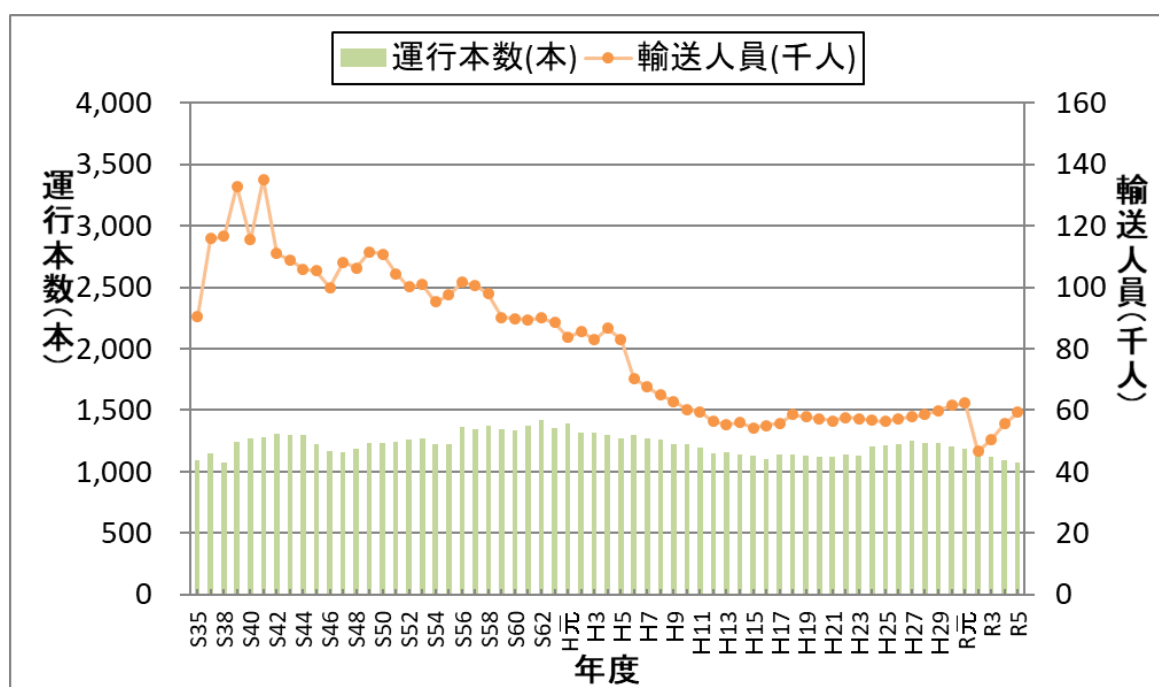
令和8年4月1日現在、市内には、京成バス千葉ウエストをはじめ3事業者の民間路線バスが運行されている。輸送人員は、昭和41年の1日当り13万5千人をピークに減少を続けていたものの、平成9年度辺りからは、ほぼ横這いの状態で推移していた。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響前(平成30年)と比較して輸送人員(総数)が約10%程度減少しているが、前年度の令和3年度より増加しており、復調の兆しが見え始めた。

◆市内バスの1日平均旅客輸送状況(主要路線)

路線名		運行本数(本)					輸送人員(人)				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総 数		1,166	1,120	1,091	1,071	952	46,577	50,549	55,589	59,287	59,647
市川駅	国分線	151	151	151	151	150	5,903	6,486	7,058	7,552	7,668
	中国分線	51	51	51	51	53	1,750	1,958	2,140	2,341	2,430
	市川線	179	179	179	179	178	12,074	13,210	14,886	15,631	1,6213
	富貴島線	56	56	56	56	43	2,237	2,469	2,668	2,877	2,691
	大洲線	64	64	66	65	53	1,749	1,939	2,245	2,485	2,363
本八幡駅	高塚線	137	137	137	137	133	7,001	7,607	8,375	8,994	9,167
	鬼越線	32	23	23	23	19	611	576	627	682	661
	浦安線	114	109	90	81	67	3,556	3,679	3,925	4,010	3,854
	原木線	12	12	12	12	6	181	142	148	156	90
	姫宮団地線	84	84	84	84	81	3,603	4,006	4,410	4,739	4,803
その他	行徳線	148	116	104	104	54	2,420	2,571	2,769	2,976	2,486
	柏井線	35	35	35	26	26	943	962	1,061	1,054	1,181
	臨港線	23	23	23	23	23	662	647	679	693	647
	南行徳線	80	80	80	80	66	3,887	4,297	4,598	5,097	5,393

注:駅に入構する運行本数のみ計上

出典:市川市統計年鑑



○コミュニティバス

市では、既存のバス停や鉄道駅から離れている市民の外出機会を拡大し、交通が不便な地域の解消を目的としたコミュニティバスの社会実験運行を、平成 17 年 10 月から北東部・南部の 2 ルートで開始した。

平成 21 年度には、コミュニティバス導入に関する市の考え方、本格運行を開始する場合の手順や基準、地域の方々・運行事業者・市の三者の役割分担や、協働体制を示した「市川市コミュニティバス運行指針」を策定した。

平成 22 年度からは、地域の代表者・バス事業者・市で構成されるコミュニティバス実行委員会を両ルートで立ち上げ、本格運行に移行した。

○自動車駐車場対策

都市内の交通手段として自動車が効率的に利用されるためには、自動車の保管場所(車庫)、移動のための空間(道路)及び目的地での駐車スペース(駐車場)が整備されていることが必要である。このため、本市では、駅周辺の自動車交通が著しく混雑、集中する地区で道路の効用を確保し、駐車場の整備を講ずるため、平成 3 年 2 月に駐車場整備地区の都市計画決定をしている。

また、当該地区における、駐車場の整備に関するマスタープランとして、「駐車場整備計画」を平成 14 年 3 月に策定した。

◆駐車場整備地区

地 区 名	面 積	都市計画決定年月日	告 示 番 号
市川駅周辺駐車場整備地区	約29ha	平成3年2月26日	市川市告示第14号
本八幡駅周辺駐車場整備地区	約32ha		
行徳駅周辺駐車場整備地区	約32ha		
南行徳駅周辺駐車場整備地区	約32ha		
合 計	約125ha		

「市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例(平成 21 年 7 月 1 日施行。以下、「宅地開発条例」と言う。)」に基づく自動車駐車場の協議台数等

年 度	宅地開発条例に基づく協議台数	事前協議件数
令和7年度実績	2,206 台	193 件
令和6年度実績	1,354 台	169 件
令和5年度実績	1,664 台	163 件
令和4年度実績	1,336 台	161 件
令和3年度実績	1,237 台	160 件
令和2年度実績	1,288 台	164 件
令和元年度実績	1,063 台	188 件
平成30年度実績	2,039 台	209 件
平成29年度実績	2,192 台	195 件
平成28年度実績	1,389 台	214 件
平成27年度実績	1,588 台	189 件
平成26年度実績	1,635 台	192 件
平成25年度実績	1,408 台	100 件
平成24年度実績	4,281 台	113 件
平成23年度実績	1,731 台	87 件
平成22年度実績	2,076 台	88 件
平成21年度実績	1,009 台 (ワンルーム・中高層に関する 要綱に基づく:57台)	58 台 (ワンルーム・中高層に関する 要綱に基づく: 17件)

※平成 21 年 7 月 1 日より、ワンルーム・中高層に関する要綱は、宅地開発条例に統合。

放置自転車対策

自転車対策については、『自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例』『自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例』の2本立てで行っている。

『自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例』は、自転車等駐車を『公の施設』として位置付け、自転車等駐車場の料金を『施設使用料』とし、最寄駅の地価水準や施設の状況に基づき使用料金〔定期利用(一般 2,250 円、1,760 円、1,430 円、1,100 円、710 円の5区分。高校生以下半額、原動付自転車倍額)、一回利用(24 時間までごとにつき 110 円)、時間貸し利用(2 時間まで無料、以降 2 時間ごと 110 円 1 日 550 円上限)〕を設定、自転車等駐車場の使用許可条件や使用上の禁止事項、不正使用の排除を盛り込むなど管理の充実化を図っている。

『自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例』では、放置禁止区域を定め、放置自転車等の撤去を行い、又はその処分を定めるとともに一定の建物について駐輪施設の設置を義務付けるなど放置対策の実効性を確保している。

現在の市営自転車等駐車場の整備状況は、全体で 12 駅 1 バス停に 41 施設を整備している。駅周辺の放置対策では、①自転車等駐車場の整備 ②放置自転車の撤去処分 ③街頭指導員の配置 ④自転車等利用者の安全利用の励行と不要不急自転車の利用自粛 以上の4点を柱として進めている。

放置対策を行うにあたっては、①地域商店会等との連携を図り放置防止に関する啓発活動を実施、②街頭指導員による駐輪場への誘導強化と③撤去作業の強化により安心して安全な歩道の確保に努めている。

◆自転車等駐車場整備状況（令和8年4月1日現在）

有料施設 12 駅 1 バス停 41 施設

駅	施設数	延床面積㎡	整備台数
市川	6 施設	10,476.79 ㎡	5,885 台
八幡 3 駅	13 施設	14,038.78 ㎡	9,128 台
下総中山	1 施設	1,620.00 ㎡	1,035 台
市川大野	2 施設	2,194.69 ㎡	1,473 台
二俣新町	2 施設	1,022.00 ㎡	727 台
市川塩浜	2 施設	1,539.00 ㎡	1,268 台
原木中山	1 施設	1,419.42 ㎡	840 台
妙典	2 施設	2,727.93 ㎡	1,857 台
行徳	3 施設	4,801.14 ㎡	3,893 台
南行徳	5 施設	3,891.29 ㎡	2,421 台
北国分	1 施設	1,199.00 ㎡	777 台
菅野	2 施設	561.72 ㎡	182 台
国分高校バス停前	1 施設	331.00 ㎡	235 台
合計	41 施設	45,822.76 ㎡	29,721 台

◆歩道等を利用した自転車置場設置状況
[東西線南行徳駅](機械式設置台数計:571台)

設置場所	設置台数	形態	料金	備考
第1自転車置場	63台	機械ラック式	2時間無料 その後8時間毎に110円	ロータリー
第2自転車置場	117台	//	//	行徳駅寄り高架脇
第3自転車置場	42台	//	//	市民センター前
第4自転車置場	45台	//	//	今井橋通り側
第5自転車置場	304台	//	一回110円	第3駐輪場脇
計	571台			

[その他]

設置場所	収容台数	形態	料金	備考
国分バス停自転車置場	約125台	平置き	無料	
一本松バス停自転車置場	約20台	//	//	
曽谷2丁目交差点 自転車置場	約120台	//	//	
計	約265台			

◆放置自転車と処分の状況

年度	一日あたりの 放置台数※	撤去台数	引渡台数	引取率%	売却台数	リサイクル 台数
H23	1,169台	8,274台	1,427台	17.2%	5,883台	126台
H24	936台	7,455台	1,410台	18.9%	4,729台	66台
H25	763台	5,573台	979台	17.6%	3,777台	23台
H26	943台	4,950台	1,019台	20.6%	811台	36台
H27	1,144台	4,364台	820台	18.7%	1,431台	41台
H28	869台	4,680台	1,011台	21.6%	787台	48台
H29	550台	3,995台	881台	22.1%	440台	72台
H30	559台	3,672台	846台	23%	2,750台	32台
R1	501台	3,384台	798台	23.6%	5,415台	41台
R2	220台	2,734台	498台	18.2%	2,500台	23台
R3	542台	1,880台	374台	19.9%	1,250台	35台
R4	460台	2,851台	499台	17.5%	2,025台	34台
R5	358台	3,180台	504台	15.8%	1,950台	12台
R6	334台	2,666台	517台	19.3%	1,500台	13台
R7	230台	2,875台	742台	25.8%	2,029台	18台

※「一日あたりの放置台数」は、市内鉄道路線の各駅周辺における各年度10月～11月の晴天の平日の概ね午前11時頃を調査日時の基準としている。

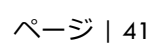
3-4. 市街地の整備

土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることを目的としている。市川市では、人口の都市集中化に対処し、新市街地における有効な土地利用を図るため、昭和 12 年以降、組合施行により 24 地区、個人施行により1地区、約 865.26ha(市街化区域面積 3,984ha の約 21.7%)の事業が完了している。

◆市川市土地区画整理事業一覧表

番号	組合名	設立認可 年月日	施行面積 (m ²)	事業 年度	減歩率 (%)		解散認可 年月日	組合員数
					公 共	合 算		
1	市川第一	S12. 1. 11	139,273.00	S11-24	—	—	S25. 3. 22	—
2	市川第二	S12. 8. 27	30,414.00	S12-24	—	—	S25. 3. 25	—
3	菅 野	S13. 6. 15	103,845.00	S13-24	—	—	S25. 3. 22	—
4	本 八 幡	S14. 6. 30	93,585.00	S14-26	—	—	S26.12. 26	—
5	北 方	S26. 2. 19	145,889.00	S25-35	—	—	S35. 4. 26	66
6	子 の 神	S37. 6. 30	313,467.14	S37-44	7.32	19.89	S44.12. 19	123
7	百 合 台	S40. 8. 10	217,781.05	S40-43	6.49	19.21	S44. 2. 1	122
8	南行徳第一	S41. 8. 12	1,766,633.38	S41-48	0.89	19.46	S49. 2. 27	765
9	南行徳第三	S41. 8. 22	1,043,353.64	S41-50	2.50	17.98	S51. 2. 20	587
10	南行徳第二	S43. 3. 30	870,627.85	S42-48	4.31	19.20	S49. 3. 27	772
11	行 徳	S43. 6. 12	531,229.43	S43-49	5.92	19.44	S50. 3. 28	350
12	南 八 幡	S44.12. 10	35,195.00	S44-48	14.72	25.01	S49. 2. 1	28
13	行徳北部	S44.12. 18	181,642.02	S44-50	12.41	22.74	S51. 3. 30	124
14	行徳南部	S45.10. 22	389,379.39	S45-53	2.29	23.16	S53.12. 19	269
15	行徳中部	S46.12. 1	715,621.07	S46-54	8.13	26.17	S55. 1. 18	494
16	美 濃 輪	S47.11. 30	58,174.59	S47-54	6.05	24.66	S55. 3. 25	37
17	大 野	S48. 9. 5	726,816.89	S48-H5	13.16	28.74	H 5. 9. 24	990
18	国 分	S49. 5. 11	44,648.81	S49-52	18.09	27.22	S52. 7. 15	36
19	宮 久 保	S50. 9. 2	33,060.90	S50-54	17.23	26.71	S55. 2. 15	39
20	大 町	H 2. 1. 24	24,448.83	H1- 5	34.29	38.33	H 6. 3. 3	17
21	妙 典	H 1. 1. 24	500,481.18	S63-H12	19.56	28.58	H12.11. 21	324
22	柏 井	H 1. 5. 12	176,605.48	H1-20	10.09	33.61	H21. 3. 13	226
23	堀 之 内	H3. 3. 1	250,625.28	H2-11	29.52	38.39	H12. 3. 24	95
24	原木西浜	H13.11. 27	147,309.73	H13-20	11.69	47.24	H21.2. 10	15
25	市川塩浜第1期 (個人施行)	H29.3. 31	112,536.86	H29-R1	7.40	20.16	R2.3.27 (終了認可)	6 (地権者数)



市街地再開発事業

市川市では、本八幡駅北口地区(約 3.3ha)を組合施行(一部民間施行)で、市川駅南口地区(約 2.6ha)を市施行で市街地再開発事業を実施した(C-2 地区を除く)。また、令和 6 年 3 月末に本八幡駅北口駅前地区(約 1.1ha)が新たに都市計画決定され、現在、再開発組合の設立に向け事業が進められている。

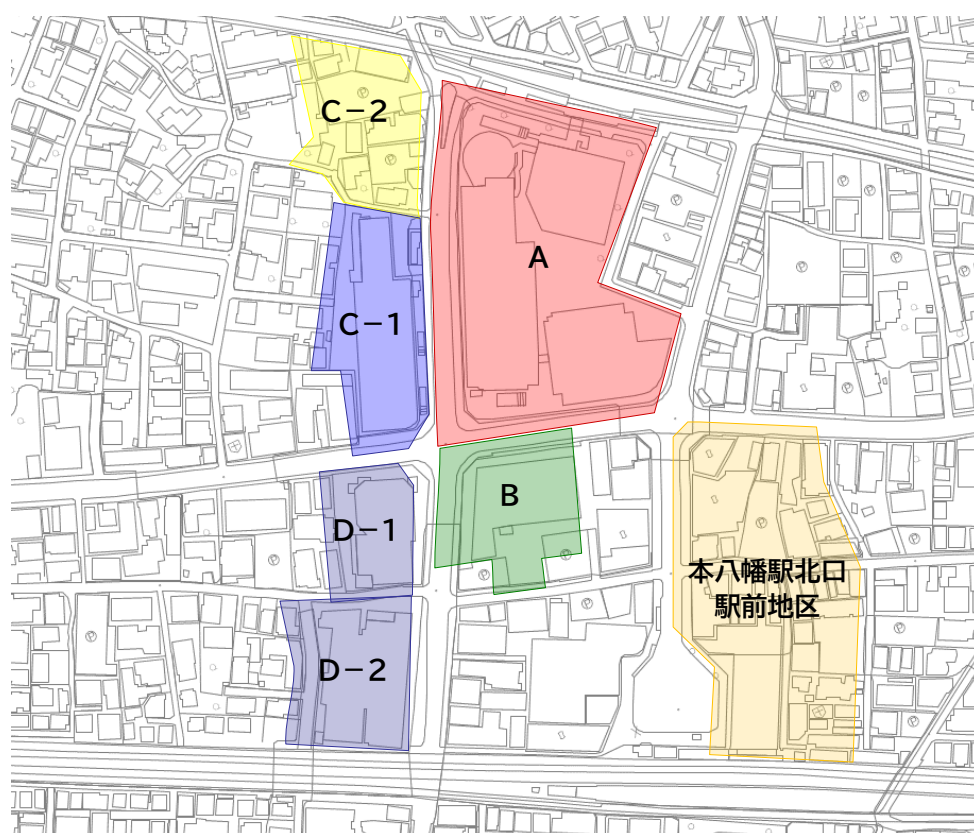
○本八幡駅北口地区再開発事業

本八幡駅北口再開発事業を進めるにあたっては、当該地区を 6 地区に分けて整備を進めている。

C-1 地区、D-1 地区、D-2 地区の3地区(約 1.1ha)については平成 2 年 3 月に第一種市街地再開発事業が都市計画決定され、それぞれ平成 11 年 3 月、14 年 3 月、16 年 11 月に事業が完了した。

B地区については、優良建築物等整備事業により平成 21 年 3 月に事業が完了した。

A地区は平成 18 年 3 月に都市計画決定され、平成 28 年 6 月に組合が解散した。



◆地区面積と進捗状況

地区名	地区面積(㎡)	敷地面積(㎡)	進捗状況
A 地区	14,054	11,643	事業完了
B 地区	3,924	2,870	事業完了
C-1 地区	4,269	3,598	事業完了
C-2 地区	4,100	3,500	事業凍結
D-1 地区	2,697	2,357	事業完了
D-2 地区	3,729	3,239	事業完了
本八幡駅北口駅前地区	約11,387	約9,947	施行中
合計面積	約44,160	約37,154	

◆本八幡駅北口再開発事業の状況

		A地区	B地区	C-1地区	C-2地区	D-1地区	D-2地区	本八幡駅北口駅前地区
現 況		事業完了	事業完了	事業完了	事業凍結	事業完了	事業完了	施行中
事業種別		(法定) 第一種市街地 再開発事業	(任意) 優良建築物等 整備事業	(法定) 第一種市街地 再開発事業	未定	(法定) 第一種市街地 再開発事業	(法定) 第一種市街地 再開発事業	(法定) 第一種市街地 再開発事業
施行者		組合	民間	組合	－	組合	組合	組合
地区面積		約 1.4ha	約 0.4ha	約 0.4ha	約 0.4ha	約 0.27ha	約 0.37ha	約 1.1ha
敷地面積		11,643.3 ㎡	2,869.55 ㎡ (都計道除)	3,598 ㎡		2,357 ㎡	3,239 ㎡	約 9,947 ㎡
用途地域		商業地域	商業地域	商業地域	商業 地域	商業地域	商業地域	商業地域
許容 建ぺい率 ・容積率		70% 600% 高度利用地区 による	100% 750% 総合設計活用 による	80% 550% 高度利用地区 による	80% 400%	80% 550% 高度利用地区 による	80% 550% 高度利用地区 による	70% 800% 高度利用地区 による
建築面積		7,752 ㎡ (約 67%)	1,560.6 ㎡ (54.4%)	2,608 ㎡ (72%)		1,338 ㎡ (57%)	2,371 ㎡ (73%)	約 6,963 ㎡ (70%)
延床面積 (容対)		63,842 ㎡ (548%)	21,456.8 ㎡ (747.7%)	17,500 ㎡ (486%)		12,906 ㎡ (547%)	16,874 ㎡ (520%)	約 79,550 ㎡ (799%)
延床面積 (全体)		90,586 ㎡	29,112.7 ㎡	19,300 ㎡		15,595 ㎡	21,577 ㎡	約 116,087 ㎡
規模・構造 (最高の高さ)		S・RC・SRC 造 (約 144m) 地上 40 階 地下 2 階	RC 造 (約 119m) 地上 34 階 地下 2 階	SRC 造 (約 27m) 地上 9 階 地下 2 階		RC 造 (約 87m) 地上 24 階 地下 2 階	RC 造 (約 79m) 地上 24 階 地下 2 階	RC 造・S造 (約 160m) 地上 44 階 地下 1 階
主要用途		住宅:465 戸 店舗:20,907 ㎡ 業務:16,970 ㎡	住宅:250 戸 店舗:1,562 ㎡ 業務:－	住宅:89 戸 店舗:1,260 ㎡ 業務:5,440 ㎡		住宅:108 戸 店舗:1,304 ㎡ 業務:－	住宅:122 戸 店舗:3,726 ㎡ 業務:－	住宅:約 870 戸 店舗:計画中 業務:計画中
付 帯 施 設	駐車場	371 台	89 台	120 台		76 台	76 台	約 342 台
	駐輪場	1,683 台 (内公共分 850 台)	454 台	1,181 台 (内公共分 1,050 台)		652 台 (内公共分 500 台)	254 台	1,970 台
公共用途床		約 1,300 ㎡ (うち事務所: 約 400 ㎡)	－	約 500 ㎡ (研修所等)		約 800 ㎡ (駐輪場)	－	－
公益用途床		約 400 ㎡) (うち駐輪場 約 900 ㎡)	95.6 ㎡ (地下鉄接続)	－		－	－	－
権 利 関 連	土地建物 所有者数	68 人	4 人	23 人		19 人	24 人	33 人
	借地権者数	16 人	10 人	11 人		2 人	6 人	18 人
	借家権者数	77 人	2 人	0 人		3 人	3 人	約 200 人
	計	161 人	16 人	34 人		24 人	33 人	約 251 人

○市川駅南口地区第一種市街地再開発事業

市川駅南口地区は平成 21 年 1 月に施設建築物、平成 22 年 3 月に駅前広場の工事が完了した。

◆地区概要

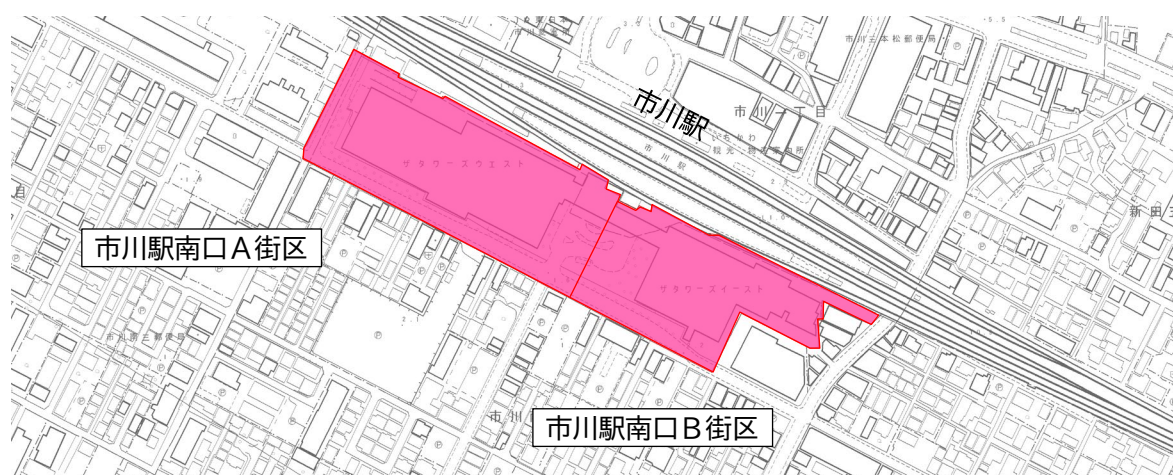
全体面積 計		約 2.6 ha	都市計画制限		
公共敷地	駅前広場	約 4,220 m ²		A街区	B街区
	都市計画道路	約 138 m	建蔽率	80%	
	区画道路(1～4号)	約 415 m	容積率	600%	700%
施設敷地	A街区	約 10,440 m ²	壁面 後退	3m	2m
	B街区	約 6,170 m ²		4m	2～5m
	小 計	約 16,610 m ²		4～5m	3m

◆事業の経緯

昭和54年度	再開発基礎調査(A調査)
昭和57年度	市街地再開発等調査(B調査)
昭和63年度	市・公団基本協定締結
平成 5年 3月	都市計画決定 A地区－公団施行:商業＋住宅施設 ・告示 B地区－市施行 :商業・業務施設
平成 8年度～ 平成11年度	施設計画見直し着手(A・B地区共) 公団法改正、都市基盤整備公団に改組 一地区市施行型計画案、事業計画案策定
平成12年 4月	市・公団旧協定廃棄、新協定締結
平成12年12月	都市計画変更
平成13年 2月	特定事業参加者協定締結(都市基盤整備公団)
平成13年 3月	再開発事業施行条例の公布
平成13年 4月	事業協力者の募集・選定・協定締結
平成14年 2月	事業計画決定
平成14年 3月	特定事業参加者契約締結(都市基盤整備公団)
平成15年 2月	都市計画変更
平成15年 3月	事業計画変更
平成15年 4月	権利変換計画縦覧(10月再縦覧)
平成15年12月	権利変換計画決定
平成16年 2月	権利変換期日
平成16年10月～	仮設店舗建設、既存建物の除却・整地、仮設店舗建設
平成16年12月	特定建築者公募
平成17年 3月	特定建築者の県承認・決定
平成17年 8月	施設建築物(B街区)工事着工
平成17年10月	施設建築物(A街区)工事着工
平成20年 9月	施設建築物(B街区)工事完了
平成21年 1月	施設建築物(A街区)工事完了
平成22年 1月	ペDESTリアンデッキ 開設
平成22年 3月	駅前広場 開設

◆施設概要

区 分		A 街 区	B 街 区	計
全 体 計 画	建築面積	約 7,200 m ²	約 4,500 m ²	約 11,700 m ²
	延床面積	約 85,400 m ²	約 55,000 m ²	約 140,400 m ²
	建蔽率・容積率	約 69%・約 600%	約 73%・約 700%	
	建物高さ	約 160m	約 130m	
	階数	地下 2 階 地上 45 階建	地下 2 階 地上 37 階建	
用 途	住宅施設	地上 4～44 階	地上 10～37 階	住戸数 約 970 戸
	商業施設	地下 1 階、 地上 1～2 階	地上 1～2 階	
	公益施設	地上 3、45 階	地上 3 階	
	高齢者施設	—	地上 4～9 階	
	その他	駐車、駐輪施設		



航空写真（平成 21 年 1 月下旬）



行徳臨海部のまちづくり

市川市の行徳臨海部には、市川二期地区計画の中止により生じた、様々な都市課題がある。

本市では、三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりの実現に向けて、これらの課題解決に取り組んでいる。

《三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりの実現に向けて》

本市と船橋市地先の海域(三番瀬・さんばんぜ)には、これまで市川二期地区・京葉港二期地区計画として埋立が計画されていた。

平成 13 年 9 月、堂本千葉県知事が、計画の中止と「自然環境の保全と地域住民が親しめる里海の再生を目指す新たな計画を、県民参加のもとに作り上げる」ことを表明した。これを受け、本市としては、これまでの基本姿勢に沿って、市議会や行徳臨海部まちづくり懇談会での議論、そして市民の意見をとりまとめ、平成 14 年 12 月に「市川市行徳臨海部基本構想」を策定した。現在、三番瀬の再生と行徳臨海部の課題解決、そしてまちづくりの実現を目指した取り組みを続けている。

(1)海(三番瀬)の再生

三番瀬の自然環境は、漁業活動など人の利用と共存することで維持されてきたが、海域の一部は、周辺の埋立事業で生じた不自然な地形や、埋立に伴う海砂の採取による人工滞などの地形的な影響により、著しく変化している。

千葉県では、平成 16 年 1 月に「三番瀬再生計画検討会議(円卓会議)」から提出された「三番瀬再生計画案」を受け、「三番瀬再生会議」(学識経験者、地元住民、漁業関係者、環境団体、地元の経済会・産業界関係者、その他公募による委員で構成)を平成 16 年 12 月に設置し、平成 18 年 12 月に「三番瀬再生計画(基本計画)」、平成 19 年 2 月に「三番瀬再生計画(事業計画)」、平成 23 年 4 月に「三番瀬再生計画(新事業計画)」、平成 26 年 3 月に「三番瀬再生計画(第 3 次事業計画)」を策定した。

平成 29 年度以降、千葉県は、次期事業計画を策定しないこととし、「三番瀬再生計画(基本計画)」を基に、各分野の施策として事業の継続を行うことになった。

また、本市は、令和5年度より「塩浜親水事業」と称して、三番瀬の海辺の再生事業を行っている。

砂遊びや干潟の生物の観察などにより、未来を担う子供たちをはじめ、市民の方々の環境意識の醸成を図るため、塩浜 2 丁目階段式護岸の前面海域に幅 100 メートル・奥行 50 メートル、約 5,000 平方メートルの範囲で覆砂を行い、海に直接触れられる憩いの場を創出することを目的とした事業を進めている。

(2)江戸川左岸流域下水道 江戸川第一終末処理場計画地

本行徳石垣場・東浜地区は、昭和 48 年 3 月に「江戸川左岸流域下水道 江戸川第一終末処理場」の計画地として千葉県が都市計画決定をしたが、地権者の強い反対などにより、県は建設を断念し、埋立計画地へ位置の変更を明言しながらも、都市計画制限を課し続けてきた。

その結果、当地には、大量の残土(約 63 万 m^3)が無秩序に堆積され、ほこりや大型車の通行などにより、地域住民の生活環境は著しく悪化し、地権者や地域住民から、早期解決を求める要望書が提出され、その課題解決と将来の土地利用の方策について早急な結論が求められていた。

江戸川第一終末処理場については、埋立計画の中止にともない、平成 14 年 12 月に千葉県知事が当初の計画地での処理場建設を表明した。その後、処理場を含めた本地区全域の将来の土地利用について、地権者や周辺自治会長の代表と千葉県、市川市による「江戸川第一終末処理場計画地検討会」(平成 15 年 3 月設置)での議論を踏まえて、終末処理場敷地ゾーン(30.3ha)、地域コミュニティゾーン(3.3ha)、地権者土地活用ゾーン(12.5ha)に分けた土地利用計画を策定した。

その後、千葉県によって用地買収及び工事が進められ、令和 3 年 3 月 1 日から江戸川第一終末処理場の供用を開始しており、令和8年度から第3系列の工事に着手している。

(3)ぴあばーく妙典整備

下妙典・本行徳地区に位置する江戸川第一終末処理場整備の隣接地(約3.3ha)を「地域コミュニティゾーン」と位置付け、行徳地域の特性を踏まえ、未来を担うこどもたちの健やかな成長と、国際性豊かで多世代が交流出来る地域コミュニティ拠点の形成を図ることを目的として、公園、少年野球場、保育園・児童発達支援センター、こども施設等の整備を行った。

令和2年度より、造成工事等に着手し、3年度は保育園・児童発達支援センターおよび少年野球場の一部完成に加え、地域の安全・安心の向上を図るため、隣接する水路の改修及び道路の拡幅を行った。

4年度は、公園、こども施設等の整備を進めるとともに、ゾーン全体の愛称を「ぴあばーく妙典」に決定した。5年度には公園の整備が完了し、バーベキュー場がオープンした。そして、令和6年度3月に市川市妙典こども地域交流館(愛称:ぴあばーく妙典 COCO(ココ))が完成・供用を開始し、すべての施設の整備が完了した。

(4)塩浜護岸の恒久的整備

塩浜護岸は、暫定的に造られた鋼矢板構造の直立護岸であることから改修が進められ、令和3年度末までに、1丁目(漁港区域を除く)の約600mと2丁目の区間約1,100mが完了した。(2丁目の約460mの高潮対策は除く)

3丁目の区間についても、塩害、波浪等による鋼矢板の腐食、老朽化が進み、管理用通路に陥没等が生じ、安全性が懸念されることから、千葉県に改修を要望しているところである。

【経緯】

1. 塩浜護岸は、本来、二期埋立が完了した時点で埋立地の前面に高潮堤を築造し、海岸保全区域を指定して、千葉県が管理するものであるとの認識に基づきながらも、昭和44年の県市の協定により、本市が管理してきた経緯がある。
2. 塩浜1丁目については、「三番瀬再生計画(事業計画)」に「護岸の安全確保の取り組み」が位置付けられ、不確定であった市川漁港の改修位置が現漁港区域内で改修を図っていく方針が定まったことと、平成21年1月に県から「県が主体となり市の支援を受けながら整備する」旨の回答があり、県は、平成21年度から基礎調査及び概略設計等を実施すると共に、23年度から工事に着手し、26年度に完成した。
3. 海岸保全区域の指定の前提となる「海岸保全基本計画」の策定については、平成14年12月と15年2月に、現水際線の塩浜護岸に指定し直すべきとの市長の意見を提出していたが、県では、16年1月に円卓会議が提出した「三番瀬再生計画案」を受け、塩浜2、3丁目については、16年6月4日付で公共海岸及び海岸保全区域に指定・告示した。17年度に、三番瀬再生会議と連携しながら「市川海岸塩浜地区護岸検討委員会」が設置され、護岸改修事業に向けた具体的な検討を始め、18年度から塩浜2丁目の護岸改修に着手している。

(5)市川漁港の整備

市川漁港は、市川二期埋立計画により暫定的に建設されたために狭隘で老朽化も著しいことから、早急な整備が求められている。

その事に伴い、平成18年度から新漁港の整備に着手し、令和3年3月に新漁港が完成、同年4月1日から供用開始している。

既存漁港については、令和4・5年度に見直しを行った機能保全計画に基づき、順次改修を進めていく予定としており、令和7年度から漁港護岸の改修工事に着手している。

(6)JR市川塩浜駅周辺の再整備

昭和58年に京葉線が旅客化され、駅周辺の再整備の機運が高まり、昭和61年の市川二期地区基本計画(案)の提示を受け、再整備計画(対象面積約80ha)を検討してきたが、平成13年9月に埋立計画が中止となったため、改めて、三番瀬の再生と連携したまちづくりを基本として、再整備計画の具体的な検討を進めている。

平成14年6月に地元企業が「市川市塩浜協議会まちづくり委員会」を発足させ、「市川塩浜まちづくり方針」を発表し、官民協働して計画づくりに取り組んでいる。一方市は、平成17年8月に「塩浜地区まちづくり基本計画」をまとめ、塩浜地区の将来像、役割についての方向性を示した。平成19年6月には先行地区約11.3haの地権者と市川市で協働して塩浜のまちづくりに取り組むため「市川塩浜地区第1期まちづくり推進協議会」を設立し、土地区画整理事業での基盤整備の推進を図ることとなった。その後、平成22年4月に組織名を「市川塩浜第1期土地区画整理事業準備会」に変更し、施行認可取得を目標に関係者協議を重ねてきた。その後、業務代行方式による事業化を目指し、平成28年8月に組織名を「市川塩浜第1期土地区画整理事業地権者会」に変更した。平成29年3月31日に「市川塩浜第1期土地区画整理事業」として施行認可を受け、令和2年1月17日に換地処分公告、令和2年3月27日に終了認可を受けた。今後は新たな土地利用が展開されていく。

(7)行徳近郊緑地保全区域(行徳鳥獣保護区)

行徳臨海部は、昭和40年代はじめまで、水辺の鳥の飛来地として国際的に有名であったことから、この地区は市川一期埋立に際し、鳥類の生息地を保全するために確保された。昭和45年には、行徳近郊緑地保全区域として指定され、市街地に残った貴重な自然的水辺空間として造成された。

近年は、千葉県とNPO行徳自然ほごくらぶが協力し、渡り鳥が群れ飛んでいた行徳の原風景の再生と、内陸性湿地の保全を行なっている。令和2年には、同区域に、新たに市川市行徳野鳥観察舎(愛称 あいねすと)を開設した。

(8)臨港地区

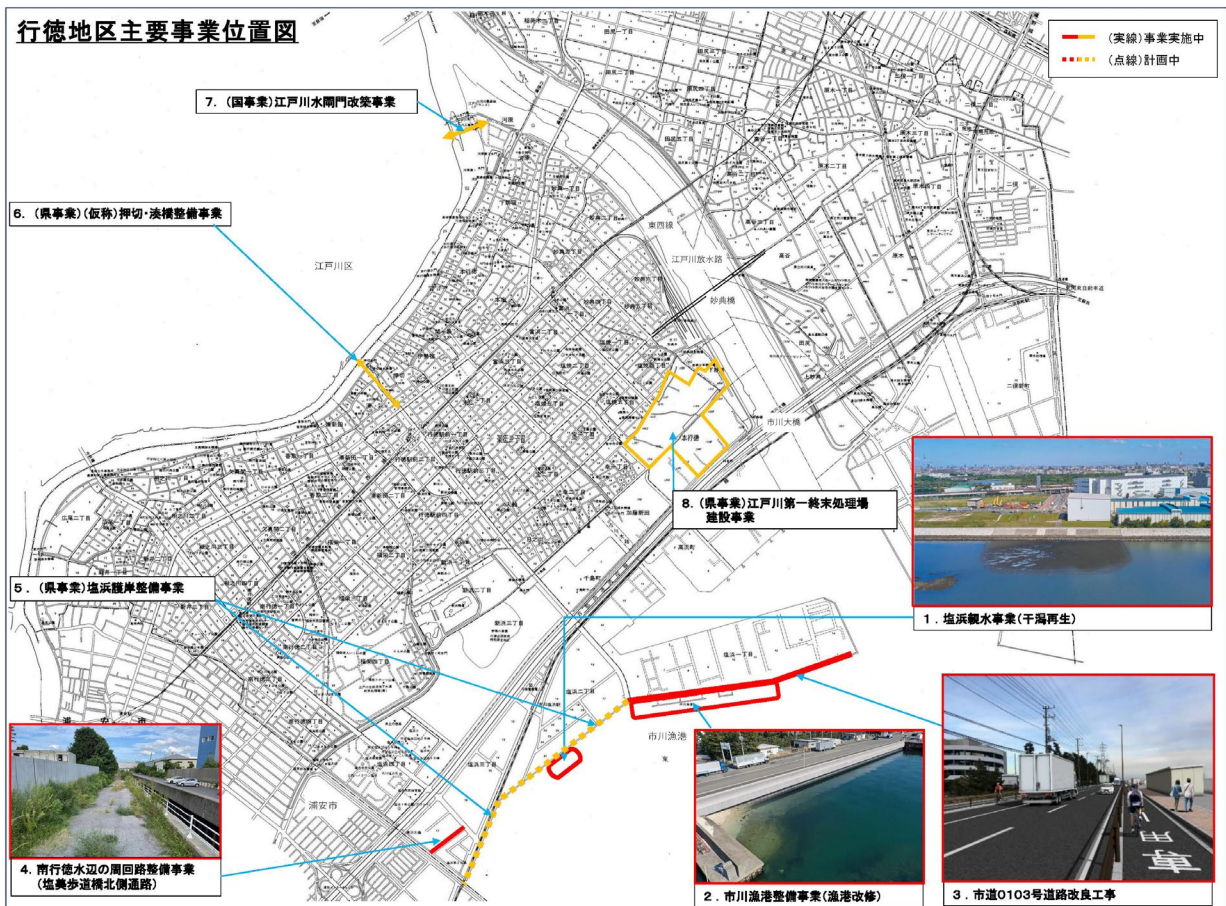
港湾を管理運営する上で港湾施設の機能が十分に発揮され、効率的な港湾活動を確保するため定める地区であり、別に指定する「分区(商港区)」内では用途地域とは異なる用途制限(千葉県臨港地区構築物規制条例)が適用となる。

名 称	面 積	都市計画決定年月日	告示番号
千葉港臨港地区	約 59ha	平成 27 年 3 月 24 日	千葉県告示第 288 号

【行徳臨海部の課題に係る主な経緯】

年 月 日	内 容
昭和36年	京葉臨海工業地帯造成計画の構想の一環として、市川市行徳地先の埋め立てが位置付けられる。
昭和44年 3月～	市川一期地区埋立免許取得、市川市地先の埋立事業が始まる。(昭和49年竣工)
昭和45年 5月	首都圏近郊緑地保全法による行徳近郊緑地保全地域(約 83ha)の指定
昭和47年11月	浦安二期地区埋立免許取得、浦安二期地区の埋立事業が始まる。(昭和55年竣工)
昭和48年 3月	江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場を本行徳石垣場・東浜地区に都市計画決定(県知事決定)地権者の反対等により県は処理場を埋立地に計画すると説明
昭和63年12月	JR京葉線開通、市川塩浜駅が開業
平成 5年 3月	市川二期地区・京葉港二期地区土地造成基本計画(計 740ha)が決定、千葉県環境会議に同造成計画に係る環境保全計画書が提出される。
平成 8年 1月	市川二期地区・京葉港二期地区土地造成基本計画に係る環境の補足調査の現地調査開始(H9.12 終了)
平成10年12月17日	市川二期埋め立て計画の変更について決議(市川市議会)
平成11年 3月25日	「自然との共生を踏まえ、夢のある市川二期埋立計画の実現へ向けた決議」を議決(市川市議会)
平成11年 6月 9日	県が「市川二期地区・京葉港二期地区計画の見直し案」(面積101ha)を発表
平成12年 1月25日	行徳地区自治会連合会(27 自治会)が県知事あてに「市川市本行徳地先石垣場の残土問題の早期解決についての要望書」を提出、市長あてに「石垣場残土問題の早期解決についての要望書」を提出(10,348 名の署名を添付)
平成12年 2月28日	県が県環境会議に「市川二期地区・京葉港二期地区土地造成計画の見直し計画案」(造成面積計101ha)を報告

平成12年 9月21日	「市川二期地区埋立計画を中心に臨海部の夢のあるまちづくりの実現に向けた決議」を議決(市川市議会)
平成12年10月30日	「市川市行徳臨海部まちづくり懇談会」設置、第1回会議開催(学識者、市民団体、周辺住民、地元企業等の代表者ら委員15名で構成)
平成13年 4月 5日	堂本知事が就任
平成13年 4月19日	市川市、船橋市、浦安市の三市が「三番瀬保全再生連絡協議会」を設置
平成13年 4月26日	「市川市行徳臨海部対策本部」設置
平成13年 9月19日	「市川の海と行徳臨海部の課題解決に向けた決議」を議決(市川市議会)
平成13年 9月26日	堂本知事が県議会で埋立計画の白紙撤回を正式に表明
平成13年11月 7日	県が市川市に対して本行徳石垣場・東浜地区における下水道終末処理場計画の検討について協力要請
平成14年 1月28日	第1回「三番瀬再生計画検討会議(円卓会議)」開催(千葉県)
平成14年 2月17日	「市川市行徳臨海部まちづくりシンポジウム」開催(テーマ:市川市民が考える「三番瀬と再生とまちづくり」)
平成14年 9月20日	「石垣場・東浜地区の課題解決に向けた決議」を議決(市川市議会)
平成14年 9月29日	第2回「行徳臨海部まちづくりシンポジウム」を市川市民会館にて開催(市川市)
平成14年12月 4日	県知事が市川市本行徳石垣場・東浜地区に下水道終末処理場を設置することを表明
平成14年12月10日	「市川市行徳臨海部基本構想」策定
平成14年12月25日	三番瀬再生計画検討会議が千葉県知事に「三番瀬の再生に向けての中間とりまとめ」を提出
平成15年1月 29・30 日	「市川市本行徳石垣場・東浜地区の江戸川第一終末処理場計画地に係る千葉県と市川市合同説明会」を地権者を対象に開催
平成15年 3月27日	第1回「江戸川第一終末処理場計画地検討会」開催(千葉県・市川市)
平成15年 4月 8日	三番瀬の本「三番瀬の再生に向けてー地元市川市の挑戦ー」販売開始(市川市)
平成15年 6月24日	「行徳臨海部特別委員会」の設置を決定(市川市議会)
平成15年 7月22日	「市川市三番瀬塩浜案内所」を平成 25 年 4 月末まで開設(市川市)
平成15年11月27～29日	「江戸川第一終末処理場計画地の土地利用計画案全体説明会(千葉県・市川市合同)」を市川市にて開催
平成16年 1月22日	三番瀬再生計画検討会議が「三番瀬再生計画案」をとりまとめ知事に提出
平成16年 6月 4日	塩浜2・3丁目部分の海岸を「公共海岸」及び「海岸保全区域」に指定・告示
平成16年12月24日	第1回「漁場再生検討委員会」開催(千葉県)
平成16年12月27日	第1回「三番瀬再生会議」開催(千葉県)
平成17年 8月 1日	「塩浜地区まちづくり基本計画」策定(市川市)
平成18年 1月13日	「市川市塩浜護岸改修事業に係る千葉県三番瀬再生計画(事業計画)」策定(千葉県)
平成18年 1月17日	江戸川左岸流域下水道都市計画変更の告示(千葉県)
平成18年 3月	塩浜護岸の工事に着手(千葉県)
平成18年 3月23日	江戸川左岸流域下水道都市計画事業認可変更の告示(千葉県)
平成18年12月20日	「千葉県三番瀬再生計画(基本計画)」策定(千葉県)
平成19年 2月19日	「千葉県三番瀬再生計画(事業計画)」策定(千葉県)
平成23年 4月 8日	「千葉県三番瀬再生計画(新事業計画)」策定(千葉県)
平成26年 3月25日	「千葉県三番瀬再生計画(第3次事業計画)」策定(千葉県)
平成27年 6月19日	市川漁港整備事業に関する「水産生産基盤整備事業基本計画」が国及び県の承認を受ける。
平成 29 年 3 月 31 日	「市川塩浜第1期土地地区画整理事業」施行認可
令和 2 年 1 月 17 日	「市川塩浜第1期土地地区画整理事業」換地処分公告
令和 2 年 3 月 27 日	「市川塩浜第1期土地地区画整理事業」解散認可
令和 3 年 4 月 1 日	市川漁港(第I期工事)完成、供用開始
令和 5 年	「市川漁港機能保全計画」の策定(見直し)
令和 5 年	「塩浜親水事業」着手(市川市)
令和 7 年	「市川漁港機能保全計画」に基づく漁港改修工事に着手(市川市)



3-5. 水と緑・公園

水辺の環境整備

水辺は潤いと安らぎをもたらすだけでなく、都市空間の貴重なオープンスペースや、様々な生きものの生息空間として欠くことができないものである。都市化の進んだ市川市の河川・水辺環境を市民が十分に親しめる空間となるよう周辺の地域環境にふさわしい自然豊かな水辺環境の整備を推進し、個性ある地域づくりと豊かな生活環境の創出を行うことが望まれている。

○国分川調節池

国分川調節池は真間川流域の総合治水対策の一環として、全体面積24haの調節池で、千葉県事業として整備が進められ、平成25年度末に完成した。

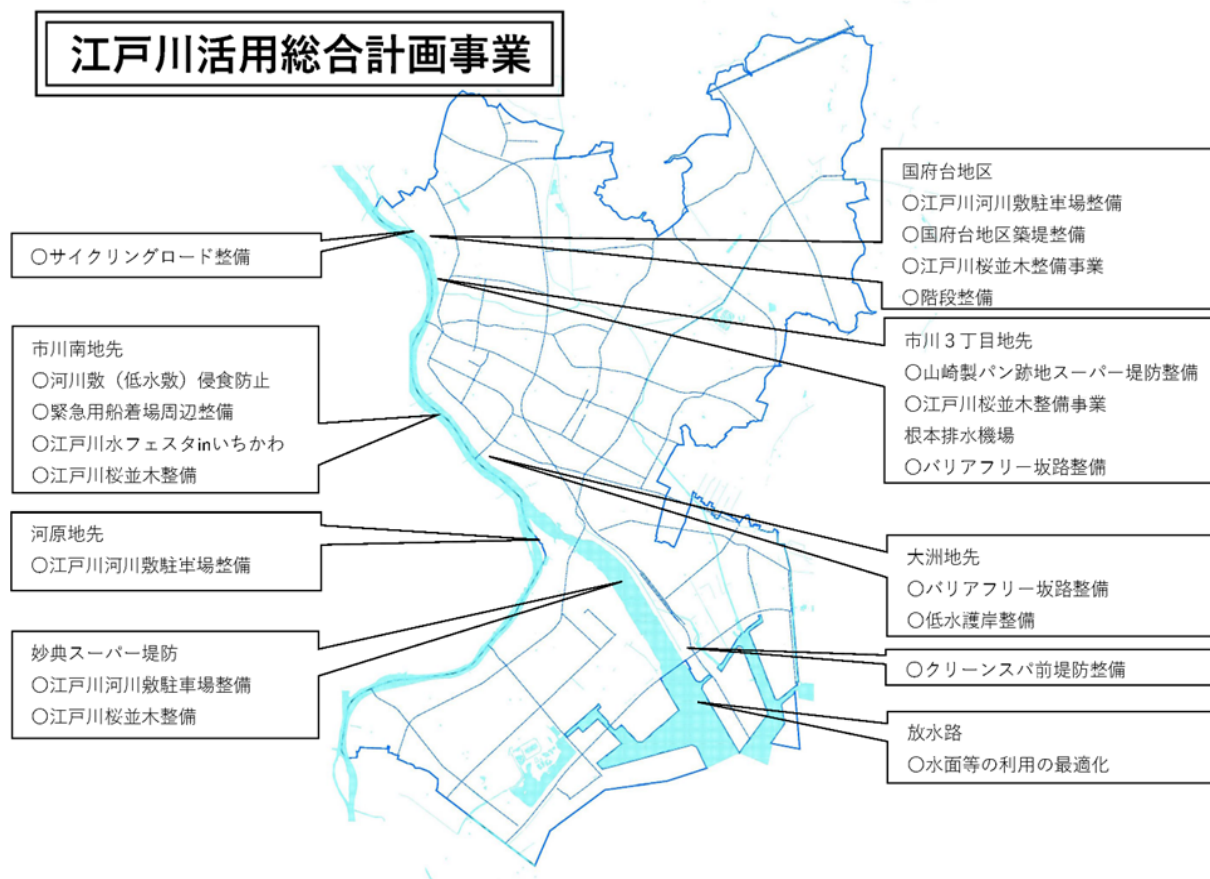
この調節池は都市化が進展した本市に残された貴重かつ広大な水辺空間であることから、平常時における調節池を有効に利用するため、平成13年度より千葉県と市、市民との協働により、地元自治会や学識経験者等を含めた「国分川調節池整備計画検討委員会」及び市民参加型の「国分川調節池を考える会」を発足し、整備方針などについて検討を進めてきた。そして平成15年には「人と生き物の輝く池を次の世代に手渡そう」というテーマと基本方針、ゾーニング等を定めた「国分川調節池整備基本方針」を策定している。

平成19年度からは、市と市民との協働による「国分川調節池を育む会」を立ち上げ、上部活用の検討を行い、平成21年度には利用面に関する「国分川調節池上部活用基本計画」を策定した。

平成25年度から上部整備の工事に着工し、平成29年度に全ての整備が完成した。

○江戸川活用総合計画事業

江戸川の広大なオープンスペースを活用し、安全で快適な河川空間の創出と景観向上を図り、市民に憩いと安らぎの場を提供するものである。



No.	活 用 項 目	計 画 内 容	関連組織	現在の進捗状況	今後の市川市事業予定概要 ()内は当初予算額
1	サイクリングロード整備	江戸川の松戸市小山地先より浦安市舞浜地先の間24kmの堤防を、国・県がサイクリングロードとして整備し、市は安全で快適な利用を図るため、休憩施設や情報板、安全対策施設等を整備する。	国土交通省 千葉県 市 川 市	平成11年度より市川市の要望を受けて江戸川の堤防上に国によって順次整備され、江戸川本川上約13kmのうち、約12.8kmが完成している。 この整備の附帯施設として、市でトイレや四阿などの休憩施設やバイク止めなどの安全対策施設を設置した。	当サイクリングロードを、千葉県道として道路認定及び管理移管をするため、協議を継続していく。
2	江戸川河川敷バリアフリー対策	子どもから高齢者・体の不自由な方など、すべての人が川へ行きやすく利用しやすいように、バリアフリーに配慮したスロープや階段等の整備を行う。	国土交通省 市 川 市	江戸川の堤防にアクセスする既存階段に、国とともに、これまで24箇所の手摺りを設置した。また、江戸川のバリアフリー化を国に要望し、平成19年度に根本排水機場敷地内に坂路及び国府台3丁目地先の桜植栽箇所へ階段の整備がされた。平成20年度には、大洲地先への坂路が整備された。	現況及び地元要望を確認しながら、国へバリアフリーに配慮した坂路や階段・手すりなどの整備を要望していく。
3	江戸川桜並木整備事業	市内に点在する桜とのネットワークを図り良好な水辺空間の形成と潤いあるまちづくりを進めるため、江戸川沿川に桜の植栽を行う。	国土交通省 市 川 市 桜オーナー	これまで市川南地区に42本、妙典スーパー堤防に32本、妙典保育園前に19本、里見公園下に24本、旧江戸川に隣接する広尾防災公園内に50本、国分川調節池に29本、市川3丁目山崎製パン跡地前に9本、小塚山公園に16本、令和5年度にぴあぱーく妙典に6本、令和6年度に国分川調節池緑地に30本、妙典公園に40本、ぴあぱーく妙典に20本を桜オーナー制度で植栽した。	堤防上に桜を植樹できる場所の確保するため、引き続き国に要望していく。
4	国府台地区堤防整備及び河川空間活用事業	国府台地区の堤防整備にあわせ、周辺の河川空間の活用を図るもの。	国土交通省 市 川 市	平成12年度より柳原排水機場から里見公園山付きまで国が堤防工事を進め、平成16年度末に完成した。 平成18年度に市川市において、堤防と市道が交差する箇所の北側部に遊歩道の整備を行った。	新しく築堤された箇所周辺の河川空間(高水敷)について、活用方法を関係団体等と検討していく。
5	「江戸川・水フェスタ in いちかわ」	江戸川の水辺で水に親しみながら、自然愛護の心を育み、地域交流の輪を広げると共に水の危険性を学び水難事故の対策と防止につなげることを目的とした各種イベントを実施するもの。	「江戸川・水フェスタ in いちかわ」実行委員会	Eポート等の水辺のイベントだけでなく、河川敷を利用した遊びなど、誰もが楽しめるような水辺でのイベントとして、平成12年度より実施している。	令和8年度は6月6日に開催予定。
6	水面等の利用の適正化	江戸川放水路のよりよい水辺環境の形成と河川利用の秩序の保持を目的とし協議会により対策を検討・実施するもの。	国土交通省 江戸川 放水路水面等 利用者協議会	平成13年に江戸川放水路のよりよい水辺環境の形成と河川利用の秩序の保持を目的とした江戸川放水路面利用計画を策定した。さらに平成17年度に河川利用ルールを策定し、平成18年度に利用ルール看板を設置した。 また令和元年度には、カキ殻注意喚起看板も設置した。令和5年に「市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例」を施行した。	引き続き協議会にて利用者のマナー向上の取り組みを実施していく。
7	河川敷(低水敷)侵食防止	江戸川の水際部分(低水敷)が流水やボートの波等で侵食されることに対して護岸保護の対策を講じる。	国土交通省 市 川 市	平成25～26年度に、高水敷幅が狭い箇所について、国が侵食・地震に強い安全な堤防づくりの一環として、低水護岸整備を行った。令和5年度に市川南4丁目地先の護岸補修を国・市で実施した。	河川敷利用者の安全を確保するため、引き続き国と協力し護岸の整備を進めていく。

8	江戸川河川敷 駐車場整備	河川敷緑地の利便性向上と 周辺道路の違法駐車対策として、 河川区域内に駐車場を設置する。	国土交通省 市 川 市	平成13年度に妙典スーパー堤防が 整備され、平成14年度には里見公園 下に、平成17年度には河原地先の河 川区域内に駐車場を整備し、平成18 年1月からは、無料開放している。(一 部有料)	今後はスーパー堤防事業 など国の事業進捗にあわせ 設置箇所を検討していく。
9	江戸川サイン整備	江戸川利用者への情報発信 として、主要な箇所に誘導標、 案内板等のサインを整備する。	市 川 市	拠点サイン(案内板)5箇所、誘導標 (矢羽タイプ)8箇所、道祖神タイプ1箇 所を平成19年度に設置し、河川利用 者の利便性向上を図った。	江戸川活用に係る新規整 備に合わせて、順次サイン 整備を行っていく。

○江戸川河川敷緑地の歩み

年	実施主体	
	市川市	国
昭和		
41 年 (1966)	河原地先江戸川右岸(河口出張所前)を国から占用し、広場として供用開始	
43 年 (1968)	江戸川河川敷緑地として都市計画決定(113.6ha) 河原地先江戸川右岸を野球場として整備	
44-49 年 (1969-74)	市川南地先から大洲、大和田地先の河川敷をグラウンド(野球場・広場)として整備	
50-52 年 (1975-77)	河原地先広場を整備	
53 年 (1978)	稲荷木 2・3 丁目地先行徳橋上流部の広場を整備	
55 年 (1980)	稲荷木 2・3 丁目地先行徳橋下流部のグラウンドを整備	
58 年 (1983)	市川 2 丁目地先に市川関所跡を設置	
平成		
10-15 年 (1998-03)		柳原水門から里見公園地先の無堤防地区に築堤工事を施工
11 年 (1999)		サイクリングロードの整備を開始
12 年 (2000)	江戸川活用総合計画を策定	
13 年 (2001)	市川南 5 丁目地先にビオトープを整備 妙典小学校前広場の駐車場の整備	市川南 4 丁目地先に緊急用船着場を整備 妙典小学校前広場の水洗トイレ設置
14 年 (2002)	市川南緊急船着場周辺の環境整備 (修景施設、休養施設の設置) 国府台築堤周辺の環境整備 (駐車場及び水洗トイレの設置)	
15 年 (2003)	市川南地先桜並木基盤及び坂路の整備 市川南地先堤防天端に水洗トイレを設置	
16 年 (2004)	市川南地先、妙典スーパー堤防に桜並木を整備 市川関所跡を改修	
17 年 (2005)	河原地先に河川敷駐車場を整備 妙典保育園前河川敷に桜並木を整備	
18 年 (2006)	国府台 3 丁目地先(里見公園下)に桜並木を整備	
19 年 (2007)	江戸川沿川に案内板・誘導サインの設置 クリーンスパ前堤防上部に広場を整備	根本排水機場敷地内にバリアフリー坂路整備 クリーンスパ前堤防整備
20 年 (2008)		大洲地先にバリアフリー坂路整備
21 年 (2009)		江戸川放水路高潮堤防整備着手(現在整備中)
25 年 (2013)		低水護岸整備
28 年 (2016)	山崎製パン跡地前に桜並木を整備	山崎製パン跡地スーパー堤防整備
令和		
2 年 (2020)		低水護岸整備
5 年 (2024)	ぴあぱーく妙典に桜並木を整備	

公園・緑地

○都市公園整備状況

都市公園の整備状況は、435箇所、面積180.24ha を整備し、市民1人当りの公園面積3.60㎡/人(墓園: 10.0ha を含むと3.80㎡/人)となっている。(国:11.0 ㎡/人、千葉県:7.21㎡ /人)
また、民有地を含む緑の保全施策として、特別緑地保全地区 3 箇所、面積約 2ha、行徳近郊緑地特別保全地区 1 箇所、面積約 83ha、風致地区 5 地区、面積約 769ha、生産緑地地区285地区、面積約 79.05 ha、保存樹林 5 箇所、面積約 1.8ha、緑地協定 9 箇所、面積約 5.5ha により緑の保全を図っている。

◆公園種別一覧

公園種別	箇所数	開設面積 ha
街区公園	364	32.88
近隣公園	12	19.65
地区公園	3	16.67
総合公園	1	15.32
運動公園	3	13.13
歴史公園	3	6.18
都市緑地	49	76.41
合 計	435	180.24
一人当り公園面積㎡/人		3.60
墓 園	10.0	10.0
一人当り公園等面積㎡/人		3.80

児童遊園地	65	2.90
-------	----	------

◆地域別公園・緑地

		江戸川 以北	江戸川 以南
公 園	箇所数	276	110
	面積 ha	71.1	32.73
緑 地	箇所数	47	2
	面積 ha	67.48	8.93
合 計	箇所数	323	112
	面積 ha	138.58	41.66
一人当り公園面積㎡/人		4.19	2.45
都市計画 決定済 公園・緑地 (未開設含)	公 園	36	44
	面積 ha	56.78	21.12
	緑 地	20	0
	面積 ha	135.27	0.00
	合 計	56	44
		192.05	21.12
児童遊園地	箇所数	48	17
	面積 ha	2.30	0.60

◆公園整備状況 注:墓園を除く

年 度	総 数		街区公園		近隣公園		運動公園・その他		人口1人当り 公園面積(m ²)	市の総面積に 対する割合(%)
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
平成15	355	126.08	304	30.11	10	13.96	41	82.01	2.72	2.23
16	356	129.16	304	30.11	11	16.80	41	82.25	2.78	2.29
17	359	129.12	306	30.02	11	16.80	42	82.30	2.77	2.29
18	361	131.89	305	30.16	11	16.80	45	84.93	2.82	2.34
19	365	140.62	308	30.18	11	16.80	46	93.64	2.99	2.49
20	372	141.51	315	31.07	11	16.80	46	93.64	2.98	2.51
21	377	141.96	320	31.52	11	16.80	46	93.64	2.99	2.52
22	381	146.36	322	31.78	11	16.80	48	97.78	3.08	2.60
23	383	146.63	324	31.98	11	16.80	48	97.84	3.12	2.60
24	386	147.33	326	32.36	11	16.80	49	98.17	3.15	2.61
25	387	147.34	326	31.13	11	16.80	50	99.41	3.13	2.61
26	395	153.56	333	31.31	11	16.80	51	105.45	3.24	2.72
27	406	163.98	337	31.42	11	16.80	58	115.76	3.43	2.91
28	410	165.61	340	31.30	12	17.93	58	116.38	3.43	2.94
29	412	174.27	341	31.32	12	17.94	59	125.01	3.59	3.09
30	415	174.43	344	31.48	12	17.94	59	125.01	3.57	3.09
令和元	417	175.20	346	32.00	12	17.94	59	125.26	3.56	3.09
2	419	175.52	348	32.07	12	17.94	59	125.51	3.56	3.09
3	420	179.72	349	32.70	12	19.65	59	127.37	3.66	3.19
4	423	179.74	352	32.72	12	19.65	59	127.37	3.66	3.19
5	424	179.75	353	32.73	12	19.65	59	127.37	3.64	3.18
6	430	180.17	359	33.15	12	19.65	59	127.37	3.64	3.20
7	435	180.24	364	32.88	12	19.65	59	127.71	3.60	3.20

○緑地保全対策

本市の特徴的な緑である樹林地について、明治20年から現在までの変遷を見ると、全体的に分断化や縮小化の傾向がみられる。

明治20年から昭和30年までは大町周辺に多く分布していた樹林地が果樹園に、中山周辺では墓地等になり、まとまった消失がみられる。また、下貝塚地区周辺でも宅地開発により消失し、帯状のものが分断されている。

令和元年の山林の総面積は121.5haであり、近年見受けられる主な減少の要因としては、宅地化や土地造成等がある。主に国府台や大野地区周辺の市街化区域内で、風致地区や農業振興地域等の指定がかかっていない部分での喪失が目立っている。

◆法によるもの

施 策 名 称	根 拠 法 令	箇所又は地区	面 積
都市緑地	都市公園法	49箇所	約76ha
特別緑地保全地区	都市緑地法	3地区	約2ha
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	1地区	約83ha
生産緑地地区	生産緑地法	285 地区	約 79.05ha
保存樹林	都市美観法(略)	5箇所	約1.8ha
風致地区	都市計画法	5地区	約769ha
緑地協定	都市緑地法	9箇所	約5.5ha

◆条例等によるもの

施 策 名 称	根 拠 法 令	保 全 内 容
宅地開発条例事前協議	都市計画法、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例	公園・緑地等の設置
緑地保全協定山林	市川市都市美観の保持等に関する条例	山林(民有地)の保全
市川市屋上等緑化推進事業	公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団補助金交付要綱	屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化
市川市保存樹木協定制度	市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱	貴重樹木の保全(巨木、クロマツ)

○緑地保全協定山林:137名、約33.9ha(市川みどり会)

○市川市保存樹木協定制度

	4年度	5年度	6年度	7年度
協定本数(本)	170 (-3)	179 (+9)	186 (+7)	200 (+14)
主な樹種別本数 (本)	クロマツ 128 (-2) その他 42 (-1)	クロマツ 127 (-1) その他 52 (+10)	クロマツ 130 (+3) その他 56 (+3)	クロマツ 142 (+12) その他 58 (+2)

※ その他:クスノキ、イチヨウ等
()内の数字は減失本数

◆山林の面積の推移

年 度	面積(ha)
平成26年	123.0
平成27年	122.8
平成28年	122.7
平成29年	122.2
平成30年	122.0
令和元年	121.5
令和2年	120.6
令和3年	121.6
令和4年	120.3
令和5年	119.0
令和6年	119.0
令和7年	118.0

◆公園・緑地用地の取得状況

年 度	面 積 (㎡)	金 額 (千円)	公 園 名
平成9	4,129	576,732	北国分第3緑地、じゅん菜池緑地、柏井町2丁目緑地
10	2,425	406,472	国府台1丁目緑地、前畑緑地
11	639	90,099	前畑緑地
12	29,013	5,398,283	前畑緑地・大洲防災公園
13	1,624	286,573	前畑緑地・もときたかた第2公園
14	7,348	600,540	前畑緑地・迎米公園・八幡東公園・柏井町2丁目緑地
15	32,026	566,866	小塚山公園・柏井町2丁目緑地・大和田4丁目公園 梨風東緑地・大野町2丁目緑地
16	69,604	4,901,342	小塚山公園・国府台緑地・柏井町1丁目緑地 真間山緑地・柏井緑地・広尾防災公園
17	7,979	599,191	小塚山公園・柏井緑地・八幡東公園
18	4,917	255,714	小塚山公園・梨風東緑地・国府台緑地
19	7,467	554,019	小塚山公園・国府台緑地
20	7,725	594,381	新田2丁目公園・稻荷木2丁目公園・国府台緑地
21	17,781	474,417	曾谷3丁目緑地、大町公園、国府台緑地、北国分2丁目公園
22	2,684	350,498	平田公園、下妙典公園(公社買収)
23	2,935	210,849	大野町4丁目公園、下妙典公園(公社買収)
24	2,320	168,570	下妙典公園(公社買収)
25	5,703	633,352	国府台緑地、小塚山公園(公社買収)、 小宮山第2公園(公社買収)、下妙典公園(公社買収)
26	3,708	282,124	稲越公園、新田南公園、下妙典公園(公社買収)
27	33,414	1,270,683	北市川運動公園、下妙典公園
29	333	29,855	国府台緑地
30	1,351	139,100	宮久保台公園
令和元	1,243	75,077	小塚山公園(1件買収、1件交換)、柏井町2丁目緑地 国府台緑地(公社買収)
2	119	8,731	小塚山公園(公社買収)
3	1204.74	92,163	小塚山公園(1件買収)
4	3113.01	317,527	じゅん菜池緑地
5	3412.97	55,200	大町公園
6			取得の実績なし
7			取得の実績なし

○小塚山公園整備拡充事業

本公園は、市北西部の水と緑のネットワーク基本方針に基づき、小塚山公園と堀之内貝塚公園に挟まれた「どうめき谷津」及び外かん道路の上部を活用し、両公園の結びつきを強化するとともに、地域の特長を活かした公園として整備をするものである。

なお、整備計画は周辺住民からの提案を踏まえて作成されており、平成 15 年 12 月に都市計画決定し、事業認可を得て、平成 15 年度より事業に着手している。

(事業概要) 位 置:市川市北国分1-2518 外
面 積:約5.9ha(拡張面積:約1.9ha)
事業期間:平成15年度～令和3年度(事業認可)
進捗状況:用地取得 約1.86ha(進捗率98%)

○国府台緑地整備事業

国府台緑地は、市街地に残る樹林地として、また江戸川から堀之内貝塚公園にいたる市北西部地域における「水と緑の回廊」の緑の核となっていることから、保全・活用するとともに、周辺の公園・緑地とのネットワーク化を図るものである。

(事業概要) 位 置:市川市国府台4丁目3455番外5筆
面 積:約5.1ha
事業期間:平成19年度～30年度(事業認可)
進捗状況:用地の取得 約5.1ha(進捗率100%)

○国分川調節池上部活用事業

国分川調節池は、平常時には市内に残された貴重なオープンスペースとして、地域のシンボルとなるような貴重な水辺空間であることから、水辺環境の保全を図り、自然と触れ合える場を創造するため、上部に散策・休息する広場やスポーツ広場等を整備した。

整備については、平成 25 年度に社会資本整備総合交付金を導入して上部活用の整備工事に着手しており、平成 29 年度に完成した。

(事業概要) 名 称:国分川調節池緑地
位 置:市川市東国分3丁目1491番2外(東国分中学校周辺)
面 積:約9.8ha
事業期間:平成25年度～29年度
進捗状況:平成29年度末現在、約9.8ha整備済(進捗率100%)

○(公財)市川市花と緑のまちづくり財団

■概要:(公財)市川市花と緑のまちづくり財団は、前身である財団法人市川市緑の基金から名称を改め、平成 25 年 4 月 1 日に設立された。その趣旨は、広く市民その他の積極的な参加と協力により、緑地の保全及び緑化の推進を図り、もって健康で快適な潤いのある環境づくりに資することを目的として活動している公益財団法人である。

市からの出資金のほか開発負担金、市民からの寄付が基本財産を形成しており、これまで、寄附金や基本財産の利息収入で運営を行ってきたが、長引く超低金利の状況下、利息収入での事業運営が難しくなってきたため、平成8年度からは、市から補助金を受け事業運営を行っている。

■基本財産額:約14億6千万円

■役 員:理 事 9名
監 事 2名
評議員 6名

- 主な事業活動:①花と緑に関する講座の開催、園芸相談
 ②催し物の開催(いちかわローズフェア等)
 ③市民活動支援(緑のボランティア活動支援、
 いちかわガーデニングクラブ活動支援、花壇づくり支援)
 ④市の花「バラ」の普及促進(普及啓発、維持管理、バラ育成体験学習、
 バラボランティアの人材育成)
 ⑤花と緑の普及促進(公共施設の草花植栽管理)
 ⑥緑化助成事業(生垣・屋上等緑化・駐車場緑化・花壇設置への助成、
 緑化活動への助成)

■生垣助成事業

生垣が作り出す緑の壁は、潤いある緑豊かな空間を創るだけでなく、地震や火災などの災害時には、延焼防止・避難路を確保する役割も果たしている。(公財)市川市花と緑のまちづくり財団は、これまで市民の生垣づくりを支援するため、平成元年から市内の生垣設置者に対し、助成を行ってきた。平成16年度からは、市川市から補助金を受けて助成してきたが、令和 8 年度からは、生垣設置費用の助成基準(1m当り助成限度額 7,000 円+ブロック塀撤去 5,000 円。(民地境界・販売目的の敷地は除外)を設け、市民の生垣づくりのより一層の推進を図っている。上限 120,000 円(最長10mまで)

※他の助成制度による補助金交付を受ける場合は対象外。

・生垣助成事業(実績)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	累計 (H元～)
申請件数(件)	4	4	3	2	2	0	1	421
整備延長(m)	38	50	58	63	17	0	47	6,517
補助金額(千円)	557	738	873	939	241	0	769	55,867

■屋上等緑化助成事業

建築物の屋上、壁面を緑化することにより都市緑化を推進し、都市の快適環境を創出すると共にヒートアイランド減少の緩和および良好な自然的環境の創出を図るため、平成 13 年度から平成 16 年度までは市川市が助成し、平成 17 年度からは市川市から補助金を受けて(公財)市川市花と緑のまちづくり財団が助成を行っている事業である。

助成額は、これらの緑化を行う際に、緑化区画の造成、樹木の植栽等に係る費用の2分の1であり、助成の上限額は、屋上緑化で 25 万円、壁面緑化で 5 万円となっている。

なお、これらの緑化植物の種類によって 1 m²当りの単価の上限が定められている。

※他の法令により、義務付けされた緑化面積分は対象外。

・屋上等緑化推進事業

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	累計(H13～)
申請件数(件)	0	0	1	0	0	0	1	41
緑化面積(m ²)	0	0	28	0	0	0	88	1,622
補助金額(千円)	0	0	70	0	0	0	260	8,891
緑化の種類	0	0	壁 1	0	0	0	屋 1、壁 1	屋 36、ベ 2、壁 4

※ 屋:屋上緑化、ベ:ベランダ緑化、壁:壁面緑化

■駐車場緑化助成事業

駐車場を緑化することにより、都市景観を改善し、雨水浸透性を向上させ、ヒートアイランド減少の緩和および良好な自然的環境の創出を図るため、市川市から補助金を受けて平成25年度より、(公財)市川市花と緑のまちづくり財団が助成を行っている事業である。

助成額は、芝等の地被類が 1,000 円/㎡、低木の場合 1,000 円/本、緑化舗装材を使用した芝等の地被類による緑化の場合 10,000 円/㎡とし、この基準により算出した緑化区画の造成費用の 2 分の1であり、上限額は 20 万円となっている。

※他の法令により、義務付けされた緑化面積分は対象外。

・駐車場緑化助成事業

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	累計(H25～)
申請件数(件)	3	5	0	0	2	0	1	24
緑化面積(㎡)	113.25	160.6	0	0	16.4	0	12	1,063.63
補助金額(千円)	841	1,061	0	0	101	0	12	4,050

■花壇設置助成事業

花で満たされた潤いあるまちづくりを推進するため、道路沿いに新たに花壇を設置する方を助成する事業で市川市から補助金を受けて平成25年度より、(公財)市川市花と緑のまちづくり財団が助成を行っている事業である。

助成額は、地植花壇の場合 5,000 円/㎡、プランター花壇の場合 5,000 円/基(プランターの条件有)、種苗費 1,000 円/㎡、既存ブロック塀等の撤去費 5,000 円/m となっている。この基準により算出した花壇設置費用の 2 分の1であり、上限額は 5 万円となっている。

※他の法令により、義務付けされた緑化面積分は対象外。

※他の助成制度による補助金交付を受ける場合は対象外。

※販売を目的とする建築物の敷地の接道部等に設置する花壇は対象外。

・花壇設置助成事業

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	累計(H25～)
申請件数(件)	1	2	2	0	2	0	0	11
緑化面積(㎡)	0.99	2.5	3.5	0	4.8	0	0	41.64
補助金額(千円)	1	35	49	0	58	0	0	402

■緑化活動への助成事業

その他として、緑化推進団体・緑のボランティア団体・緑化推進に関する調査、研究事業に対する助成制度も有り。

○市川みどり会

【設立の経緯】

市川みどり会は、緑の減少を憂慮した山林所有者が集まり、自然景観を守り、どこよりも住みよい環境を次代に引き継ぐことを目的とし、都市の緑地を保全する組織としては全国初の団体として昭和47年12月10日に設立された。

【事業活動】

市との「緑地保全に関する協定」に基づき、山林の維持管理に努めるとともに、緑化の啓発及び緑化に関する事業を強力に推進することと併せて、市が推進している「人と自然が共生するまち」づくりに積極的な参加と協力を行っている。

また、市は「緑地保全に関する協定」を締結した緑地等の所有者に対し、「市川市緑化対策事業補助金交付規則」に基づき、緑地等の管理費の一部として補助金を交付している。

※令和7年度 協定面積……	約33.9 ha
協定者数……	137 名
補助金交付額……	10,145 千円

なお、主な事業活動は以下のとおりである。

■緑化の啓発

「市川みどり会」の活動を広く紹介するため、市民まつり等の催し物に積極的に参加している。

■里山再生事業

会員の山林の維持管理について、「市川みどり会」より、一定の基準で支援を行い、会員の山林をむかしの里山に近づけていく、また同時に緑地保全及び緑地推進に関して調査研究を実施する。

■寄附

(公財)市川市花と緑のまちづくり財団が行う緑化推進に係わる事業や東日本大震災義援金に対し寄附を行っている。

■相続税対策

緑地を保全し、次代まで引き継げるよう、山林相続税の農地並納税猶予制度の創設について、国・県に対し積極的に要望を行っている。

○広尾防災公園整備事業

広尾地区周辺は、住宅や工場が密集している上、住民一人当たりの都市公園や避難場所の面積も少ないことから、快適で安全な街づくりが課題となっている。そこで、株石原製鋼所工場跡地等を活用して、平常時は憩いやレクリエーションの場として住民に親しまれ、災害時は一時避難場所等の防災機能を備えた都市公園を整備し、地域の緑地空間の拡大と防災拠点の形成を図るものである。平成22年3月末に整備事業が完成し、同年4月1日に開園した。

なお、本事業は旧行徳市街地地区都市再生整備計画に位置づけられた事業として、まちづくり交付金を活用し整備したものである。

【事業概要】

- (1) 所在地:広尾2丁目36番外
- (2) 面積:約3.7ha
- (3) 公園種別:地区公園(防災拠点・一時避難場所の機能を有する都市公園)
- (4) 主な計画施設:多目的広場、管理事務所・備蓄倉庫、耐震性飲料用貯水槽、雨水貯留槽等
- (5) 整備スケジュール
 - 平成17年度 整備計画策定(基本計画・基本設計)
 - 平成18年度 都市計画修正、都市計画決定、実施設計、用地取得
 - 平成19年度 実施設計、公園整備工事
 - 平成20年度 用地取得、公園整備工事
 - 平成21年度 公園整備工事、管理棟等建設工事
 - 平成22年4月 開園

○葛南広域公園

昭和59年に、市川・船橋両市長連名で千葉県知事にあてて、市川市・船橋市・鎌ケ谷市にまたがる自然環境が多く残っている地域に県立公園建設の要望書を提出した。昭和61年には千葉県『緑のマスタープラン』に位置付けられ、また、平成元年には『さわやかハート千葉5ヵ年計画』に葛南広域公園が位置付けられた。

第1期事業分として、市川市柏井町の「市川市青少年の森キャンプ場」を含む一帯と船橋市藤原にまたがる合計22.7haが計画された。

この公園は、「葛南自然ふれあいモデル地区事業」として、出来る限り現況の緑地を保全した施設整備を計画しており、平成12年度には予定地内の自然環境調査が実施された。

平成15年には、千葉県立都市公園の整備のあり方調査検討委員会において、構想中の公園としては優先順位の一番にあげられている。今後は、千葉県による事業化の段階になるが、千葉県の財政状況から予算確保が厳しい状況にある。

○市川市みどりの基本計画

本市では、緑の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に推進するため、都市緑地法第4条に基づき、平成16年3月に「市川市みどりの基本計画」を策定した。策定から20年後の令和7年を目標年次と定め、基本理念「人と緑とのかかわりを大切にする」のもとに6つの基本方針と計画実現のための基本的な施策、及び計画の目標水準、緑地の配置方針などについて明記している。

また、みどりの基本計画の将来像を実現するため、その実施計画として「市川市みどりの基本計画アクションプラン」を平成18年3月に策定し、基本計画の効率的な推進を図ってきた。令和3年度は、平成28年度に策定した第3次アクションプランの実績を取りまとめるとともに、第4次アクションプラン(令和3年度～令和7年度)を策定したことから、引き続き基本計画の推進を図っていく。

動植物園

大町公園を中心に、自然と緑が残されている大町地区約150ヘクタールを大町レクリエーションゾーンとして設定し、その拠点として動植物園がある。そのほかゾーン内には、観賞植物園、自然観察園、バラ園、自然博物館、少年自然の家(プラネタリウム)、民営のフィールドアスレチックなど、自然学習やレクリエーションの場として、市内外の多くの人たちに親しまれている。

動植物園は、小動物を中心に、動物とのふれあいをテーマに、なかよし広場・家畜舎・小獣舎・サル山・サル舎・フライングケージ・オランウータン舎に分けて 44 種326点の動物を飼育展示している。

所在地	市川市大町284番地1
敷地面積	約15ha
開設年月日	昭和62年8月21日
総事業費	約53億円〔自然博物館含む〕

◆入園者数

	大人	小人	幼児	合計
令和2年度	84,820人	14,184人	45,760人	144,764人
率	58.6%	9.8%	31.6%	100%
令和3年度	138,270人	22,024人	70,819人	231,113人
率	59.8%	9.5%	30.7%	100%
令和4年度	132,281人	26,507人	69,436人	228,224人
率	58.0%	11.6%	30.4%	100%
令和5年度	130,152人	26,311人	65,237人	221,700人
率	58.7%	11.9%	29.4%	100%
令和6年度	145,920人	30,989人	69,635人	246,544人
率	59.2%	12.6%	28.2%	100%
令和7年度	239,092人	39,772人	70,029人	348,893人
率	68.5%	11.4%	20.1%	100%

◆管理費推移

元年度	343,095,991円
2年度	304,509,763円
3年度	320,785,764円
4年度	313,213,465円
5年度	390,588,088円
6年度	452,604,000円
7年度 当初	401,824,000円

○観賞植物園

観賞植物園は、大温室とサボテン温室があり、サボテン温室では、多肉植物と呼ばれる熱帯の乾燥地域に生える植物を中心に、大温室では、熱帯・亜熱帯の高温多湿な地域に生育する植物を展示している。

所在地 市川市大町213番11
敷地面積 6,769㎡
開園年月日 平成5年10月11日
展示植物 熱帯植物 180種 2,400本
サボテン 150種 1,000本

◆入園者数

2年度	19,733 人
3年度	35,703 人
4年度	38,807 人
5年度	33,798 人
6年度	32,366 人
7年度	34,477 人

※入園時において大人小人区分は行っていない。

○バラ園

ローズいちかわ等110種 約1,000株のバラを植栽するとともに、芝生広場、パーゴラ、彫刻などを設置している。

◆年次行事実績

	期 間	令和7年度入園者数	令和6年度入園者数
観賞植物園 ロビーコンサート	令和7年 5 月 25日 他3回	1,519 人	315人
鷹ショー	令和7年 5月3日 他1回	1,289人	995人
ホテル観賞会	令和7年 7 月12日～7月27日	30,127人	19,329人
開園記念イベント	令和7年 8 月24日	小・中入園無料 179人	小・中入園無料 153 人
Zoo ワンポイント ガイド	令和7年 4月 27日 他10回	699人	651人
春蘭展示会	令和7年 11 月22～23日 他1回	1,214 人	1,115人

◆研修生等受入状況

	令和7年度受入者数	令和6年度受入者数
中高生による 職場体験の受入	2校 4人	7校 51人
施設研修生の受入	5校 5人	6校 7人



(市川市動植物園 ニホンザル「パンチ」)



(市川市動植物園:コツメカワウソ)

大町レクリエーションゾーン構想と概要

- ・大町レクリエーションゾーンの自然環境の保全及び活用、並びに施設の有効利用を図る。
- ・大町地区150ha を市民のレクリエーションゾーンとして位置づけ、民間施設と公共施設が一体となった憩いと安らぎの場を市民に提供する。

○市川市大町レクリエーションゾーン協議会（昭和62年3月設置 10名で構成）

大町レクリエーションゾーンにおける自然環境の保全、活用及び施設の有効利用等に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

令和7年度 令和7年10月27日、令和8年3月16日開催



3-6. 治 水

行徳地域等の低地域の浸水を解消するため、河川改修計画と整合を図った「市川市雨水排水基本計画」を昭和 59 年度に策定した。

この計画は、時間雨量 50mm対応に整備するもので、雨水幹線排水路の延長 229,177mを整備するものとしており、令和 7 年度末時点で 133,599mの整備が完了している(整備率 58.3%)。

排水機場・ポンプ場については、船橋市から引き継いだものや下水道施設のものを含め、現在 29 箇所の整備が計画されている。令和5年度末で、整備済みが 6 箇所、暫定整備が 16 箇所、未整備が 7 箇所となっている。

◆雨水排水幹線水路整備の状況(計画総延長 229,177m)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施延長 (m)	10	0	0	27	9	30	0
累計延長 (m)	133,533	133,533	133,533	133,560	133,569	133,599	133,599
進捗率 (%)	58.3	58.3	58.3	58.3	58.3	58.3	58.3

◆市川市内の河川の状況

水系別	河川名	等級別	諸 元	
			市内延長	流域面積
			(m)	(km ²)
利根川	真間川	一級河川	7,850	5.9
〃	国分川	〃	2,500	6.8
〃	春木川	〃	2,210	2.1
〃	大柏川	〃	5,000	11.6
〃	派川大柏川	〃	1,580	0.9
〃	高谷川	〃	3,820	3.3
〃	秣川	〃	170	5.4
〃	江戸川	〃	11,830	—
〃	旧江戸川	〃	4,970	—

※ 千葉県真間川改修事務所「平成 26 年度 事業概要」より抜粋

◆調整池の状況

名 称	貯留量(m ³)
堀之内調整池	31,410
大野調整池	20,430
柏井調整池	42,400
大町調整池	3,744
大野こざと南北公園池	31,620
開発行為調整池帰属分	3,953
国分調整池	3,655
大野暫定調整池	94
東菅野暫定調整池	5,656
じゅん菜池ダム	3,270
合 計	146,232

◆河川の整備状況

市川市では、大柏川の浜道橋上流から鎌ヶ谷市境までの 1,621mの区間について、床上浸水被害の早期解消を図るため、平成7年度から「都市小河川改修事業」、平成 9 年度からは「都市基盤河川改修事業」により、河川改修として、橋りょう全 8 橋の架け替え、護岸及び管理用通路の整備を行い、令和 6 年度末に県へ移管した。

改修にあたっては、河川改修による治水機能の向上を前提に、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する多自然川づくりを目標として、整備を行った。

◆多自然川づくり
整備 前



整備 後



◆親水施設
真 間 川



大 柏 川



◆水質浄化対策

真間川水系の水質は、BOD(生物化学的酸素要求量)の指標で汚濁状況を見ると、水質環境基準(BOD10 mg/ℓ以下)を満足していない河川がある。これは、主に真間川流域の公共下水道の整備率が低く、家庭からの排水等が河川に流出してしまうためである。公共下水道の計画がない地域では、合併処理浄化槽の設置によって汚濁源である生活雑排水を浄化することが望まれている。このような流域の 現状に対して、千葉県及び市川市では河川及び流入排水路に浄化施設を設置し、真間川水系の水質 改善に取り組んでいる。

河川浄化施設

施 設 名	施 設 概 要	目標値(BOD)	事 業 者
派川大柏川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 2,400 m ³ /日	40 mg/ℓ →10 mg/ℓ	千 葉 県
春木川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 3,000 m ³ /日	40 mg/ℓ →20 mg/ℓ	千 葉 県
大柏川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 36,000 m ³ /日	35 mg/ℓ →10 mg/ℓ	千 葉 県

流入水路浄化施設

施 設 名	施 設 概 要	R7(BOD)	事 業 者
市川市浄化施設1号機 (曾谷 8 丁目市道下)	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 300 m ³ /日	58.8mg/ℓ →4.1mg/ℓ	市 川 市
市川市浄化施設2号機 (曾谷公民館駐車場下)	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 350 m ³ /日	9.5mg/ℓ →1.7mg/ℓ	市 川 市
市川市浄化施設3号機 (百合台小学校前市道下)	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 850 m ³ /日	15.1mg/ℓ →2.3mg/ℓ	市 川 市

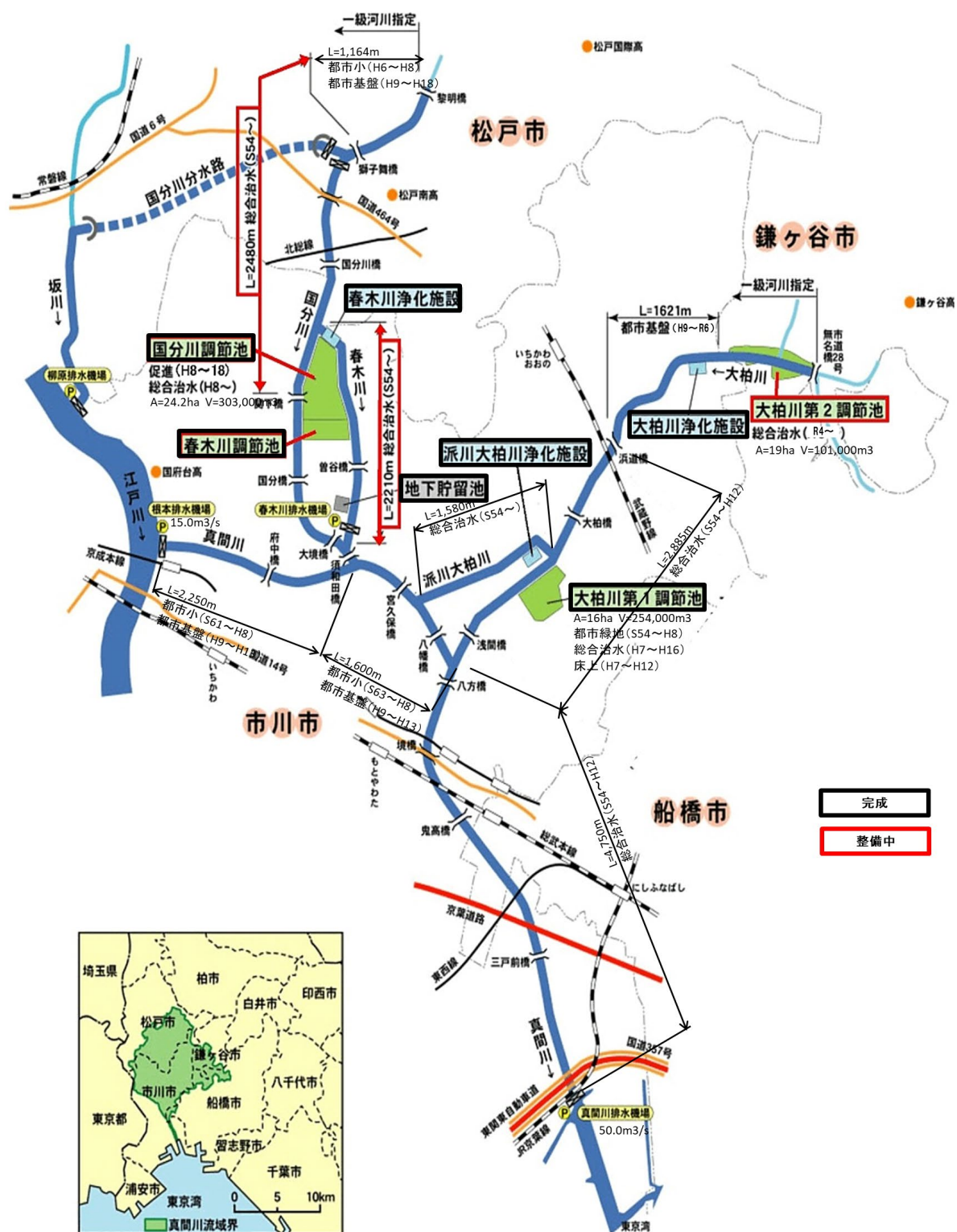
◆排水機場等の整備状況

排水機場名		排水面積 (ha)	計画排水量 (m³/sec)	現排水量 (m³/sec)	整備率 (%)	排水ポンプ
1	須和田	30.40	3.351	1.667	50	計画 φ900×1 600×2 設置 φ600×2(S60、S61)
2	宮久保	13.60	1.714	1.000	58	計画 φ600×1 450×2 設置 φ450×2(S61)
3	美里苑	15.70	1.877	0.973	52	計画 φ700×1 500×2 設置 φ500×2(H1)
4	八幡	10.40	1.269	0.646	51	計画 φ600×1 400×2 設置 φ400×2(H3)
5	本北方	13.8	1.678	0.833	50	計画 φ500×2 700×1 設置 φ500×2(S60)
6	北方ポンプ	55.30	3.793	3.790	100	計画 φ600×1 1200×1 設置 φ600×1(S62) 1200×1(S62)
7	鬼高	5.30	0.799	0.683	86	計画 φ450×2 設置 φ400×2(R3)
8	原木第1	64.00	4.600	3.933	86	計画 φ1000×1 700×2 設置 φ600×1(S52) 600×1(S56) 700×2(H18)
9	原木第2	29.90	3.220	3.220	100	計画 φ900×1 600×2 設置 φ600×2(H2) 900×1(H28)
10	原木第3	54.20	5.408	1.725	32	計画 φ900×2 700×2 設置 φ600×1(S55) 600×1(S62)
11	二俣	57.10	5.653	1.583	28	計画 φ1000×2 600×2 設置 φ600×2(R4)
12	河原	39.00	6.233	2.058	33	計画 φ1000×2 600×2 設置 φ700×2(H4) 450×1(H9)
13	本行徳	42.00	6.176	4.499	73	計画 φ1000×1 900×1 700×2 設置 φ1000×1(H2) 700×2(H2)
14	押切ポンプ	23.00	3.814	3.817	100	計画 φ900×1 700×1 600×1 設置 φ600×1(S58) 900×1(S59) 700×1(H20)
15	香取	14.00	2.244	1.928	86	計画 φ700×1 450×1 300×1 400×2 設置 φ400×2(S47) 450×1(S52) 300×1(H7) 700×1(H13)
16	欠真間	44.00	5.932	4.133	70	計画 φ900×3 500×2 設置 φ900×2(S54) 500×2(R5,R4)
17	相之川第1	5.00	0.846	0.767	91	計画 φ400×1 300×2 設置 φ400×1(R4) 300×1(S51) 300×1(H7)
18	相之川第2ポンプ	6.00	1.340	1.340	100	計画 φ500×2 200×1 設置 φ200×1(H20) 450×2(H20)
19	新井ポンプ	62.00	8.319	8.303	100	計画 φ1000×2 800×2 700×1 設置 φ1000×2(H1) 700×1(H20) 800×2(H20)
20	妙典	67.00	12.130	8.900	73	計画 φ1200×3 800×2 設置 φ1200×1(H7) 800×2(H7) 1200×1(H18)
21	本郷	7.87	1.500	1.500	100	設置 φ500×1(R6 工事中) 1900×1(S52)
22	大和田ポンプ	244.00	26.748	19.620	73	計画 φ1200×2 1800×3 設置 φ1200×2(H28) 1800×2(H28)
23	曾谷第2	19.90	2.382	0.000	0	計画 φ800×1 600×2
24	東国分第1	20.40	2.083	0.000	0	計画 φ700×1 500×2
25	国分第2	8.00	1.048	0.000	0	計画 φ500×2
26	宮久保第5	11.90	1.563	0.000	0	計画 φ700×1 400×2
27	二俣第2	19.40	1.980	0.000	0	計画 φ700×2
28	二俣第3	13.90	1.500	0.000	0	計画 φ600×2
29	市川南ポンプ	70.00	9.811	0.000	0	計画 φ1200×2 600×2

※No.21 は H19 に船橋市より移管(令和元年に電気設備のみ改修)。No.23～29 は整備計画。

No.6,12,13,14,15,16,17,18,19,20,22,29 は下水道施設として整備又は整備予定。

◆真間川流域図



3-7. 下水道

【市川市の下水道の基本理念】 **未来につながる下水道 うるおいとやすらぎのまち目指して**

本市下水道が、いつまでも安心して快適な私たちの暮らしを支える重要な静脈であり続けるため、持続可能な経営を進めていきます。そして、市川という名のとおり江戸川をはじめとする多くの水辺に恵まれた本市の魅力を高めるため、生命の源である水環境が良好に保たれ水への親しみを通じた「うるおいとやすらぎ」のあるまちを目指します。

【中期的な施策の体系(市川市下水道中期ビジョン)】

第1次下水道中期ビジョンでは、「安心して 快適な 下水道の 礎を築く」を目標に掲げ、平成 26 年度から令和 7 年度までを計画期間として、本市の下水道が果たすべき役割を整理し、重点的に取り組む施策の方向性を定め、各施策を推進してきました。

令和 7 年度には、本市の下水道事業を取り巻く現状や課題、社会情勢の変化などを踏まえ、下水道事業の方向性や施策を改めて整理し、将来にわたり持続的に発展・向上していくため、新たに「快適な生活環境に資する下水道施設が整備され、安全で持続可能な下水道が活きるまちへ」を目標に掲げ、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間を計画期間とする「第2次市川市下水道中期ビジョン」を策定しました。

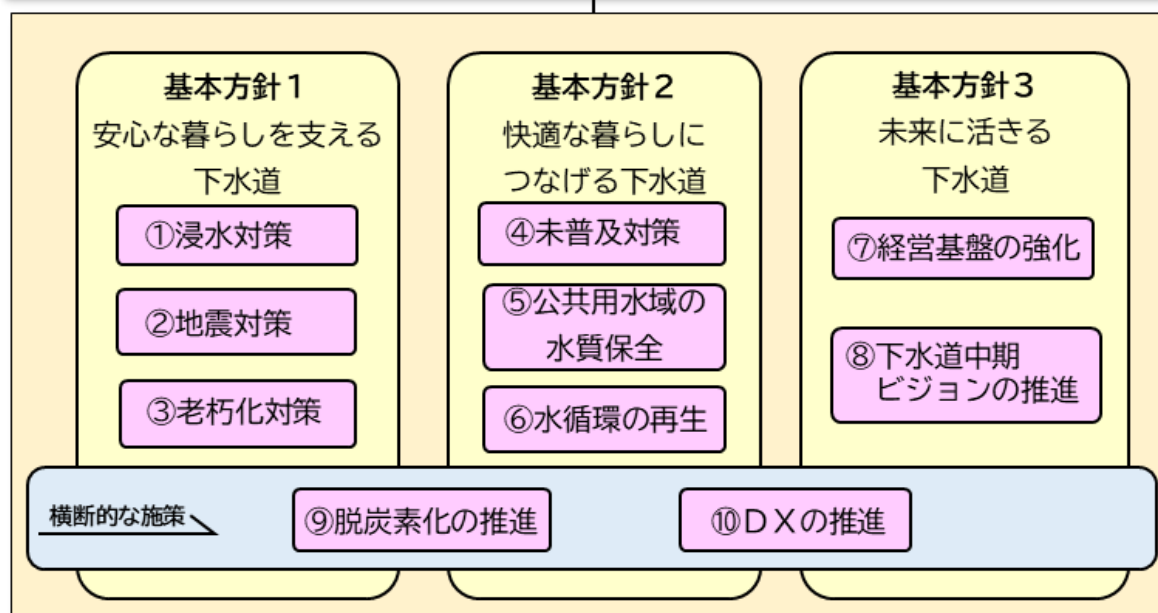
○基本理念と下水道中期ビジョン 体系の全体像

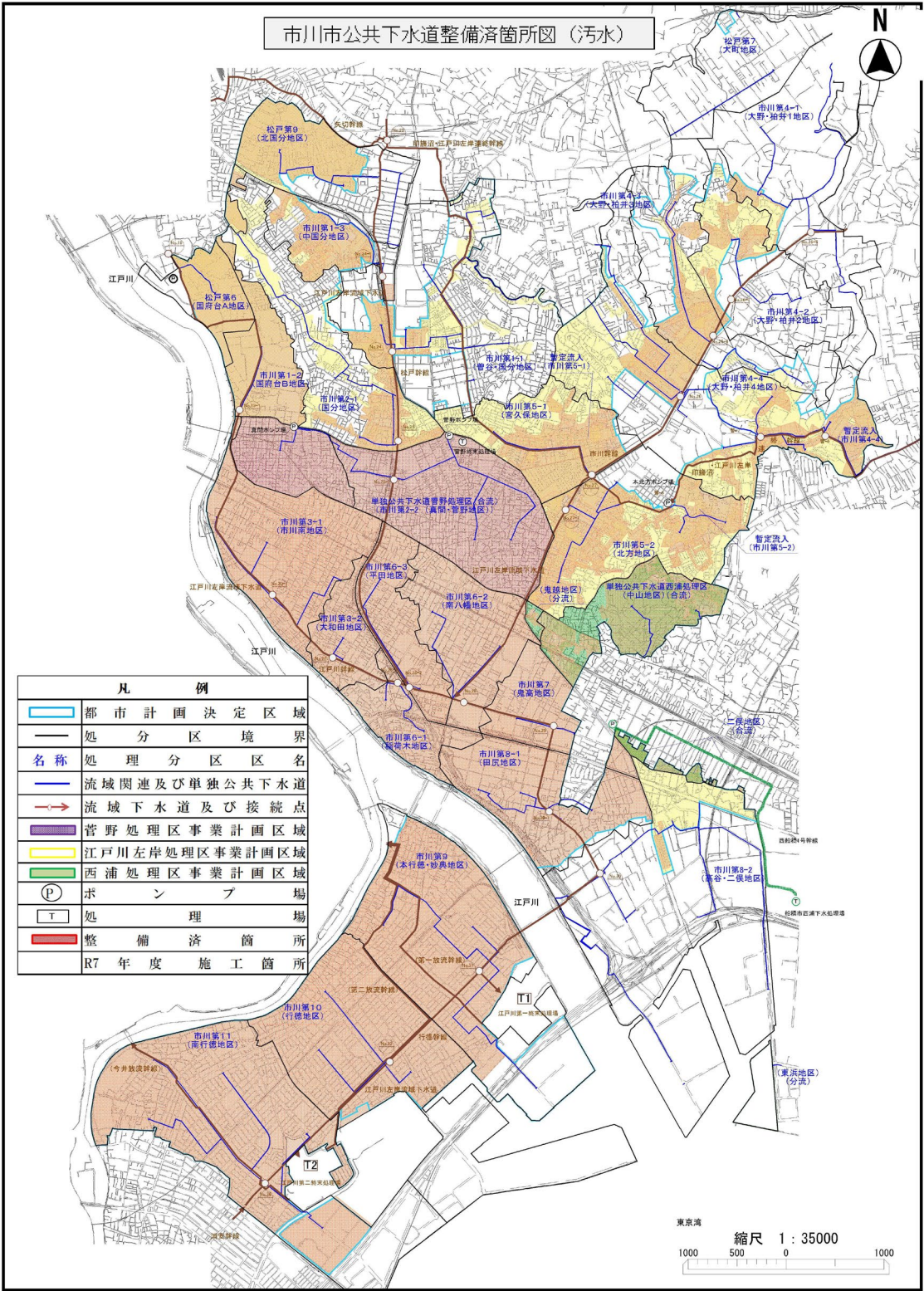
基本理念

未来につながる下水道 うるおいとやすらぎのまちを目指して

中期ビジョンの目標

快適な生活環境に資する下水道施設が整備され、
安全で持続可能な下水道が活きるまちへ





令和8年3月末現在

【汚水事業：合流式含む】

市の公共下水道事業(汚水：合流式含む)は、昭和 36 年に、単独公共下水道事業として菅野処理区(合流式)の整備に着手した。一方、広域的な水質保全を目的とした千葉県江戸川左岸流域下水道計画にあわせて、昭和 47 年より本市も流域関連公共下水道事業(分流式)に着手し、以後、事業区域を拡大しながら整備を進めている。また、平成9年には、船橋市と共同の単独公共下水道事業として西浦処理区(合流、一部分流)の整備に着手している。令和7年度末の整備面積は 2,609.64ha、処理人口は 406,200 人となり、下水道普及率 81.2% (住民基本台帳人口ベース)となっている。

【雨水事業】

公共下水道事業(雨水)としては、昭和 47 年、市川南・南八幡地区 539ha の整備に着手、以後、汚水事業にあわせて整備区域を拡大し、平成 24 年度より外環道路事業に合わせて、市川南排水区及び高谷・田尻排水区でポンプ場や雨水管渠の整備を行っている。

都市下水路事業としては、その区域の公共下水道事業に先立ち、市川駅南都市下水路、中山都市下水路及び北方都市下水路の 3 都市下水路を整備しており、うち市川駅南都市下水路及び中山都市下水路については、現在は公共下水道に都市計画変更されている。令和 6 年度末における下水道事業による雨水整備面積は 573ha、全体計画面積に対する整備率は 11.0%となっている。

【下水道事業の財源について】

下水道は、都市施設として重要な役割を果たすものであり、その整備にあたっては、広域的な公共性、公益性から国の補助金(管渠補助率 1/2)を受けるほか、世代間の負担の衡平を図るため、企業債を借り入れて整備を進めている。また、下水道(汚水)整備により、整備区域においては、未整備区域に比べて生活環境が向上することから、直接的な受益のある、整備の完了した区域の住民に整備費用の一部を負担していただいている(受益者負担金・分担金制度)。

また、公共下水道(汚水)に係る経費は、原因者や受益者が明らかなことから、使用者に汚水排除量に応じた下水道使用料を負担していただくこととしており、下水道使用料は、主に下水道施設(処理場、管渠等)の維持管理費用に充当されている。

下水道事業会計の推移

(千円)

	収益的収支				資本的収支			
	収入		支出		収入		支出	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
令和 3 年度	8,756,323	8,749,002	8,510,156	8,291,197	8,705,360	7,993,659	11,324,844	10,585,405
令和 4 年度	9,122,812	9,034,209	8,549,595	8,680,243	11,747,924	7,759,808	14,545,405	10,175,269
令和 5 年度	9,689,234	9,209,966	8,820,478	8,720,153	10,899,606	8,192,995	13,709,522	10,844,600
令和 6 年度	9,318,532	9,497,157	9,078,090	8,804,539	11,160,190	10,902,770	13,840,910	13,418,876
令和 7 年度	9,582,529	9,660,657	9,424,379	9,283,048	10,806,478	10,870,308	13,429,621	13,264,245

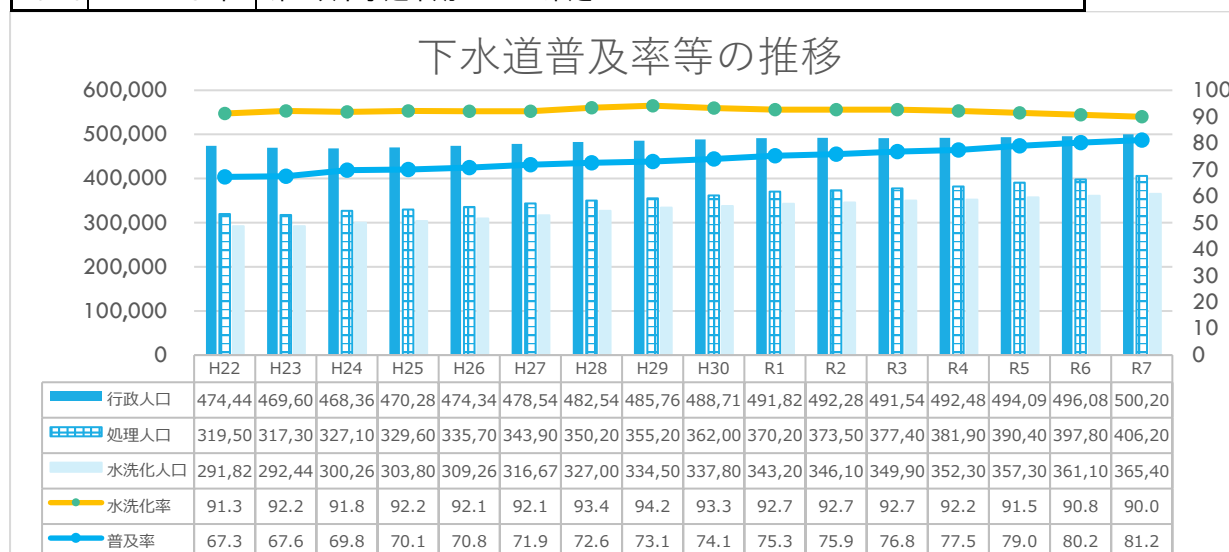
【今後の下水道整備について】

公共下水道整備汚水事業としては、千葉県の江戸川左岸流域下水道市川幹線が平成 27 年 11 月に、松戸幹線が平成 28 年 9 月に供用を開始したことから、本市北東部及び北西部地域を中心に効率的な未普及対策を推進していく。

一方、公共下水道整備雨水事業(浸水対策)としては、整備優先区域と位置づけている市川南地区及び高谷・田尻地区において引き続き集中的に整備を進めていく。また、雨水浸水対策として、雨水排水施設の整備を進めるとともに、土のうステーションの活用等による自助の取り組みへの支援も合わせて実施していく。

◆市川市の下水道事業年表

年 度	事 項
1960 昭和 35 年	公共下水道計画を作成
1961 36 年	真間、菅野地区 282ha(合流式単独公共下水道整備)着手
1967 42 年	市川駅南都市下水路事業 65ha(S43 年事業完了)
1972 47 年	菅野終末処理場完成処理開始 市川南、南八幡地区 539ha(流域関連公共下水道)着手 市川南排水区 539ha 雨水整備着手
1974 49 年	中山都市下水路事業 113ha(浸水解消目的)着手
1976 51 年	真間、菅野地区整備完了
1979 54 年	行徳地区 566ha(流域関連公共下水道)着手
1981 56 年	江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場処理開始
1984 59 年	行徳駅前排水区 159ha 雨水整備着手 中山都市下水路事業完了 北方都市下水路事業 55ha 着手
1987 62 年	北方都市下水路事業完了
1990 平成 2 年	鬼高、田尻、本行徳地区 426ha(流域関連公共下水道)着手
1993 5 年	中江排水区 147ha 雨水整備着手
1995 7 年	北国分、国府台地区 209ha(流域関連公共下水道)着手
1997 9 年	中山、二俣地区 126ha(合流式単独公共下水道整備)着手
2003 15 年	大野・柏井、宮久保、北方地区 252ha(流域関連公共下水道)着手
2005 17 年	菅野処理区 合流式下水道改善事業着手
2008 20 年	高谷・田尻排水区 35ha 雨水整備着手
2013 25 年	曾谷、国分地区 96ha(流域関連公共下水道)着手
2014 26 年	下水道中期ビジョンに基づく事業の推進開始
2015 27 年	市川市污水適正処理構想を見直し、アクションプランを策定 市川市下水道総合地震対策計画を策定
2018 30 年	地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計へ移行
2020 令和元年	市川市下水道事業経営戦略を策定
2021 2 年	上下水道料金徴収一元化を開始
2023 5 年	下水道使用料を改定
2026 8 年	第2次下水道中期ビジョン策定



※ H23 までは常住人口をベースとして数値を算出していたが、住民基本台帳法の改正に伴い、H24 より住民基本台帳人口をベースとしている。

3-8. 住 宅

本市の住宅行政の基本的な方針として、令和6年3月に住生活基本法に基づく「第2次市川市住生活基本計画」を策定した。

市内の住宅総数は、平成30年住宅・土地統計調査によると約26万戸である。これに対して世帯数は約23万世帯であり、世帯数に対して住宅数は充足していると考えられる。これからは、既存住宅の良質化や住宅の適切な維持管理など、住宅及び住環境の向上を図ることが必要となるため、下記の施策を行っている。

また、近年、管理不全な空家が増加しており、防災、衛生、景観など住生活の環境に影響を与えている。こうした事態を受け、平成27年5月26日に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき空家の所有者等に対して助言・指導等を行っている。

○住宅への支援

住宅ストックの良質化を推進するため、住宅リフォーム相談事業や住宅の性能を向上させる改修工事に対する補助事業を行なっている。

また、分譲マンションについては、マンション管理士の派遣を行うなど維持管理等に関する相談支援も行なっている。

・住宅リフォーム相談窓口

住まいの修繕や模様替えなどに関する市民からの相談に、「市川住宅リフォーム相談協議会」所属の増改築相談員(住宅リフォームエキスパート)・マンションリフォームマネージャーが応ずるものである。

◆相談状況 ※1回の開設につき、相談枠は3枠

	開設回数	相談件数
令和3年度	20回	26件
令和4年度	18回	32件
令和5年度	20回	34件
令和6年度	21回	30件
令和7年度	18回	23件

・あんしん住宅助成制度

住宅の性能を向上させるための改修工事に要する費用の一部を助成することにより、安心して居住することができる住宅の普及を図ることを目的としている。対象となる改修工事は、バリアフリー、防災性の向上に資する分野である。(平成25年度開始)

	助成件数
令和3年度	260件
令和4年度	251件
令和5年度	264件
令和6年度	43件
令和7年度	64件

・住宅断熱改修促進事業補助金

住宅の断熱性能を向上させるための改修工事に要する費用の一部を助成することにより、カーボンニュートラルの実現に寄与することができる住宅の普及を図ることを目的としている。

対象となる改修工事は窓・ドア・床・壁・天井のいずれかを断熱化する工事である。

(令和6年度開始)

	助成件数
令和6年度	140 件
令和7年度	168 件

・マンション管理士派遣等

分譲マンションが適正に維持管理されることを支援するものとして、セミナーの開催及び無料のマンション管理士派遣を行うものである。

◆セミナー開催、管理士派遣状況

	開催回数	派遣件数
令和3年度	0 回	15 件
令和4年度	2 回	15 件
令和5年度	2 回	18 件
令和6年度	2 回	16 件
令和7年度	2 回	12 件

・マンション管理計画認定制度

分譲マンションが適正に維持管理されることを推進するため、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適正な管理計画を持つマンションとして本市が認定するものである。

(令和5年 7 月開始)

◆認定状況

	認定件数
令和5年度	5 件
令和6年度	15 件
令和7年度	18 件

3-9. 宅地・建築

宅 地

○都市計画法に基づく開発行為等の規制

無秩序な市街化を防止するとともに、良好な生活環境の確保を図るため、都市計画法、市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例(平成 14 年 4 月 1 日施行)、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例(平成 14 年 4 月 1 日施行)の規定に基づき、市街化区域内及び市街化調整区域内における開発行為の規制並びに市街化調整区域内の土地における建築等の制限を行っている。

都市計画法施行令の改正により、近年の災害において市街化調整区域での浸水被害が多く発生していることを踏まえ、「市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例」の一部改正(令和 4 年 4 月 1 日施行)を行った。

◆申請受付状況

区 分	年 度	開 発 行 為	
		件 数	面 積 (㎡)
市街化区域	令和 3 年度	38	79,201.40
	令和 4 年度	33	50,864.29
	令和 5 年度	32	85,597.72
	令和 6 年度	48	97,737.29
	令和 7 年度	38	192,010.14
市街化調整区域	令和 3 年度	25	21,930.22
	令和 4 年度	19	31,629.56
	令和 5 年度	20	46,149.75
	令和 6 年度	22	64,745.69
	令和 7 年度	23	25,762.02

○「市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手續等の特例に関する条例」

1 目的及び効果

工業地域・準工業地域において、大型マンション等建築事業は急激な人口の増加を招き、周辺地域の環境を大きく変化させ、新たな行政需要を生じさせることや工業地域・準工業地域は、居住するための公共施設等が他の住居系地域に比べて整っていないことから宅地開発条例の事前手続や整備基準の特例を定め、当該事業区域に居住する人の良好な住環境の形成及び周辺の環境との調和を図ることを目的とした条例を平成 16 年 1 月 1 日より施行した。

本市の自動車保有率等の実態を踏まえ、自動車駐車場整備基準の一部改正(平成 31 年 4 月 1 日施行)を行った。

2 条例の概要

- ① 大型マンション建築等を計画する事業者は、計画相談(土地所有者の同意書の添付)を行う。
- ② 市川市宅地開発調整会議を開催して、事業計画の調査・検討を行う。
- ③ 調査・検討の結果、義務教育施設への受入れが困難と予測されるときは、計画の中止、計画の延期又は計画の変更を勧告する。
- ④ 上記の勧告に従わない事業者については、協議、指導等の経過を公表する。
- ⑤ 大型マンション建築事業は、義務教育施設への受入れが可能であっても、宅地開発条例を上回る基準による公共施設等の基準で整備する。

3 適用対象とする事業

工業地域・準工業地域内で次に該当する共同住宅を計画する事業

- ①【大型マンション建築事業】
 - ・事業区域が 1ha 以上又は計画人口 800 以上の事業
- ②【中型マンション建築事業】
 - ・事業区域が 3,000 ㎡以上 1ha 未満で、計画人口 800 未満の事業
 - ・事業区域が 3,000 ㎡未満で、計画人口 250 以上 800 未満の事業
- ③【特定地域マンション建築事業】
 - ・義務教育施設への受入れが困難となる状況が予測される地域(規則で定める、新井小学校を通学校に指定されている区域)で、事業区域が 500 ㎡以上の事業

○宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の規制

宅地造成等に伴って起こるがけ崩れや土砂の流出等による災害を防止するため「宅地造成工事規制区域」内で造成工事を行う場合に必要な規制を行うものであり、本市においては 3 地域がこの区域に指定されていた。

令和 5 年 5 月 26 日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」として改正法が施行、令和 7 年 5 月 26 日に市内全域が「宅地造成等工事規制区域」に指定され、同日付で許可権限が千葉県知事へ帰属したため、以降は千葉県知事が許可主体となっている。

◆申請受付状況

区 分	年 度	件 数	面 積 (㎡)
宅地造成工事	令和 3 年度	4	2,532.38
	令和 4 年度	5	926.63
	令和 5 年度	7	1,757.92
	令和 6 年度	2	678.72
	令和 7 年度	0	0

○国土利用計画法に基づく土地売買等の届出

土地の利用目的について適性かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定面積以上の土地について売買などの取引をした場合には、契約後 2 週間以内に買い主が土地の利用目的及び取引価格等を県に届け出るよう義務づけている(届出窓口は市)。(国土利用計画法第 23 条第 1 項)

◆届出受理状況

	区 分	年 度	届出件数
法定面積にかかる届出	市街化区域 (2,000 m ² 以上) 市街化調整区域(5,000 m ² 以上)	令和 3 年度	44
		令和 4 年度	21
		令和 5 年度	28
		令和 6 年度	28
		令和 7 年度	26

○公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出

土地(届出の対象となる)を第三者に有償で譲り渡そうとしている場合及び土地を県や市町村などに買い取ってほしい場合に、市を経由して県に届出及び申出をする受付業務を行っている。

平成 24 年度からは、県から市への権限委譲に伴い市が届出及び申出の業務を行うこととなった。

◆届出・申出受付状況

	区 分	年 度	届出・申出件数
法定面積にかかる届出	・土地有償譲渡届出 市街化区域 (5,000 m ² 以上) 都市計画施設の区域内等 (200 m ² 以上) ・土地買収希望申出 市内で都市計画施設の区域内等に 100 m ² 以上の土地を所有し、 市に買収を希望する方	令和 3 年度	37
		令和 4 年度	45
		令和 5 年度	47
		令和 6 年度	38
		令和 7 年度	26

※平成 18 年 9 月以降、市川市では市街化調整区域内の土地の届出は不要となった。

(申出は、市街化調整区域でも可能。)

建築の指導

市川市は、昭和 46 年 4 月1日に建築基準法に関する行政の執行機関として権限委譲されて、建築基準法に基づく建築確認、許可、認定、指定、検査などを行っている。

また、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及びラブホテルの建築規制に関する条例の手続き、既存建築物の耐震改修指導、特殊建築物の防災指導などの業務を行っている。

平成 16 年度より建築物の耐震改修を促進し、地震による倒壊を防ぐため、耐震診断に要した費用の一部を助成する事業を行っている。平成 20 年度からは耐震改修促進の施策として、耐震補強設計及び耐震改修工事に係る費用の一部を助成する事業を開始した。

平成 23 年度より交通の安全性の確保や防災性の向上を図るため、狭あい道路のセットバック部分を市に寄付する意向のある土地所有者に対し、分筆測量登記費用の助成を行っており、平成 25 年度からは、セットバック部分の道路整備や分筆測量を市で行う制度を追加した。

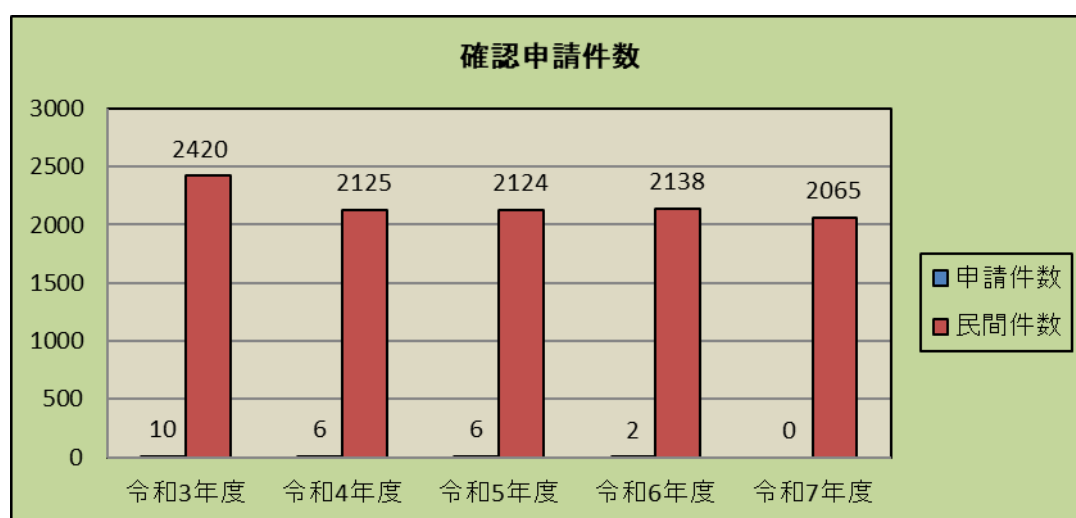
◆年度別市川市確認申請受付件数

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
申請件数	10 (13)	6 (9)	6 (14)	2 (12)	0 (8)

()は計画通知申請件数

◆年度別民間確認申請受付件数

年 度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
申請件数	2,420	2,125	2,124	2,138	2,065



◆市川市検査件数

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
中間検査	2(0)	1(0)	0(0)	0(3)	0(0)
完了検査	13(9)	7(9)	6(8)	1(15)	0(4)

()は計画通知件数

◆民間検査件数

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
中間検査	535	529	585	534	561
完了検査	1,978	1,774	1,798	1,780	1,960

◆許可・認定等申請件数(令和 7 年度)

許可・認定条項	第 7 条 6	第 43 条	第 44 条	第 48 条	第 51 条	第 85 条	県条例	その他	計
件数	0	78	2	1	0	17	0	0	98

◆道路位置指定取扱申請件数(令和 7 年度)

区 分	指定	廃止	変更	取消
件 数	4	1	0	0

◆違反建築物処理件数(令和 7 年度)

違反建築物 件数	是正勧告書 を出した 件数	法第9条による通知・命令を出した件数				是正された 件数 (是正工事中 含む)	指導中	告発件数 1項 措置命令
		1項 措置命令	2項 措置命令 事前通知	7項 仮命令	10 項 工事停止 命令			
17	0	0	0	0	0	5	12	0

◆防災査察件数(令和 7 年度)

用 途 別	件 数	用 途 別	件 数
百貨店マーケット類	20	公会堂又は集会場	3
ホテル	6	地下街	0
病院等	0	その他	0
興行場等	1		
キャバレー等	0	合計	30

◆長期優良住宅申請件数「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」(平成 21 年 6 月 4 日施行)

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度
申請件数	531	406	458	658	1,045

※住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換を図ることを目的とするもの。

◆建築物省エネ法申請件数「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」(平成28年4月1日施行)

年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度
性能向上計画認定(容積率特例)申請件数	14	1	0	0
基準適合認定(表示制度)申請件数 (令和 7 年度以降廃止)	0	0	0	—
基準適合義務(適合性判定)件数	0	0	0	0
届出件数 (令和 7 年度以降廃止)	126	98	130	—

※建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とするもの。

◆低炭素建築物申請件数「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成 24 年 12 月 4 日施行)

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度
申請件数	181	83	44	20	26

※地球温暖化対策を推進するため、二酸化炭素発生量が多い都市の低炭素化を図ることを目的とするもので、建築物の新築・改築等や空気調和設備の設置等の計画について、認定するもの。

◆建築協定

名 称	協定区域面積	制限の概要	有効期間
八幡台住宅地区 建築協定	市川市宮久保 2丁目28-81他 12,369.87 m ²	○建築物は、一戸建専用住宅及びその 附属建築物(物置、自家用車庫)と する ○地階を除く階数は2以下とする ○その他	認可日 (H20.12.2) 公告日 (H20.12.3) 公告日から廃止される まで
市川南行徳住宅 地建築協定	市川市南行徳 4丁目4他 12,822.28 m ²	○敷地の分割を禁止する ○建築物は、一戸建住居専用(2世帯 住宅を含む)もしくは一戸建併用住宅 とする (ただし共同住宅は除く) ○その他	認可日 (S56.9.12) 公告日 (S56.9.21) 公告日から廃止される まで
ばらき苑住宅地 建築協定	市川市原木 4丁目 1427-3 他 17,108.95 m ²	○建築物は、一戸建ないし2戸建の専 用住宅及びその附属建築物(車庫、物 置の類)とする ○原則として地階を除く階数は2以下 とする ○その他	認可日 (H20.4.22) 公告日 (H20.4.22) 公告日から廃止される まで

◆狭あい道路対策事業に基づく補助金交付及び市測量委託件数

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
補助金交付件数	4	3	2	2	3
市測量委託件数	1	1	0	0	1

※道路拡幅部分の寄附を受け、確実にセットバックさせることにより、一般の通行の問題解消ばかりでなく、緊急時や災害時において緊急車両の通行の支障がないよう、安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とするもの。

◆特定中高層建築物申請件数及び紛争調整件数

	申請件数	幹 旋	幹旋結果			調停	調停結果		
			和解	打切り	継続		和解	打切り	継続
令和３年度	145	0	0	0	0	0	0	0	0
令和４年度	126	0	0	0	0	0	0	0	0
令和５年度	145	1	1	0	0	0	0	0	0
令和６年度	168	0	0	0	0	0	0	0	0
令和７年度	177	0	0	0	0	0	0	0	0

※中高層建築物の建築計画に関し、近隣住民との間に紛争が生じた場合、良好な近隣関係を維持し、地域の健全な生活環境の維持及び向上を図るため、建築主と近隣住民との調整、あっせん等を行っている。

◆ラブホテルの建築規制に関する条例に基づく申請件数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数	0	1	1	0	1

※ラブホテルの建築に対し、必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境及び教育環境を保全している。

◆千葉県福祉のまちづくり条例に基づく届出等件数(計画通知を含む)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
届出件数	15	22	25	27	19
指導書交付件数	16	19	18	20	14
適合証交付件数	1	0	0	2	0

※高齢者、障がいのある人等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することが出来る社会を構築するために、公益的施設の整備基準の策定、特定施設の新設又は改修に係る届出等を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とするもの。

◆耐震診断・改修助成事業に基づく補助金交付件数(危険コンクリートブロック塀は長さ(m))

年 度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
木造住宅	耐震診断	16	14	24	49	30
	耐震改修	8	5	11	16	10
マンション	耐震診断	0	0	0	0	1
	補強設計	0	1	0	0	0
	補強工事	1	0	1	0	0
緊急輸送道路沿道建築物	耐震診断	-	0	0	0	0
危険コンクリートブロック塀	全部除却	423.5	296.51	220.55	224.88	135.99
	部分除却	117.3	51.30	119.88	26.39	29.30

※地震による住宅の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市民が所有し、かつ、居住する住宅の耐震診断、耐震改修並びに危険コンクリートブロック塀除却などに要する費用の一部を助成し、耐震改修の促進を図るとともに、安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とするもの。

◆市有建築物耐震化整備プログラムの完了

市川市では平成 18 年の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正を受け、平成 9 年より行っている市有公共建築物の耐震補強工事を迅速かつ計画的に行うため、平成 20 年に「市川市市有建築物耐震化整備プログラム」を策定し、法に位置づけられた特定建築物の耐震化完了年度を前倒して平成 25 年度を整備完了年度と定めた。

対象建築物 278 棟(*1)及び、対象建築物以外の建築物 62 棟(*2)について、耐震補強工事が進捗したことから「市川市市有建築物耐震化整備プログラム」を完了している。

*1 対象建築物とは、「市川市市有建築物耐震化整備プログラム」の対象建築物に定められた特定建築物をいう。
(校舎、体育館、保育園、公民館、生涯学習センター、市営住宅、終末処理場、消防署及び出張所等の建築物)

*2 対象建築物以外の建築物とは、特定建築物の規模要件以下のため対象建築物とはならないが、市の耐震改修計画に盛り込んでいる建築物をいう。

3-10. 環 境

環境の現況

○大気環境

(大気環境の状況)

大気汚染の発生源としては、主に工場・事業場などの固定発生源と自動車・船舶等の移動発生源があり、主な大気汚染物質は、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質等で、更にこれらの汚染物質が大気中で光化学反応を起こして生成される光化学オキシダントがある。

令和6年度は一般環境大気測定局3局、自動車排出ガス測定局3局の計6局で測定し、光化学オキシダントを除く全ての項目において環境基準を達成している。

◆二酸化硫黄濃度の測定結果(単位:ppm)

測定局			年度				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般環境大気測定局	1	市川本八幡局	0.002 ○	0.002 ○	0.002 ○	0.002 ○	0.002 ○
	2	市川行徳駅前局	0.002 ○	0.002 ○	0.002 ○	0.001 ○	0.002 ○
	3	市川大野局	0.002 ○	0.002 ○	0.002 ○	0.002 ○	0.002 ○
自動車排出ガス測定局	4	市川市市川局	-	-	-	-	-
	5	市川行徳局	-	-	-	-	-
	6	市川稲荷木局	-	-	-	-	-

備考:測定値は、日平均値の2%除外値である。表中の○×は、環境基準の長期的評価による達成状況を表す。

長期的評価の方法は、年間の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないことである。

◆二酸化窒素濃度の測定結果(単位:ppm)

測定局			年度				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般環境大気測定局	1	市川本八幡局	0.037 ○	0.032 ○	0.031 ○	0.031 ○	0.028 ○
	2	市川行徳駅前局	0.038 ○	0.035 ○	0.033 ○	0.032 ○	0.030 ○
	3	市川大野局	0.033 ○	0.033 ○	0.028 ○	0.030 ○	0.027 ○
自動車排出ガス測定局	4	市川市市川局	0.041 ○	0.035 ○	0.030 ○	0.034 ○	0.031 ○
	5	市川行徳局	0.040 ○	0.037 ○	0.035 ○	0.034 ○	0.031 ○
	6	市川稲荷木局	0.039 ○	0.036 ○	0.034 ○	0.032 ○	0.032 ○

備考:測定値は、日平均値の98%値である。表中の○×は、環境基準の長期的評価による達成状況を表す。

長期的評価の方法は、1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることである。

◆一酸化炭素濃度の測定結果(単位:ppm)

測定局			年度				
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一般環境 大気測定局	1	市川本八幡局	-	-	-	-	-
	2	市川行徳駅前局	-	-	-	-	-
	3	市川大野局	-	-	-	-	-
ガス自動車 排出測定局	4	市川市市川局	0.6 ○	0.6 ○	0.5 ○	0.5 ○	0.5 ○
	5	市川行徳局	0.6 ○	0.6 ○	0.5 ○	0.5 ○	0.4 ○
	6	市川稲荷木局	0.6 ○	0.5 ○	0.5 ○	0.5 ○	0.5 ○

備考:測定値は、日平均値の 2%除外値である。表中の○×は、環境基準の長期的評価による達成状況を表す。
長期的評価の方法は、年間の 1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であり、かつ、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないことである。

◆浮遊粒子状物質濃度の測定結果(単位:mg/m³)

測定局			年度				
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一般環境 大気測定局	1	市川本八幡局	0.038 ○	0.029 ○	0.028 ○	0.029 ○	0.031 ○
	2	市川行徳駅前局	0.033 ○	0.028 ○	0.029 ○	0.028 ○	0.034 ○
	3	市川大野局	0.036 ○	0.028 ○	0.028 ○	0.035 ○	0.042 ○
ガス自動車 排出測定局	4	市川市市川局	0.034 ○	0.024 ○	0.025 ○	0.026 ○	0.030 ○
	5	市川行徳局	0.035 ○	0.027 ○	0.031 ○	0.030 ○	0.032 ○
	6	市川稲荷木局	0.038 ○	0.032 ○	0.032 ○	0.031 ○	0.039 ○

備考:測定値は、日平均値の 2%除外値である。表中の○×は、環境基準の長期的評価による達成状況を表す。
長期的評価の方法は、年間の 1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 0.10mg/m³を超える日が 2 日以上連続しないことである。

◆微小粒子状物質(PM2.5)濃度の測定結果(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局			区分	年度				
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般環境 大気測定局	1	市川本八幡局	日平均値の98%値 年平均値 評価	22.5 (○) 8.5 (○) ○	20.0 (○) 7.8 (○) ○	19.8 (○) 8.6 (○) ○	19.3 (○) 8.4 (○) ○	19.7 (○) 8.1 (○) ○
	2	市川行徳 駅前局	日平均値の98%値 年平均値 評価	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -
	3	市川大野局	日平均値の98%値 年平均値 評価	24.8 (○) 10.4 (○) ○	21.0 (○) 9.5 (○) ○	20.6 (○) 9.8 (○) ○	22.3 (○) 10.1 (○) ○	20.5 (○) 9.0 (○) ○
自動車 排出ガス測定局	4	市川市市川局	日平均値の98%値 年平均値 評価	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -
	5	市川行徳局	日平均値の98%値 年平均値 評価	20.8 (○) 7.8 (○) ○	17.6 (○) 7.2 (○) ○	17.9 (○) 7.5 (○) ○	18.0 (○) 7.5 (○) ○	19.7 (○) 7.8 (○) ○
	6	市川稲荷木局	日平均値の98%値 年平均値 評価	25.5 (○) 10.4 (○) ○	22.5 (○) 9.5 (○) ○	20.8 (○) 9.7 (○) ○	21.5 (○) 9.8 (○) ○	20.5 (○) 8.8 (○) ○

備考: PM2.5 の環境基準には長期基準(1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)と短期基準(1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)があり、両者の基準を満たした場合に環境基準の達成となる。上段カッコ内は短期基準の評価、中段カッコ内は長期基準の評価を○×で表す。下段は短期基準と長期基準の両方の評価による環境基準の達成状況を○×で表す。

◆光化学オキシダント濃度の測定結果(単位: ppm)

測定局			年度				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般環境 大気測定局	1	市川本八幡局	0.114 ×	0.149 ×	0.176 ×	0.139 ×	0.132 ×
	2	市川行徳駅前局	0.122 ×	0.154 ×	0.154 ×	0.132 ×	0.132 ×
	3	市川大野局	0.115 ×	0.131 ×	0.167 ×	0.142 ×	0.114 ×
自動車 排出ガス測定局	4	市川市市川局	-	-	-	-	-
	5	市川行徳局	-	-	-	-	-
	6	市川稲荷木局	-	-	-	-	-

備考: 測定値は、昼間の1時間値の最高値である。表中の○×は、環境基準の短期的評価による達成状況を表す。短期的評価の方法は、1時間値が 0.06ppm 以下であることである。

○水環境

(河川の水質状況)

河川については、環境基準点(4 地点)及び補助地点(1 地点)のほか、市独自の調査地点(4 地点)の計 9 地点で調査を実施している。令和6年度は、河川における水質汚濁を示す代表的な指標である BOD(75%値)は、環境基準点(4 地点)の内 3 地点で環境基準(E 類型)の基準値(10mg/L)を満たしていた。

(※環境基準点とは、類型指定された水域について、環境基準の達成状況を把握するための地点である。
また、補助地点とは環境基準点以外で、補助的に水質の常時監視を行っている地点をいう。)

◆令和 6 年度 河川における環境基準の評価(BOD)

(単位 mg/L)

地点 No.	分類	調査地点	水域名	類型	基準値	75%値	基準適否
①	環境基準点	根本水門	真間川	E	10	1.5	○
②		三戸前橋				4.6	○
④		須和田橋	国分川	E	10	8.9	○
⑤		国分川合流前	春木川	E	10	13	×
⑥	補助地点	浅間橋	大柏川	—	—	8.2(参考)	—

環境基準の適否は、年間測定日数(n回)の測定値を小さなものから並べ、 $n \times 0.75$ 番目(整数でないときは小数点以下切り上げ)の数値(75%値)が環境基準値以下の場合に環境基準を達成していると評価する。

◆令和 6 年度 河川の水質結果(年平均値)

(単位 mg/L)

水域名	測定地点		一般項目				
			pH	DO	BOD	COD	SS
真間川	①	根本水門	7.7	8.6	1.7	3.8	10
	②	三戸前橋	7.6	5.1	3.6	6.0	4
国分川	③	稲越地先	7.9	6.4	8.8	7.2	9
	④	須和田橋	7.7	4.0	8.5	7.8	5
春木川	⑤	国分川合流前	7.7	3.5	10	10	5
大柏川	⑥	浅間橋	7.7	5.1	7.5	7.0	5
	⑦	霊園前	7.9	6.8	7.8	7.5	6
高谷川	⑧	高谷 3-8 地先	7.9	6.0	3.6	6.3	13
大柏川水路	⑨	大野町 4-2432 地先	8.0	8.2	3.9	4.3	3

(海域の水質状況)

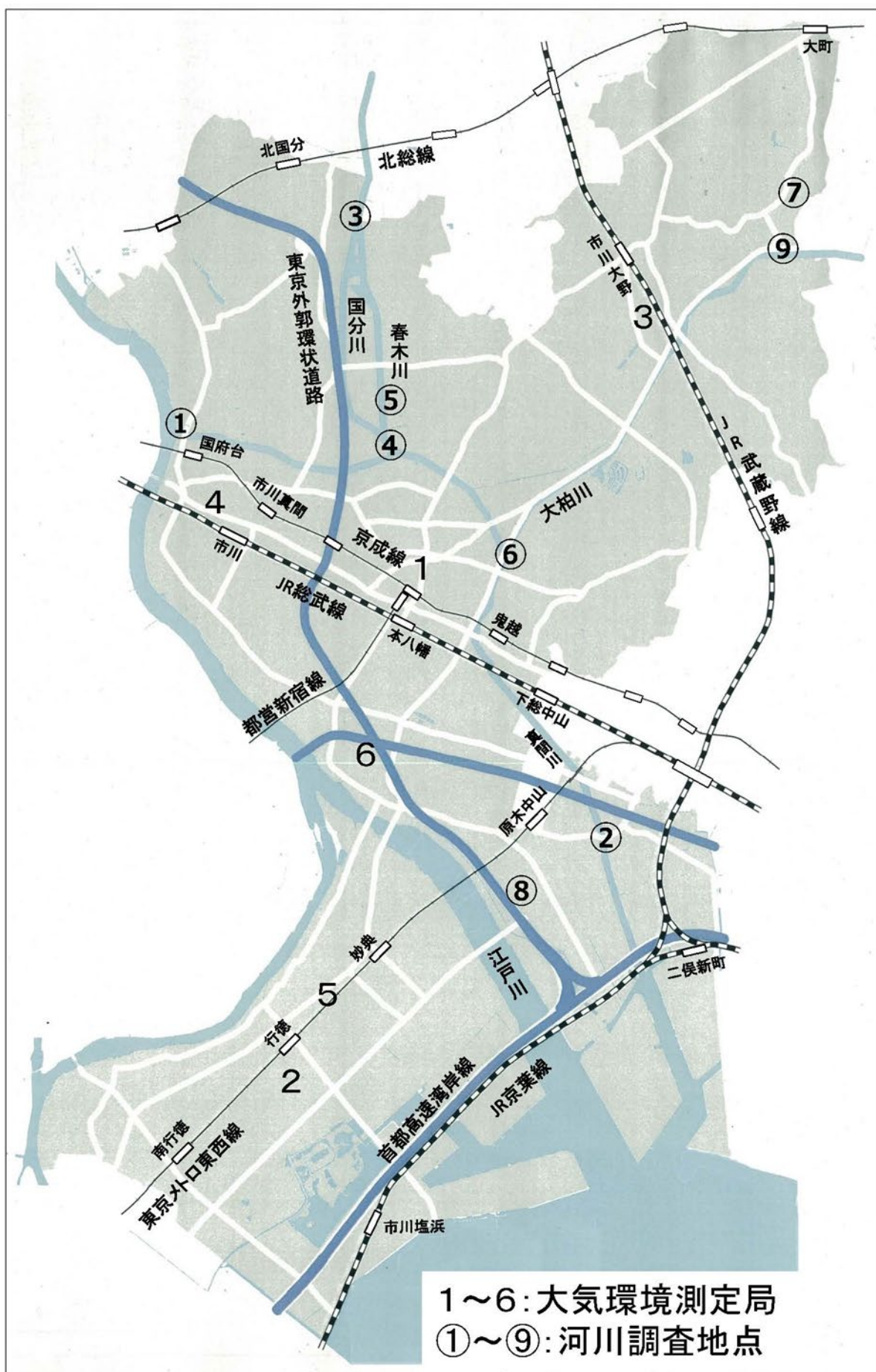
海域については、沿岸部(3 地点)および沖合部(4 地点)の計 7 地点で市独自の調査を実施している。市独自の調査地点のため参考値ではあるが、海域における水質汚濁を示す代表的な指標であるCODは、沿岸部の環境基準(C類型)の基準値(8mg/L)および沖合部の環境基準(B類型)の基準値(3mg/L)をすべての調査地点で超過した。

また、富栄養化の指標でもある全窒素については沿岸部 2 地点の調査地点で環境基準(IV類型)の基準値(1mg/L)を超過していたが、沖合部すべての調査地点では基準値を満たしていた。全りんについては沿岸部すべての調査地点および沖合部 2 地点で環境基準(IV類型)の基準値(0.09mg/L)を超過した。

◆令和 6 年度 海域の水質結果

(単位 mg/L)

測定地点		類型	pH	DO	COD	SS	クロロフィルa	類型	全窒素	全りん
沿岸部	塩浜3丁目地先	C	8.5	10	19	18	0.1	IV	1.3	0.16
	塩浜1丁目地先		8.5	9.9	16	21	0.2		1.4	0.20
	日新製鋼地先		8.3	8.9	8.7	12	<0.1		1.0	0.12
沖合部	南行徳漁協半ベタ流し漁場	B	8.3	7.9	8.6	11	<0.1		0.79	0.11
	船橋市漁協半ベタ流し漁場		8.4	7.6	6.5	7	<0.1		0.59	0.065
	行徳漁協ベタ流し漁場		8.4	9.0	11	11	<0.1		0.89	0.12
	船橋市漁協ベタ流し漁場		8.4	8.0	7.2	6	<0.1		0.75	0.065



○道路の騒音・振動

令和6年度は、主要道路6路線8地点で実施し、騒音レベルは昼間53～69デシベル、夜間52～68デシベルであった。

振動レベルは昼間30～49デシベル、夜間26～43デシベルであった。

◆令和6年度主要道路騒音・振動測定結果

No	道路名	調査地点	測定年月日	騒音レベル (dB)				振動レベル (dB)			
				Leq				L10			
				昼間	環境基準	夜間	環境基準	昼間	要請限度	夜間	要請限度
1	一般国道14号	高石神35	R7.1.29	67	70	66	65	37	70	36	65
2	一般国道298号	国分1丁目	R7.1.29	53	70	52	65	30	65	27	60
3	市川浦安線 (バイパス)	南八幡5丁目	R7.1.29	62	70	58	65	37	70	32	65
4	市川浦安線(バイパス)	相之川2丁目	R7.1.21	68	70	65	65	41	65	37	60
5	船橋行徳線	高谷1丁目	R7.1.21	65	70	61	65	30	65	26	60
6	船橋行徳線	二俣2丁目	R7.1.21	65	70	59	65	40	65	34	60
7	若宮西船市川線	鬼高3丁目	R7.1.29	67	70	65	65	32	70	30	65
8	市道0114号	原木3丁目	R7.1.21	69	70	68	65	49	65	43	60

※1 時間帯 騒音:昼間6時～22時、夜間22時～翌日6時

振動:昼間8時～19時、夜間19時～翌日8時

※2 No.4、No.8は3日間測定(騒音の要請限度測定)を行っている。

測定年月日は、3日間測定の初日を表す。

地球温暖化問題への取り組み

○概要

近年、台風の大型化や夏場の気温上昇といった、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響は私たちの生活の様々な所で表れており、地球温暖化問題への対応は世界共通の喫緊の課題となっている。

地球温暖化へ対応するためには、二酸化炭素を始めとした温室効果ガスの排出を抑制するとともに、気温の上昇や生態系の変化といった環境への影響に対して備えを講じる必要がある。

このような中で、本市は地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素の排出量削減に向け、令和8年3月に地球温暖化対策に関連する複数の計画を統合し、市川市地球温暖化対策実行計画を策定した。

今後はこの計画に基づき、脱炭素社会の構築に向けて、地球温暖化への取り組みを推進していく。

○市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

本計画は、市域から排出される温室効果ガスの排出を抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するために、市民、事業者、市等の各主体が、総合的かつ計画的に取り組めるよう定めるもの。

本計画は、市川市環境基本計画に定める「地球温暖化の防止」に関する施策を推進していくための実行計画としても位置づけられている。

◆市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の基本理念・基本目標

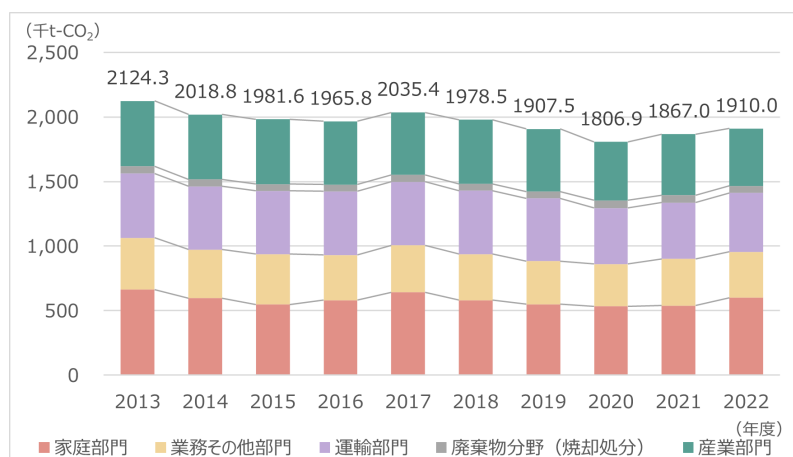
基本理念		
今くいとめる地球温暖化 みんなのミッション		
項番	基本目標	内容
1	エネルギーの効率的利用	資源・エネルギーの効率的な利用を推進するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用拡大に取り組んでいく。
2	カーボンニュートラルに向けたまちづくり	ごみの排出量削減、次世代自動車や公共交通機関の利用、まちの緑化などを推進することにより、カーボンニュートラルに向けたまちづくりに取り組んでいく。
3	一人ひとりの率先的な脱炭素行動	市民・事業者・市が地球温暖化の進行による深刻な影響や危機感を共有し、協働により、環境に配慮した行動を実行する環境づくりを進める。

削減目標

- ・短期目標（2030年度）：
50%削減
- ・中期目標（2035年度）：
60%削減
- ・長期目標（2050年度）：
100%削減

※基準年度 2013（平成 25）

市川市の部門別二酸化炭素排出量の推移



○市川市スマートハウス関連設備設置助成事業
(住宅用太陽光発電設備)

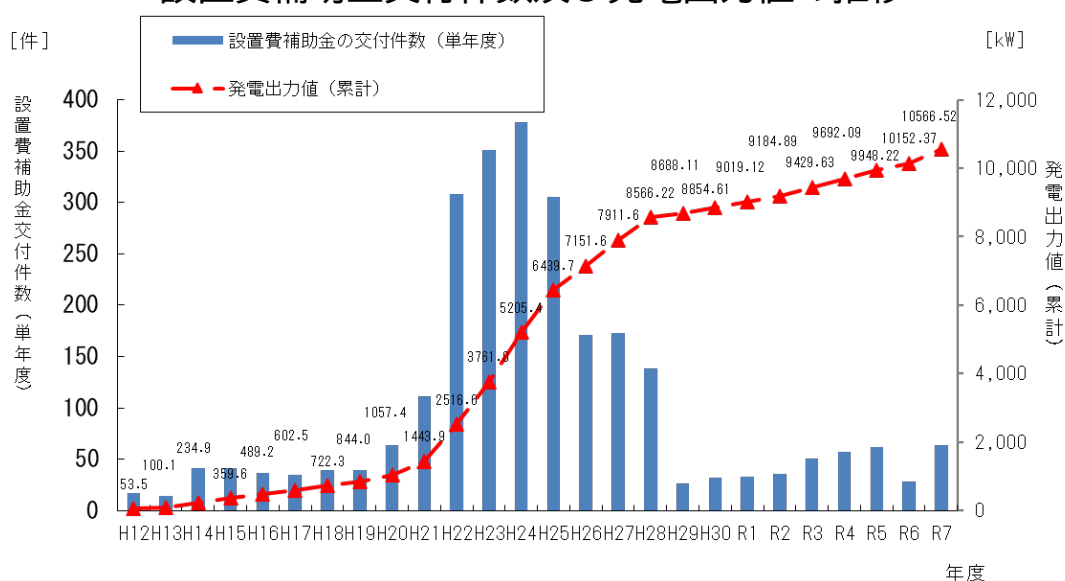
枯渇性資源である化石燃料の使用量削減と地球温暖化対策を推進していくため、再生可能エネルギーの有効利用の普及促進を目的に、平成 12 年度から市内の住宅用太陽光発電設備設置者を対象に補助金を交付している。令和 7 年度の補助金額は、5万円/ kW (上限22.5万円)。令和 7 年度累計設置費補助金交付件数は 2,651 件、発電出力値 10,566.52kW となっている。

なお、令和 6 年度から市内事業者施工が補助要件となった。

◆住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付実績の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
設置費補助金交付件数	36	51	57	62	28	64
発電出力値(kW)	165.77	244.74	262.46	256.13	204.15	414.15

設置費補助金交付件数及び発電出力値の推移



(千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を活用した省エネルギー設備等)

地球温暖化の防止、家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、省エネルギー設備を備えた「省エネ住宅」の普及促進を目的に、平成 25 年度から市内の住宅用省エネ設備設置者を対象に補助金を交付している(補助対象設備の種類、設備毎の補助金交付額及び補助金交付件数は下表参照)。

なお、平成 29 年度からはエネルギー管理システム(HEMS)及び電気自動車充電設備は補助対象外となった。

また、令和 4 年度から電気自動車及びV2H 充放電設備が、令和5年度からプラグインハイブリッド自動車(PHV)及び集合住宅用充電設備が、補助対象設備として加わった。

設備の種類	令和 7 年度 補助交付金額	令和 7 年度 補助金交付件数
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	上限10万円	55 件
定置用リチウムイオン蓄電システム (令和 3 年度から太陽光発電設備設置が要件)	上限 7 万円	118 件
電気自動車(太陽光・V2H 併設)	上限 15 万円	0 件
電気自動車(太陽光発電設備併設)	上限 10 万円	6 件
プラグインハイブリッド自動車(太陽光・V2H 併設)	上限 15 万円	1件
プラグインハイブリッド自動車(太陽光発電設備併設)	上限 10 万円	4 件
V2H 充放電設備(太陽光発電設備設置及び電気自動車又は プラグインハイブリッド自動車導入が要件)	上限 25 万円	4 件
集合住宅用充電設備	上限 100 万円	0 件

○市川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

市の施設から排出される温室効果ガスの削減に向け、平成 25 年度を基準年度として、令和 12 年度に 50%以上の削減を目指し、地球温暖化対策の推進を図っている。

令和6年度の排出量は、基準年度比で9.6%の削減に留まった。

◆「市川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」取組結果

(二酸化炭素換算 単位:t-CO₂)

項目		25 年度 (基準年度)	令和6年度	増減率(%) (基準年度比)
事務系	電気	26,374.9	19,130.2	△27.5
	都市ガス	5,754.5	5,563.7	△3.3
	LPG	127.5	70.2	△44.9
	重油	343.2	214.9	△37.4
	灯油	1,577.1	561.5	△64.4
	自動車用燃料 (ガソリン) (軽油) (CNG)	908.6	699.9	△23.0
	可燃ごみ	29.8	27.8	△6.9
	小計	35,115.5	26,268.2	△25.2
事業系	廃プラスチック類の焼却	46,924.1	47,353.0	0.9
	合成繊維の焼却	7,582.4	7,651.7	0.9
	廃棄物の焼却	1,946.9	1,746.1	△10.3
	し尿処理	590.5	261.8	△55.7
	下水処理	223.5	209.9	△6.1
	小計	57,267.5	57,222.6	△0.1
合計		92,383.0	83,490.8	△9.6

※各年度の基礎排出係数で算定しています。

※「廃プラスチックの焼却」及び「合成繊維の焼却」は、それぞれを焼却することで追加で排出される二酸化炭素排出量です。

※「廃棄物の焼却」は、焼却ごみより生じる一酸化二窒素を二酸化炭素排出量に換算したものです。

○地球温暖化対策

(公共施設への再生可能エネルギー等の導入)

地球温暖化対策の推進の普及を図るため、平成 12 年度より、太陽光発電システムや風力発電システムの再生可能エネルギー設備を公共施設に設置している。

特に学校においては、子ども達に地球環境問題への関心を高める等の効果もあることから、平成 12 年度以降順次整備を進め、令和7年度末時点で38の小中学校等に設置している。

設置した学校では、同システムを活用し、地球温暖化の状況や省エネルギー、再生可能エネルギーの必要性等についての環境学習を実施してきた。また、発電した電気は、教室の照明等、電源供給として活用している。

学校を除く公共施設には、平成 14 年度以降整備を進め、令和7年度末時点で16施設に設置している。



中山小学校の太陽光発電設備



菅野小学校の太陽光発電設備

（市川市環境活動推進員制度）

この制度は、地球温暖化対策及び生活排水対策に取り組む「エコライフ活動」を実践する市民を増やし、市川市全体としての温暖化防止（温室効果ガスの排出抑制）、生活排水による公共用水域の水質の汚濁の軽減を図るために設置されたものである。

この制度のもと、「市川市環境活動推進員」は、地球温暖化問題及び公共用水域の水質の汚濁問題に対して、少しでも多くの人に問題解決に向けた実践活動をしてもらうために、日常生活の中で一人ひとりが自然にエコライフに取り組めるようプランニングする役目を担い、エコライフ活動を実践する人材を育成することを目的として活動するものである。

その際、啓発や取り組み手法の検討などを推進員と市が協働で行っている。具体的には、22名の環境活動推進員が市内の保育園、小学校や地域のイベントなどの機会を通じ、参加者が自然にエコライフに取り組めるように、マイエコバッグ作りなどの事例を紹介し、実践を呼びかけている。

令和7年度は、講座、イベント等を通じて26回、859人に啓発を行った。

生物多様性いちかわ戦略

○生物多様性と「生物多様性いちかわ戦略」

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とのつながりのことで、「生態系」「種」「遺伝子」の3つのレベルの多様性があり、地球規模の問題から、わたしたちの日常生活にまで関連していると考えられている。生物多様性の保全と持続可能な利用を地域から進めていくため、平成26年3月に生物多様性基本法に基づいて「生物多様性いちかわ戦略」を策定した。

また、令和8年3月には、生物多様性国家戦略2023-2030を基本とし、水は生き物の命の源であるという考えのもと、「水環境の改善」を最大のテーマとして掲げた「第二次生物多様性いちかわ戦略」を策定した。

○第二次生物多様性いちかわ戦略の概要

- ◆基本理念 都市化が進展した市川市において、生物多様性の保全再生と持続可能な利用を進めていくために、「自然と自然」「文化と文化」「人と人」「自然と文化と人」など、様々なつながりの形成を進めていくことを基本理念としている。
- ◆基本戦略 ①生物多様性の保全・再生(自然と自然をつなげる)
②豊かな文化と景観の保全・創出(文化と文化をつなげる)
③様々な人や組織との協働(人と人をつなげる)
④生物多様性の持続可能な利用(自然と文化と人をつなげる)
- ◆計画期間 策定から2050年まで
(短期目標:2030年、長期目標:2050年)
- ◆行動計画 4つの基本戦略を実現させていくための行動計画を定めるとともに、短期目標である2030年に向けて実施していく施策及び達成目標を列挙。
- ◆戦略の推進 市、市民、市民団体、事業者、教育機関の役割と協働による推進体制を記載。

○生物多様性いちかわ戦略の推進状況

◆庁内の推進体制

平成26年9月に関連「生物多様性いちかわ戦略推進会議」を立ち上げ、関連施策の進行管理等を実施している。

◆様々な主体との協働による取り組み

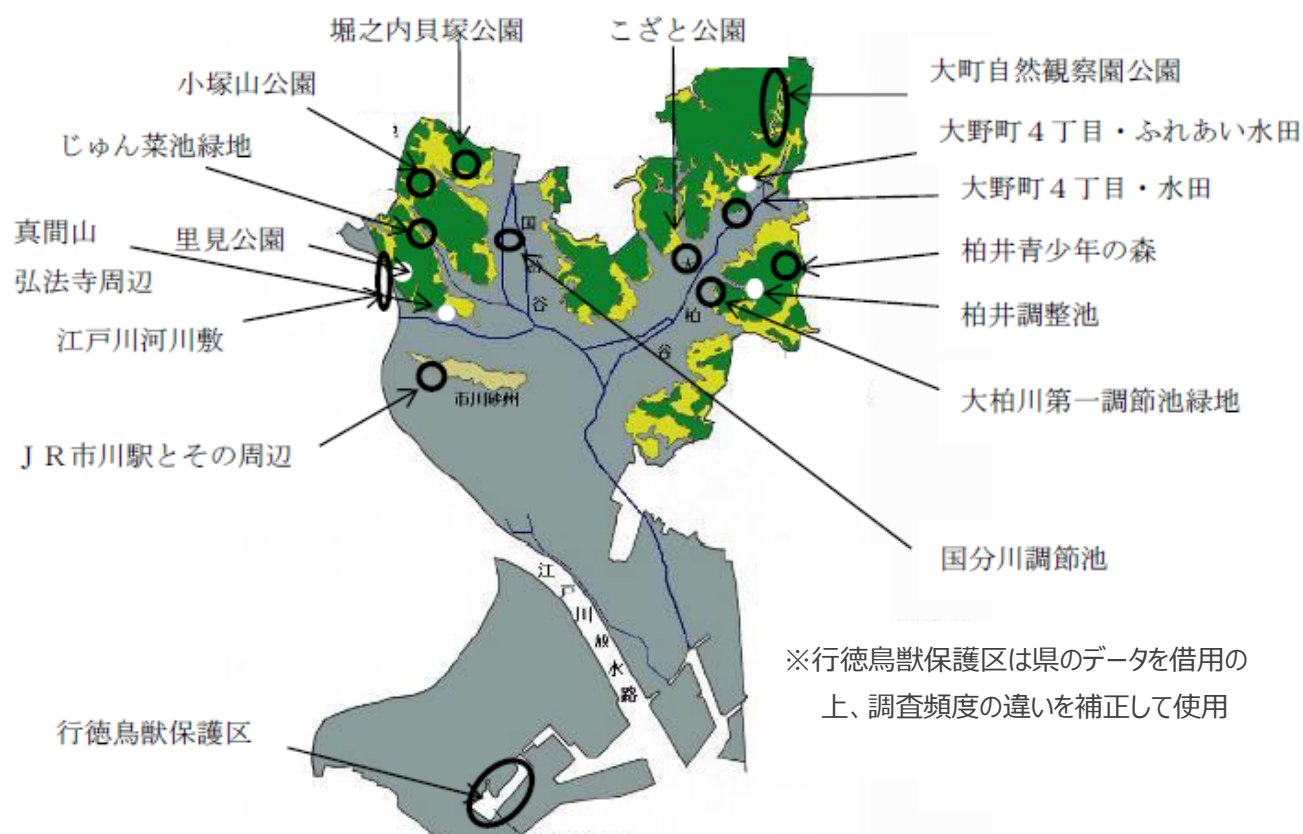
里山の保全活動を担う緑のボランティアの活動を支援するとともに、市民や事業者を対象とした「生物多様性セミナー」を開催し、活動主体の拡充を図っている。

◆生物多様性モニタリング調査

自然環境政策専門員を活用した専門的調査(鳥類ラインセンサス調査)と市の地図情報システムいち案内による市民参加型の「いちかわ生きものマップ」調査を実施し、市内の生物多様性の状況把握に努めている。

○令和 7 年度鳥類ラインセンサス調査状況(令和 7 年3月～令和 8 年2月)

◆調査地点



◆調査結果

※R3,4年度分は行徳鳥獣保護区のデータは含んでいない

	里山環境のシンボル種		樹林地のシンボル種		草地・水辺のシンボル種	
	メジロ	ウグイス	コゲラ	アカゲラ	セッカ	ヒバリ
R3	1,094 羽	130 羽	156 羽	2 羽	46 羽	4 羽
R4	906 羽	109 羽	199 羽	1 羽	43 羽	7 羽
R5	1,367 羽	138 羽	140 羽	26 羽	36 羽	9 羽
R6	1,023 羽	150 羽	134 羽	2 羽	18 羽	10 羽
R7	1,135 羽	165 羽	145 羽	7 羽	29 羽	3 羽

○令和 7 年度いちかわ生きものマップ投稿・閲覧数(令和 7 年 3 月～令和 8 年 2 月)

◆作成内容

市民調査員から指標となる 29 種の動植物の発見情報の投稿を受けるとともに、市のHP上で公開するもの。自然のサイクルに合わせて春(3 月～5 月)、夏(6 月～8 月)、秋(9 月～11 月)、冬(12 月～2 月)の季節ごとにマップを作成している。

◆閲覧結果

季節	春	夏	秋	冬	計
投稿数	284 件	246 件	164 件	125 件	819 件
閲覧数	322 件	402 件	273 件	271 件	1,268 件

循環型社会の構築

廃棄物行政には生活環境の保全や公衆衛生の向上という従来からの目的に加えて、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進することにより、低炭素型社会・自然共生型社会と統合的に持続可能な社会の形成を目指していくことが求められている。

本市においては、廃棄物処理法の規定に基づき、市川市一般廃棄物処理基本計画「いちかわじゅんかんプラン 21」を定めて、市民・事業者・市の協働による「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けた取り組みを進めている。

〇ごみ総排出量

収集量、持込量及び集団資源回収量を合計したごみの総排出量は減少傾向であり、前年度比では、総排出量の約 7 割を占める収集量は 1.5%減少し、持込量は 3.2%増加した。

また、集団資源回収量は前年度から 6.1%減少し、資源物の収集量についても 1.5%減少した。

◆ごみ総排出量の推移(単位:t)

年 度			R2	R3	R4	R5	R6	R5→R6増減比較	
処理人口			496,676	495,970	496,834	497,394	499,383	1,989	0.4%
処理世帯			242,970	244,539	246,892	249,520	253,408	3,888	1.6%
世帯当たり人数			2.04	2.03	2.01	1.99	1.97	▲ 0.02	▲ 1.1%
年間ごみ排出量 t／年	収 集 量	燃やすごみ	78,190	75,391	73,053	70,073	69,090	▲ 983	▲ 1.4%
		燃やさないごみ	3,752	3,449	3,200	2,975	2,816	▲ 159	▲ 5.3%
		大型ごみ	2,098	2,372	2,256	2,168	2,112	▲ 56	▲ 2.6%
		有害ごみ	68	56	47	57	44	▲ 13	▲ 22.8%
		資源物(小型家電を除く)	20,623	20,359	19,412	18,730	18,451	▲ 279	▲ 1.5%
		小型家電	7	8	7	7	7	0	0.0%
		小 計	104,738	101,635	97,975	94,010	92,554	▲ 1,456	▲ 1.5%
	持 込 量	燃やすごみ	30,712	31,236	31,786	31,030	31,925	895	2.9%
		燃やさないごみ	836	646	676	629	576	▲ 53	▲ 8.4%
		大型ごみ	2,065	2,043	1,830	1,770	1,985	215	12.1%
		小 計	33,613	33,925	34,292	33,429	34,486	1,057	3.2%
	収 集 量 + 持 込 量	燃やすごみ	108,902	106,627	104,839	101,103	101,015	▲ 88	▲ 0.1%
		燃やさないごみ	4,588	4,095	3,876	3,604	3,392	▲ 212	▲ 5.9%
		大型ごみ	4,163	4,415	4,086	3,938	4,097	159	4.0%
		有害ごみ	68	56	47	57	44	▲ 13	▲ 22.8%
		資源物(小型家電を除く)	20,623	20,359	19,412	18,730	18,451	▲ 279	▲ 1.5%
		小型家電	7	8	7	7	7	0	0.0%
		合 計	138,351	135,560	132,267	127,439	127,040	▲ 399	▲ 0.3%
		集团資源回収量	3,949	3,825	3,627	3,344	3,140	▲ 204	▲ 6.1%
	総排出量 (収集量+持込量 +集团資源回収量)		142,300	139,385	135,894	130,783	130,180	▲ 603	▲ 0.5%
割 合	収集量	73.6%	72.9%	72.1%	71.9%	71.1%	—	—	
	持込量	23.6%	24.3%	25.2%	25.6%	26.5%	—	—	
	集团資源回収量	2.8%	2.8%	2.7%	2.5%	2.4%	—	—	

※処理人口・世帯数は、各年度の 10 月 1 日現在の値

〇市民 1 人 1 日当たりの排出量

ごみ発生量の指標となる市民 1 人 1 日当たりの排出量は、平成 14 年度の 12 分別収集以降、減少傾向にあり、平成 26 年度以降は比較的大きく減少していた。令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などから増加傾向にあったが、令和 3 年度には以前の水準に近づいていき、令和 6 年度では、前年度と比較して 0.6%の減少となった。今後一層のごみの減量を進めるためには、広報啓発の強化や新たな施策の導入が必要と考えられる。

◆市民 1 人 1 日当たりの排出量(単位:g)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R5 → R6増減比較	
収集量	578	561	540	516	508	▲ 8	▲ 1.6%
収集量+持込量	763	749	729	700	697	▲ 3	▲ 0.4%
集団資源回収量	22	21	20	18	17	▲ 1	▲ 5.6%
総排出量(収集量+持込量+集団資源回収量)	785	770	749	718	714	▲4	▲0.6%

○ごみの最終処分量

ごみの中間処理に伴い発生した焼却灰、破碎残渣の埋立量は、前年度と比較して 2.6%の減少となった。

◆最終処分量の推移(単位:t)

年 度		R2	R3	R4	R5	R6	R5 → R6増減比較	
埋立量	焼却灰	12,790	11,623	10,188	7,895	7,586	▲ 309	▲ 3.9%
	破碎残渣	1,898	1,708	1,785	1,593	1,653	60	3.8%
	計	14,688	13,331	11,973	9,488	9,239	▲ 249	▲ 2.6%
(参考)	灰転換率	11.5%	11.2%	11.0%	10.5%	10.8%	0.3%	2.9%
	最終処分率	10.3%	9.6%	8.8%	7.3%	7.1%	▲ 0.2%	▲ 2.7%
	反応生成物量	2,211	2,242	2,371	2,551	2,378	▲ 173	▲ 6.8%

※灰転換率:焼却量に対する焼却灰の発生割合

※最終処分率:総排出量に対する埋立量の割合

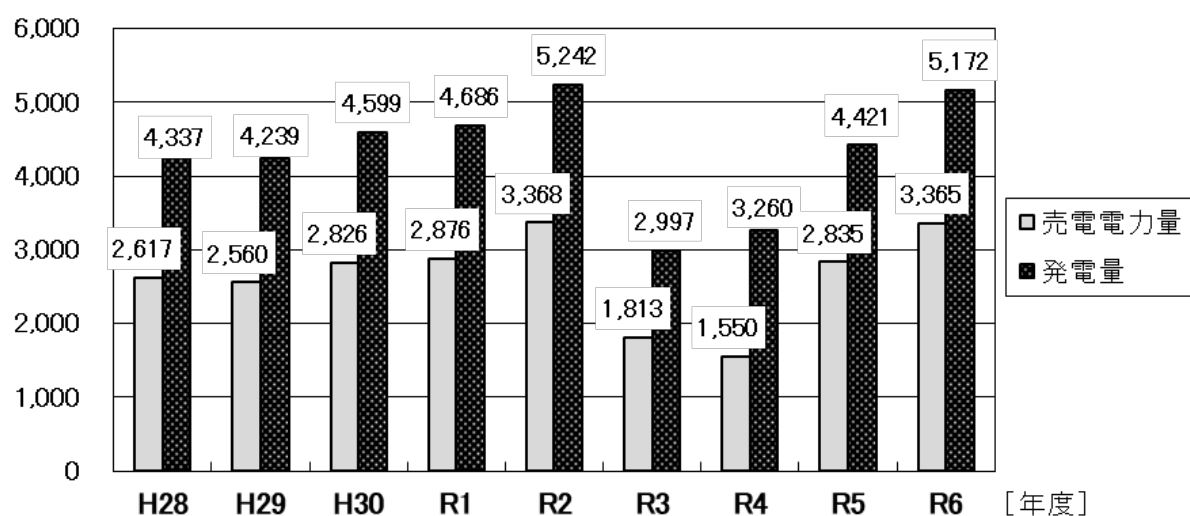
(計算に用いる総排出量及び埋立量に、他市の一般廃棄物は含まれていない。)

※焼却灰埋立量に、県内他自治体の災害廃棄物分は含めていない。

○熱回収・余熱利用

クリーンセンターでは、ごみ焼却によって発生する熱を回収し、センターと余熱利用施設の冷暖房、給湯に利用しているほか、その熱を利用した発電をしている。発電により得られた電力は施設の動力源や余熱利用施設で利用し、余剰電力を売電している。

[万kWh]



○事業系一般廃棄物対策

本市において事業者が事業系一般廃棄物を適正に処理するためには、自ら市のクリーンセンターへ搬入するか、あるいは市が許可した民間の収集運搬業者に処理を委託しなければならないが、家庭用ごみ集積所に排出するケースが散見されるため、個別訪問・文書等による指導を実施し、適正処理への移行を促している。

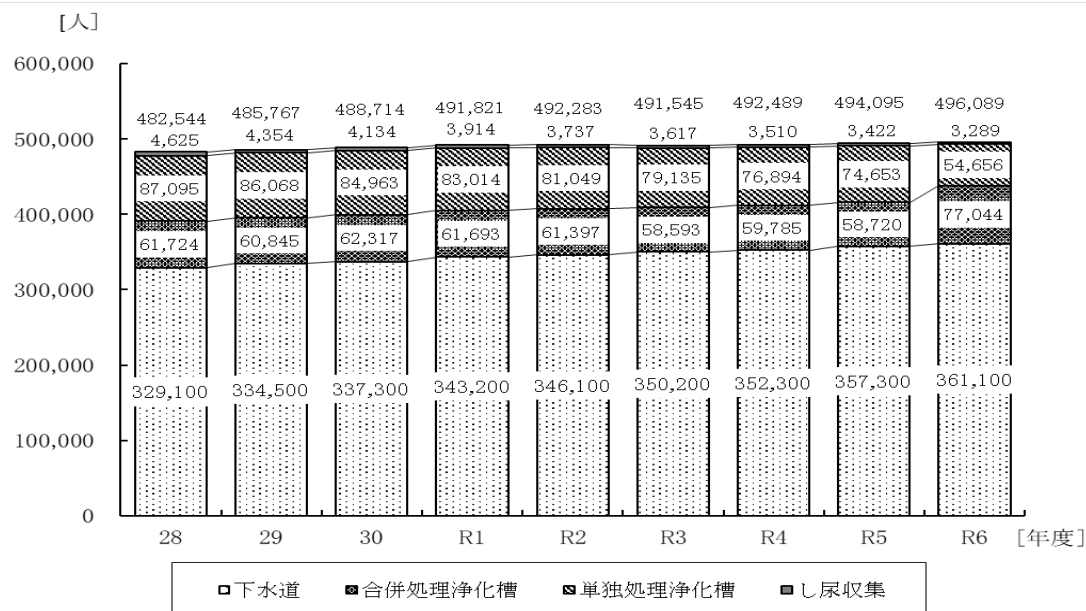
このほか、事業用途建築物の建築における事業系一般廃棄物集積場の設置・使用等に関する事前協議や事業用大規模建築物における廃棄物の減量・資源化・適正処理に関する助言・指導・立入り検査等を実施している。

○生活排水処理

生活排水処理のうち、し尿処理の方法は①下水道への接続による処理、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理の3通りに大別される。

下水道整備には膨大な経費と長い年月がかかるため、下水道未整備地域においては、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理が行われている。

◆処理形態別人口の推移

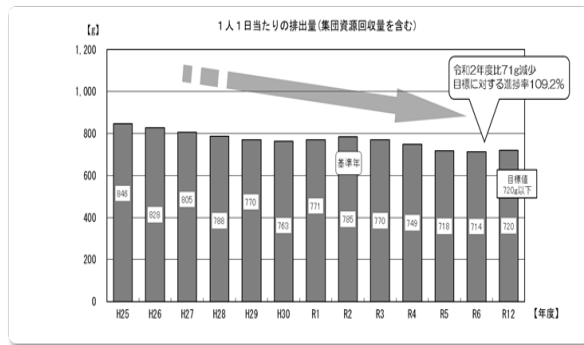


○じゅんかんプラン 21 の達成状況

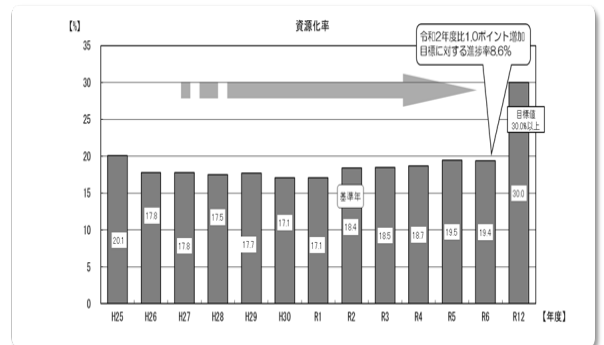
	基準年 (R2 年度)	R6年度	目標 (R12 年度)	推移
1人1日当たりの排出量の削減	785g/人日	714g/人日	720g/人日 以下	図1
資源化率の向上	18.4%	19.4%	30.0%以上	図2
焼却処理量の削減	117,670t	7.1%減 (109,317t)	103,000t 以下	図3
最終処分量の削減	14,688t	37.1%減 (9,239t)	3,700t 以下	図4
生活排水処理率	81.4% 基準年: H29 年度	88.3%	H29 年度比 10%以上 向上※	図5

※生活排水処理率については、R10 年度における目標。

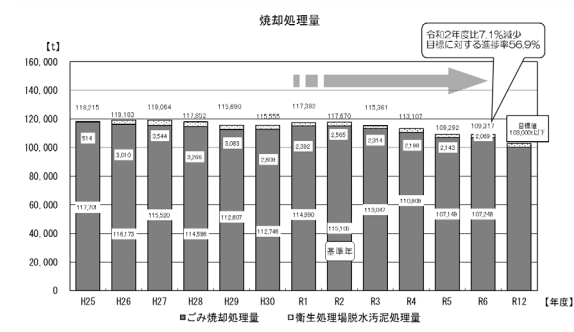
◆図 1



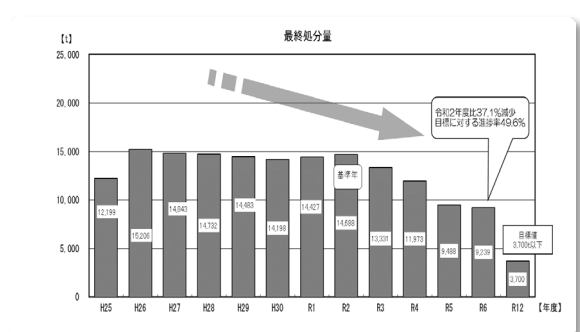
◆図 2



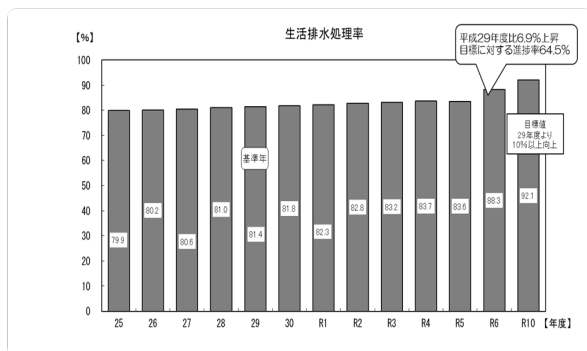
◆図 3



◆図 4

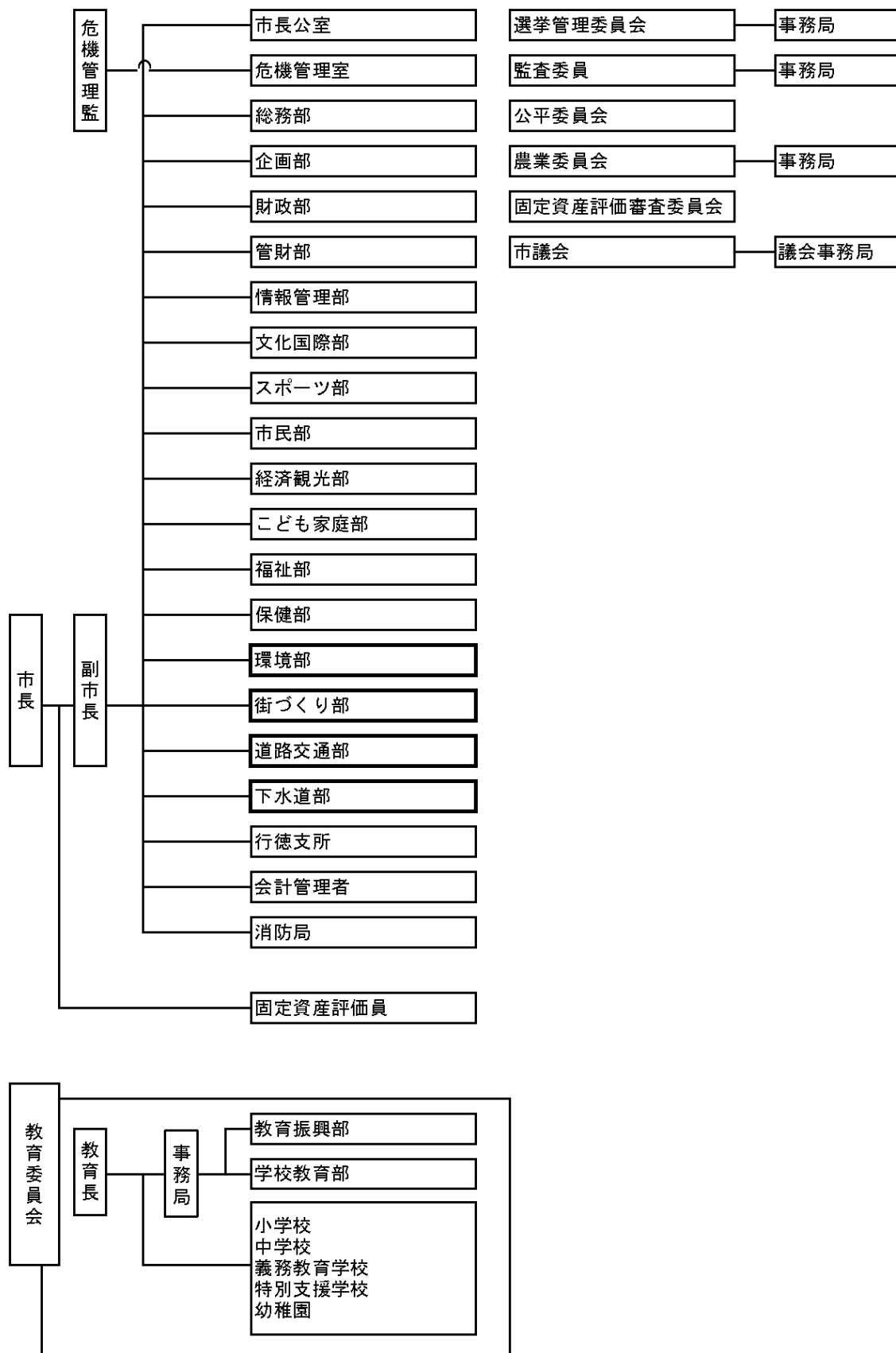


◆図 5



参考. 1 組織

● 市川市の組織



● 都市基盤関連部の組織図

(令和8年4月1日現在)



街づくり部(部次長+6課)	109人
道路交通部(部次長+4課)	111人
下水道部(部次長+3課)	88人
環境部(部次長+6課)	149人

都市基盤関連部 合計	457人
------------	------

市川市定数条例上の職員数 **2,995人**

参考. 2 基本計画(施策別計画)

施策	主な取り組みの方向性
01 健康・保健	健康づくりの推進 感染症対策の推進 母子保健の推進
02 こども・若者	地域における子育て支援の充実と保育の質の向上 特別な支援を要するこども・子育て家庭への支援 こどもの居場所づくりと若者への支援
03 こどもの教育	一人ひとりの可能性を広げる教育 豊かな人間性を育む教育 誰一人取り残さない教育
04 社会教育	若年層を含めた社会教育人材の活躍促進 誰もが生涯を通じて学び続けられる学習環境の実現 大学や企業などと連携した学習機会の提供
05 地域福祉	地域共生社会への意識向上 支え合いの地域づくり 包括的な相談支援体制の充実
06 高齢者福祉	介護予防・生きがいの充実 介護サービス・生活支援サービスの充実 高齢期や最期の備えへの支援体制の整備
07 障がい者福祉	生活支援・相談支援体制の充実 就労・社会参加の促進 差別解消と障がいの理解促進
08 社会保障・生活困窮者	安心して暮らせる社会保障の確保 生活困窮者への支援
09 多様性社会	多様性社会の実現 人権の尊重
10 平和・国際交流	平和意識の高揚 国際感覚の醸成 在住外国人への支援

12 消防	- 消防力の強化 - 火災予防の推進 - 救急体制の充実
13 防犯・市民安全	- 個人の防犯意識の向上と防犯対策の促進 - 犯罪の起こりにくい環境の整備 - 消費生活相談体制の充実
14 交通安全	- 交通安全への意識啓発 - 安全な歩行空間・自転車走行環境の整備 - 通学路の安全性向上
15 都市計画・土地利用	- 適切な土地利用による魅力あるまちづくり - まちの個性に彩られた景観の形成
16 道路・交通	- 道路交通網の充実 - 道路の安全性の確保 - 公共交通の充実
17 下水道・治水	- 快適な暮らしにつなげる下水道普及の向上 - 安心な暮らしを守る治水対策の推進 - 暮らしを支える施設の安全対策の推進 - 経営基盤の強化
18 住宅・住環境	- 多様なニーズに対応した住まいとまちづくり - 住宅セーフティネットの確保
19 カーボンニュートラル	- カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み - 環境への意識啓発・理解促進
20 自然環境・生物多様性	- 自然環境・生物多様性の保全 - 自然と触れ合える機会の創出 - 動物との共生に向けた取り組み
21 公園・緑地・水辺	- 魅力ある公園の整備 - 緑地の保全・創出 - 水辺を活用したまちづくり - 海辺の環境の保全・再生
22 資源循環型社会・清掃行政	5Rの推進 - 廃棄物の適正処理の推進
23 生活環境	- 良好な生活環境の保全 - 安全で清潔な生活環境の保持
24 市民活動	- 自治会活動の活性化☑ - 市民活動の活性化 - 新たな担い手の確保とコミュニティの形成
25 文化・芸術	- 文化・芸術に触れる機会の拡充 - 文化・芸術活動への支援
26 歴史・文化的資産	- 伝統文化の継承 - 文化財の保護と文化的資産の保全・活用

27 経済・商工業・雇用	- 経営基盤の強化と経営人材の育成 - 地域に根差した商工業の育成 - 地域内経済循環の構築 - 就労支援・勤労者福祉の推進
28 農水産業	- 活力に満ちた農業の推進 - 都市農地の保全 - 漁業環境の整備 - 将来にわたる水産業の継続 - 農水産業への理解促進
29 観光	- 情報発信の強化 - 市川ファンの創出
30 スポーツ	- スポーツをする機会の提供 - スポーツをみる感動の発信 - スポーツをささえる環境の充実
31 情報政策	- 情報通信技術を活用した市民サービスの提供 - 情報システム全体の最適化 - 情報セキュリティ体制の運用
32 広報広聴・魅力の発信	- 広報広聴活動の充実 - 広報活動を通じた市政への関心の向上 - 情報公開の一層の推進

データにみる市川市の都市基盤 2026
令和 8 年6月発行

編集／発行
市川市街づくり部 街づくり計画課

市川市南八幡2丁目20番2号
第2庁舎 2階

TEL 047-712-6323
FAX 047-712-6324

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>